

活動報告

【会 合】

第19回法整備支援連絡会

千葉地方検察庁検事（元国際協力部教官）

石 田 正 範

法務総合研究所は、法制度整備支援の関係者間の意見交換等を目的として、平成30年1月19日（金）、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、国際法務総合センター国際棟国際会議場Aを東京会場と、大阪中之島合同庁舎国際会議室を大阪会場（東京会場とTV電話会議システムで接続）とし、第19回法整備支援連絡会（以下「本連絡会」といいます。）を開催いたしました。

本連絡会のプログラム、講演者・登壇者の経歴、会場での講演・発言の内容等は後掲のとおりですが、紙面の都合上、講演・発言の内容について、そのすべてを掲載しておらず、また全体の意味を損なわない範囲で一部表現を変えさせていただきました点、ご理解いただけますと幸いです。

法務省は、1994年にベトナムを対象とした法制度整備支援を開始し、1996年から同国への同支援がJICAプロジェクトとして実施されるようになり、その後現在に至る20余年の間、多くの関係者のご支援、ご協力を受け、その支援対象国及び支援分野を急速に拡大させながら、多くの成果を挙げてきました。

他方、法制度整備支援は、法令、法制度といった一般の人々には必ずしも馴染みがないものを対象とし、また、道路や建物を作るといった物的支援と比べますと成果が見えにくいことなどから、その活動や成果が、その重要性の割には、我が国及び支援対象国の国民並びに国際社会において、必ずしも認知度は高くないという面がありました。

そのため、我が国の法制度整備支援の活動を、より積極的に国内外に発信していくべきではないかという機運は、最近の法整備支援連絡会でもそのような意見が出されるなど、関係者間でも高まってきたように思います。

ただ、法制度整備支援における「発信」とは何かということは、まだまだ議論の余地があると思われました。すなわち、発信とは、一義的には、法制度整備支援の活動、成果を対外的に知らせるということであるとは思われますが、20年以上にわたり、我が国特有のアプローチで綿々と実施されてきた法制度整備支援には、具体的な活動や、各活動で設定された個別の目標を達成することを超えて、何か大きなアピール力や積極的なメッセージを内包しており、それこそが、法制度整備支援の関係者が臆せずに対外的に発信していくべきものではないかとも考えました。

そこで、本連絡会では、「日本の法制度整備支援の発信力～どんな「メッセージ」を伝えられるか～」を全体テーマとし、第1部では、JICA副理事長の越川和彦氏及び国際連合（UN）事務総長室法の支配ユニット長のアレハンドロ・アルバレス氏にそれぞれ基



【第1部 越川和彦氏による講演】



【第1部 アレハンドロ・アルバレス氏による講演】



【第2部 アナ・パトリシア・グラッサ氏によるプレゼンテーション】



【第2部 船木成記氏によるプレゼンテーション】

調講演をしていただき、第2部では、国連開発計画（UNDP）政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行のアナ・パトリシア・グラッサ氏及び株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与の船木成記氏からプレゼンテーションをしていただきました。そして、第3部では、グラッサ氏、船木氏、外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官岡垣さとみ氏に加え、法制度整備支援に長年深くかかわっている関係者の皆様にパネリストとして登壇いただき、法制度整備支援は、支援対象国、我が国国内、あるいは国際社会に向けて何らかのメッセージを持ちうるのか、持ちうるであればそれはどのようなものであり、どのように伝えていけばよいのかという点を掘り下げて議論いただきました。

また、上川陽子法務大臣も本連絡会に出席し、法制度整備支援の意義と今後の発展等についてスピーチをしました。

本連絡会を通じて、上記メインテーマ等について、会場にご参加いただいた皆様も交えて、活発かつ忌憚のない議論がなされ、法制度整備支援のあり方についてこれまでとはやや異なる視点から考察する良い機会となったものと考えます。

なお、次回の第20回法整備支援連絡会は、平成31年2月1日（金）に本年度と同会場で開催予定です。



【第3部パネルディスカッション（前半）】



【第3部パネルディスカッション（後半）】



【大阪会場の様子】

第19回
MOJ 法整備支援連絡会 JICA

The 19th Annual Conference on
Technical Assistance in the Legal Field

日本の法制度整備支援の発信力

—どんな「メッセージ」を伝えられるか

Japan's Legal Technical Assistance

—What "message" can it carry?

東京会場(メイン会場) Tokyo Venue (Main Venue):
法務省国際法務総合センター 「国際会議場A」
International Conference Hall A, International Justice Center,
Ministry of Justice (MOJ)

大阪会場(東京会場とTV会議システムで接続)
Osaka Venue(to be connected to the Tokyo venue via TV-conference system):
大阪中之島合同庁舎 「国際会議室」
International Conference Hall, Osaka Nakanoshima National Government Building

平成30年1月19日(金)

Friday, 19 January 2018

10:00~17:25

主催者 Organizers

法務省法務総合研究所
Research and Training Institute (RTI), MOJ
独立行政法人国際協力機構 (JICA)
Japan International Cooperation Agency (JICA)

後援 Supported by

最高裁判所
Supreme Court
日本弁護士連合会
Japan Federation of Bar Associations
独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所
Institute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (JETRO)
公益財団法人国際民事法センター (ICCLC)
International Civil and Commercial Law Centre Foundation (ICCLC)

プログラム Program ※敬称略 Honorific titles are omitted

開会挨拶 Opening Address 10:00-10:05

法務省法務総合研究所長
President, RTI, MOJ

佐久間 達哉
Tatsuya Sakuma

開催趣旨説明 Introductory Remarks of the Purpose of the Conference 10:05-10:20

法務省法務総合研究所国際協力部長
Director, International Cooperation Department (ICD), RTI, MOJ

森永 太郎
Taro Morinaga

第1部 基調講演 Session 1: Keynote Speeches 10:20-11:35

JICA副理事長
Executive Senior Vice President, JICA
「日本の法整備支援の経験と情報発信」
"Sharing Experiences of Japan's Legal Technical Assistance"

越川 和彦
Kazuhiko Koshikawa

国際連合 (UN) 事務総長室法の支配ユニット長
Director, Rule of Law Unit, Executive Office of the Secretary-General, United Nations
「国際社会における『法の支配』を巡る議論の潮流」
"Trend of Discussions on the Promotion of the Rule of Law in the Global Community"

アレハンドロ・アルバレス
Alejandro Alvarez

昼食休憩 Lunch Break 11:35-13:00

第2部 プレゼンテーション Session 2: Presentations 13:00-13:45

国連開発計画 (UNDP) 政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行
Team Leader a.i., Rule of Law, Justice, Security and Human Rights, Governance and Peace Building Cluster, Bureau for Policy and Programme Support, United Nations Development Programme (UNDP)
「UNDPにおける活動発信の狙いと取組み」
"Sharing Information and Experiences – the UNDP perspective"

アナ・パトリス・グラッサ
Ana Patricia Graca

株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与
Director, Public Affairs Division, Thematic Business Development Department, Hakuodo Incorporated; Advisor to Nagano Prefecture
「日本の法制度整備支援を発信するに当たっての視座」
"Visions in Promoting Japan's Legal Technical Assistance"

船木 成記
Shigenori Funaki

第3部 パネルディスカッション Session 3: Panel Discussions

前半 「日本の法制度整備支援は、いかなるメッセージを持つのか」 13:45-15:15 Part I “What is the ‘message’ of Japan’s Legal Technical Assistance?”

モデレーター Moderator

法務省法務総合研究所国際協力部長
Director, ICD, RTI, MOJ

森永 太郎
Taro Morinaga

パネリスト Panelists

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
Professor, Keio University, Law School

松尾 弘
Hiroshi Matsuo

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
Director, Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University

小畑 郁
Kaoru Obata

JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム課長
Director, Law and Justice Team, Governance Group, Industrial Development and Public Policy Department, JICA

大久保 晶光
Akimitsu Okubo

東京地方検察庁検事（前国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）犯罪防止・刑事司法担当官）
Public Prosecutor, Tokyo District Public Prosecutors Office (Former Crime Prevention and Criminal Justice Officer, United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC))

柴田 紀子
Noriko Shibata

休憩 Break 15:15-15:30

後半 「日本の法制度整備支援を、誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきか」 Part II “Sharing the ‘message’ of Japan’s Legal Technical Assistance – To Whom, Why, What and How” 15:30-17:00

モデレーター Moderator

国連アジア極東犯罪防止研修所教官
Professor, United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI)

渡部 亜由子
Ayuko Watanabe

パネリスト Panelists

国連開発計画（UNDP）政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行
Team Leader a.i., Rule of Law, Justice, Security and Human Rights, Governance and Peace Building Cluster, Bureau for Policy and Programme Support, United Nations Development Programme (UNDP)

アナ・パトリシア・グラッサ
Ana Patricia Graca

外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官
Senior Deputy Director, Global Issues Cooperation Division, International Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs

岡垣 さとみ
Satomi Okagaki

株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与
Director, Public Affairs Division, Thematic Business Development Department, Hakuodo Incorporated; Advisor to Nagano Prefecture

船木 成記
Shigenori Funaki

JICA法整備支援アドバイザー
Legal Advisor to JICA

佐藤 直史
Naoshi Sato

法務省法務総合研究所国際協力部副部長
Deputy Director, ICD, RTI, MOJ

伊藤 浩之
Hiroyuki Ito

総括 Conclusion 17:00-17:10

JICA理事
Senior Vice President, JICA

前田 秀
Shigeru Maeda

挨拶 Address 17:10-17:15

法務大臣
Minister of Justice

上川 陽子
Yoko Kamikawa

閉会挨拶 Closing Address 17:15-17:25

ICCLC理事長
President, ICCLC

大野 恒太郎
Kotaro Ohno

レセプション Reception 18:00-

※東京会場のみ Only the Tokyo venue

プロフィール Profile

※敬称略 Honorific titles are omitted



1980年に一橋大学法学部卒業後、外務省入省。2016年5月より現職。これまで、在イラン日本国大使館、在ニューヨーク総領事館、森内閣副広報官、財務省副財務官、駐アンゴラ特命全権大使、外務省国際協力局長、大臣官房長、駐スペイン特命全権大使を歴任。

JICA副理事長
越川 和彦



新リスボン大学で修士号取得。民間事務所で弁護士として勤務する傍ら、国際NGOの法律顧問に。数か国のUNDP事務所で司法制度構築プログラムに関与し、UNDPアジア太平洋地域センターでは危機にある国家の法の支配等に関するプログラム策定等を担当。現チーム副リーダーを経て、2017年4月から現職。

UNDP政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ
法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行
アナ・パトリシア・グラッサ

パリ第I大学で修士号取得。司法分野改革プログラムディレクター、アフリカ等数か国で欧州委員会等の独立コンサルタント、グアテマラの国連平和構築ミッションで和平合意実施検証担当を務める。2002年以降、UNDPにおいて、法の支配、司法及びセキュリティチームリーダー等を務め、2017年から現職。



UN事務総長室法の支配ユニット長
アレハンドロ・アルバレス

東京都出身。1989年慶應義塾大学文学部卒業、同年株式会社博報堂入社。現在、同社ディレクターとして主にソーシャルマーケティング手法によるビジネス開発業務に従事しながら、様々な公的機関において要職を歴任。

2007年～ 2009年 内閣府男女共同参画局政策企画調査官
2012年～ 兵庫県尼崎市顧問、高知大学客員教授
2017年～ 長野県参与（信州総合ブランディング担当）

(株)博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与
船木 成記



1994年検事任官、新潟、東京、横浜、宇都宮等の各地検で勤務後、法務総合研究所国際協力部教官、佐賀地検次席検事、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長を経て、2017年10月から現職。2004年から約3年間JICA長期派遣専門家としてベトナム社会主義共和国司法省に派遣され、同国において法制度整備支援に携わった経験を有する。

法務省法務総合研究所国際協力部長
森永 太郎

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。同大学院法学研究科修士課程修了。一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。横浜市立大学助教授、横浜国立大学教授を歴任し、現在は、慶應義塾大学法務研究科教授・グローバル法研究所長として、ラオス、ネパール、カンボジア、ベトナム等への法整備支援に携わっている。



慶應義塾大学大学院法務研究科教授・グローバル法研究所長
松尾 弘

京都大学法学部卒業，同大学大学院法学研究科修士課程修了，同博士後期課程研究指導認定退学，神戸商船大学助教授，金沢大学助教授等を歴任し，現在，名古屋大学大学院法学研究科教授。2014年4月から名古屋法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長を務め，アジア諸国の法整備支援研究とともに人材育成に寄与している。



名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
小畑 郁

放送局勤務等を経て，1998年JICA入構。入構直後に勤務した名古屋では，ラオス法整備支援研修を立ち上げた他，中国事務所勤務時代（2006-2010）は民訴法プロジェクトを担当したり，最高人民法院のための研修を企画する等，法整備支援に従事。2014年より，本部で法整備支援を担当する法・司法チーム課長。



JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ
法・司法チーム課長 大久保 晶光



1998年検事任官，東京，横浜，千葉，高知等の各地検，法務総合研究所国際協力部勤務を経て，2006年から約2年間JICA長期派遣専門家としてカンボジア王国立裁判官・検察官養成校に派遣され，同国において法制度整備支援に携わり，その後，同部副部長等を経て，2015年から2年間国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東南アジア太平洋地域事務所に派遣され，国連機関における国際支援に携わった経歴を有する。2017年12月から現職。

東京地方検察庁検事（前UNODC犯罪防止・刑事司法担当官）
柴田 紀子



2000年検事任官，東京，福岡，静岡，千葉の各地検で勤務後，法務省矯正局付，同省大臣官房付検事として法務行政に携わる。2015年4月から現職に就き，国連アジア極東犯罪防止研修所において実施される刑事司法分野の研修業務に従事している。

国連アジア極東犯罪防止研修所教官
渡部 亜由子

カナダ・クイーンズ大学大学院（社会学科修士課程）修了。

外務省では，国際連合日本政府代表部，在カナダ日本国大使館，国際協力局気候変動課，伊勢志摩サミット・広島外相会合準備事務局等を経て，現職。国際協力におけるジェンダー平等・女性のエンパワメント，防災，持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）等に従事。



外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官
岡垣 さとみ

1996年弁護士登録，2004年ロンドン大学School of Oriental and African Studies 法学修士（LL.M. in Law and Development），2004年～06年JICA長期専門家（ベトナム），2006年～15年JICA国際協力専門員（法整備支援の企画・立案，実施，モニタリング，評価等を担当），2007年～中央大学法科大学院兼任講師（法整備支援論），2015年～JICA法整備支援アドバイザー



JICA法整備支援アドバイザー
佐藤 直史



2000年検事任官，東京，神戸，奈良，大阪，名古屋等の各地検で勤務後，法務総合研究所国際協力部教官，大阪地検検事を経て，2016年1月から現職。2011年から3年間JICA長期派遣専門家としてラオス人民民主共和国へ派遣され，同国において法制度整備支援に携わった経験を有する。

法務省法務総合研究所国際協力部副部長
伊藤 浩之

第19回法整備支援連絡会発言録

【司会（梅本）】 ご来場の皆様、大変長らくお待ちいたしました。

ただ今より第19回法整備支援連絡会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の梅本友美と申します。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

法整備支援連絡会は今年で19回目を迎えます。今回は当部が大阪からこの昭島の国際法務総合センターへ移転後、初めて開催する連絡会となります。本日はこの会場と大阪会場をテレビ会議システムでつなぎ、大阪からも質問やコメントをいただく予定にしております。それでは、ここで大阪会場につないでみたいと思います。大阪会場は聞こえておりますでしょうか。

【司会（東尾）】 はい、大阪会場です。私はこちらの進行を務めます法務総合研究所国際協力部教官の東尾和幸と申します。本日、大阪にも多くの方にお越しいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会（梅本）】 大阪会場にも沢山の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございます。

それでは、まず初めに本連絡会の主催者であります法務省法務総合研究所所長、佐久間達哉より開会のご挨拶を申し上げます。

佐久間達哉法務総合研究所長 挨拶

【佐久間】 皆様、おはようございます。法務総合研究所の佐久間でございます。

本日は大変皆様お忙しい中、大勢の皆様が法整備支援連絡会にご参加をいただき、誠にありがとうございます。

特にこの後、講演等をお願いしております国連事務総長室のアレハンドロ・アルバレス様、UNDPのアナ・パトリシア・グラッサ様には、はるばるニューヨークからお越しをいただきました。大変ありがとうございます。心から御礼を申し上げます。また、同じく講演等をお願いしておりますJICA

副理事長の越川様、株式会社博報堂の船木様、パネリストをお願いしております多くの皆様にも心から御礼を申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。

また、私どもの法制度整備支援にかかわる活動に日ごろ皆様から多大なご支援とご協力をいただいておりますことに、この場を借りて心から御礼を申し上げます。

さて、冒頭、司会からもご紹介がありましたように、この法整備支援連絡会もおかげさまで今年で19回目を数えることになりました。これも冒頭ご案内申し上げたところですが、私どもで法制度整備支援を担当しております国際協力部が昨年10月にこの昭島の国際法務総合センターに移ってまいりました。私どもでやはり運営をしておりますアジア研、国連アジア極東犯罪防止研修所と一緒にこの昭島の地に移ってまいったわけであります。そして、今年の法整備支援連絡会がこの昭島の国際会議場をメイン会場にして行う初めての連絡会ということになりました。大阪のこれまでメイン会場として使っておりました中之島合同庁舎の国際会議室とも、ご覧いただきましたようにテレビ会議システムでつないで一日進めてまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、今年の法整備支援連絡会では、法制度整備支援の発信力ということをテーマとして取り上げました。ちょっと聞いてはっとどんなことをやるのかということがわかりづらいかもかもしれません。法制度整備支援を通じて、あるいは法制度整備支援に関連をして、支援する側、つまり日本の国民や企業、さらには支援対象国の国民、法曹関係者、更には政策立案者、国際社会といった様々なステークホルダーに対してどのようなメッセージを伝えていくべきなのか、あるいは伝えていけるのか、またどうやって伝えていくのか、こういったことを問題として捉えたものでございます。詳しくはこの後、私どもの国際協力部長からご説明申し上げますが、いずれにし

まして、幅広く議論していただくことができるテーマではないかと思っております。色々な視点からそれぞれのご経験やご専門に即して有益なお話をいただけるのではないかと楽しみにしておりますので、どうか今日一日、自由闊達なご議論をお願いしたいというふうに思います。

誠に簡単ではございますが、皆様のますますのご健勝と法制度整備支援の更なる前進を祈念して私のご挨拶とさせていただきます。どうぞ今日一日よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

【司会(梅本)】続きまして、法務省法務総合研究所国際協力部部長、森永太郎より開催趣旨のご説明を申し上げます。

森永太郎法務省法務総合研究所国際協力部長 開催趣旨説明

【森永】皆様、おはようございます。法務総合研究所国際協力部の部長を務めております森永と申します。

第19回の法整備支援連絡会によるこそお集まりいただきました。ことに海外から遠路はるばるお越しいただきましたアレハンドロ・アルバレスさんと、それからアナ・グラッサさんには改めて厚くお礼申し上げます。後でお話を伺えるのを大変楽しみにいたしております。

さて、今年の法整備支援連絡会では既にご案内のとおり、日本の法制度整備支援の発信力というちょっと変わったテーマを設定させていただきました。法務省が今現在、法制度整備支援と名がついておりますこの事業を開始いたしましたのが、ご承知のとおり1994年のことで、既に20年以上にわたりまして主としてアジアの開発途上国を対象として、法案の起草や司法制度の整備、あるいは人材育成などについて支援活動を展開してきました。

1996年には法制度整備支援が国際協力機構JICAのプロジェクトとして行われるようになりまして、その後、急速に対象国も支援分野も広がってきまして、これに関わりました人たちは、それぞれ懸命に仕事をしてきたわけです。しかし、多くの関係

者には自分たちの活動が国内外の人々に全く知られていないというジレンマと申しますか、ある種の焦燥感を感じていたと思います。

法制度整備支援という国際支援活動と申しますのは、そもそもが、法律というただでさえ小難しいような事柄を扱う活動であります上、別に道路ができるわけでもなく、新しい建物が建つわけでもないために、支援が一体どんな効果をもたらしたのか、その測定もかなりしにくいものであります。そのため、どうしても一般の人々には理解されにくいという面があるのではないかと思っております。メディアの方もそれほど取り上げてはくれません。ですから、そのような事業に取り組んでいる関係者の間では、こんな大事なことをやっているのになぜ理解されないんだらうとか、もっと我々のやっていることを知ってほしいと、もっと積極的に国内外にアピールをすべきではないかというような声が上がってくるのも、これは無理からぬことと申さざるを得ないと思います。

今回の「日本の法制度整備支援の発信力」というテーマも、このような、私もその一人ですけれども、極めて素朴な関係者の感情から出発しております。しかし、私たちはこんなこともやりました、あんなこともしました、見てくださいと、すごいでしょと、ただ言ってみるところで何になるでしょう。法制度整備支援に直接かかわっている人たちの自尊心は多少満足させられるかもしれませんが、ただそれだけのことです。法制度整備支援が本当に重要な、極めて大きな意義のある活動であるならば、そうであるならばそこにはおのずから単に関係者の自己満足には終わらない、もっとはるかに大きなアピール力があって、積極的なメッセージが内包されているのではないかと、それこそが私たち法制度整備支援の関係者が臆せずに発信していくべきものではないかと思っております。

そこで、今回の法整備支援連絡会では、皆様はこの点についてご議論いただきたいのです。つまり、法制度整備支援は個別的な助言や研修とかそういった規模の小さいものから、プロジェクトあるいはプログラムといった形をとる大規模なものまで、様々

ありますけれども、法制度整備支援の活動自体がそれぞれ設定された個別の目標を達成することを超えまして、支援対象国、支援国、あるいは国際社会に向けた何らかのメッセージを持ち得るのか、持つとすればそれはどのようなものかということでありませぬ。無論、一言でメッセージといいましても大小様々なものが考えられると思います。大きなところでは、価値観の共存、基本的人権の尊重、法の支配の確立などが、開発という視点からは持続可能な開発といったキーワードがすぐに思い浮かびますし、また、開発途上国による自助努力の側面支援だと、こういう考え方とか、あるいはインクルーシブな開発支援などといった支援手法に、支援のやり方に注目したのも考えられます。また、より技術的な面に焦点を当てますと、過去の支援活動から得られた経験や知恵や技術を体系的に整理して、法制度整備支援でやっていいこととやってはいけないこと、Do's and Do nots ですね、などといった形の情報提供というのもある種のメッセージになるのではないかと思います。これらのメッセージは無論、誰に対して発信するものなのかということによって、当然内容は異なったものとなるでしょう。大きな視点からのメッセージは、主として政治的、政策的決断を下す人々、さらには支援国、あるいは被支援国の一般国民に向けたもの、あるいは国際社会や国際機関に向けたものとなるでしょうし、技術的視点からのメッセージは、法制度整備支援に様々な立場で関わる法律や開発の実務家に向けたものとなると思います。これまで国際機関や日本を含めた各国が行ってきました法制度整備支援には、これら大小様々なメッセージが、あるときには意識的に、またあるときには無意識的に込められていたというふうに思います。

さて、ここからは個人的な、しかも若干こじつけになるような意見になるかもしれませんが、またあいつ変なこと言っているなと思われるかもしれませんが、私自身は無意識に、あるいは意図せずに込められていたメッセージというものは、実は大変重要なものだと思っております。突然歴史の話に

なつて恐縮ですけれども、日本は19世紀の末から20世紀の初めにかけて、それまでの封建体制を改めて近代資本主義国に生まれ変わり、その際、法制度整備の面では西欧諸国の多大な支援を受け、西欧式の法制度を基本とした現在の日本法を築きました。そして、その法制度はそれが発祥した土地、場所とは著しく異なる社会環境の中で、それにもかかわらず比較的上手に受け入れられ定着していったのです。この西欧諸国からの支援が今日の法制度整備支援と同じようなものであったとは、無論断定できません。しかし、これも法制度整備支援の一種であったことは否定できないものじゃないかと思いません。そして、それが西欧からの専門家と日本側の関係者との共同の努力により実を結び、日本法として発展していったわけです。実はこのこと、つまり、支援する側と支援される側の努力により法制度整備が行われ、まがりなりにも成功したのだと、こういうことがはるか後に非常に大きなメッセージとして、それはどういうメッセージだったかといいますと、合理的で公正な法制度はアジアにおいてもその地域や国の特性と両立させながら十分機能するのだというメッセージとして効果を発揮したのではないかと思います。

私は、自分自身、ベトナムに対する法制度整備支援にかかわりまして、ベトナムにもほぼ3年間滞在したことがございますけれども、ベトナム側の複数の関係者から何度となく、もちろんそのプロジェクトの目標を達成するための活動というのは重要であつて、そのために日本側から様々な法制度や法律実務の知識を得たいと、それはもちろんそうだと、そう思うけれども、更に知りたいのは、日本が過去になぜあれほど巧妙に法制度をとり入れ適正に運用することができたのか、その秘密が知りたいんだという話を何度か聞きました。明治時代、西欧の学者が日本政府に西歐法の手ほどきをした際に、まさか百数十年も後になってベトナムがそのことに興味を持つなんてことは夢にも思わなかつただろうとは思いますが、しかし西欧諸国による日本への法制度整備支援、日本側から見れば日本による西歐法

を学び取り入れるという、その努力がアジアでもできるんだという大きなメッセージを残したということとは間違いのないのではないのでしょうか。我々が日常的に従事しております法制度整備支援活動は、日本が明治時代に経験したほど大規模なものではないかもしれませんが、しかし、今日におきましても、支援国と被支援国が協力し合い、より公正で実効的な法制度とその運用実務を確立していく共同作業、これこそが現在の法制度整備支援にほかならないわけですけれども、これが他の支援国や被支援国に、あなたたちにもできますよというメッセージを持つことというのは、それはあるんじゃないかというふうに思います。

今申し上げたところは、また私が勝手に思いつまままにこじつけたお話でございまして、考えられる一つの例にすぎません。しかし、こんなことも考えられる、あんなこともできるかもしれないという想像力をたくましくしてあれこれ考え、議論することは決して無益なことではないと思います。

そして、本日の活発な議論がきっとまた新たなメッセージになるはずなのです。そんな心持ちで今日はぜひ闊達な議論をしていただけることを期待し、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】 それでは、第1部に入ります。

これから基調講演として、まず独立行政法人国際協力機構 JICA 副理事長の越川和彦様から「日本の法制度整備支援の経験と情報発信」と題し、ご講演いただきます。そして、引き続き、国際連合事務総長室法の支配ユニット長のアレハンドロ・アルバレス様から「国際社会における『法の支配』を巡る議論の潮流 国連における情報発信の狙いと取組み」と題し、ご講演いただきます。その後、会場の皆様からお二方のご講演についてご質問、コメントを頂戴する時間を設けさせていただきます。第1部はただいまから11時35分頃までを予定しております。

それでは、越川様、演台へお願いいたします。

ここで、越川様のご経歴をご紹介します。越

川様は1980年、外務省に入省され、内閣副広報官、駐アンゴラ特命全権大使、外務省国際協力局長、駐スペイン特命全権大使などを歴任され、2016年5月より現職である JICA 副理事長を務めておられます。

【第1部 基調講演】

越川和彦 JICA 副理事長 講演

【越川】 皆様、おはようございます。それから大阪の会場の皆様、おはようございます。ただいまご紹介にあずかりました JICA の副理事長の越川でございます。本日は第19回を迎えられました法整備支援連絡会に、このように沢山お集まりいただきましたことに、法務省とともに主催しております JICA を代表しまして、心よりお礼を申し上げたいと思います。ここ昭島の国際法務総合センターは、先ほどご紹介ありましたけれども、昨年10月に開所をして、法務省法務総合研究所の国際協力部と国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAF E I の両方がここに移転し、法務省における法制度整備支援の拠点として開所したということで、これに対し心からお祝いを申し上げます。このような新たな意義を持つ場所で初めて開催される連絡会に、お話をする機会をいただきまして大変光栄に存じます。

さて、本日は「日本の法制度整備支援の経験と情報発信」について簡単にお話しさせていただければと思います。先ほど、森永部長のほうからもお話があつて、重なる部分が多いかと思いますが、お話をさせていただきます。

国際社会の目標といたしまして、2015年に国連で採択されました SDGs, この中に人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描くと、民主主義、グッドガバナンス、法の支配、この重要性をうたっているのもこのような表れと言えらと思います。しかし、法の支配といいますが政治体制の発展状況が各国で異なるという現状を見ますと、その実現する現実の姿は容易ではございません。それぞれの国でしっかりと法の支配が根づくため

に、工夫と長い時間が必要だと思います。

少し私、飛ばして話をしてしまいました。その前にちょっと日本を取り巻く全体の話をしようと思っておりました。2018年を迎えまして周辺を見回しますと、残念ながら余り良いニュースがございません。アジアだけ見ましても北朝鮮の核ミサイルの問題、あるいは漁船による領海の侵犯、あるいは海洋における中国の進出、そして不透明な中東情勢に起因するテロの脅威など、様々な不安定要因が見てとれます。JICAも残念ながら昨年ダッカで支援のJICAの専門家が殺害されるテロ事件に遭遇してございます。また、今、ICTを初めとする科学技術の劇的な発展によりまして、国境を超えての経済的・政治的な個々人相互の結びつきが大変強固になっております。そして、その結果、皮肉なことに世界各国の様々なリスクが日本を含む世界全体の平和や安定、そして繁栄に直接的な影響を及ぼす状況になっております。

私もちょうど2001年8月にニューヨークの総領事館に赴任しまして、1カ月後にセプテンバーイレブンが起きました。その後起こった世界的な動きは皆さんよくご承知のとおりだと思います。これもICTの科学技術の発展に伴った一つの側面あるいは現象だというふうに見ることもできるかと思いません。

この国際社会の不安定さを乗り越えるにはどうすべきなのか、正直申し上げて大変難しい問題であり明確な回答はないように思います。しかし、その構成員であるそれぞれの国において平和、安定、民主化といった開発の基盤を確固とすることが、国際社会全体の安定に確実に繋がっていくものだという事は確かだと思います。その中で、私どもJICAとしましては特に法の支配の確立がその鍵になると考えております。

先ほど申し上げた2015年のSDGsの話に戻りますが、SDGsにおいても法の支配、あるいは民主主義、グッドガバナンスの重要性がうたわれているということでございます。

そうは言っても、先ほど申し上げましたけれども、

いろいろ国によって状況は異なるということで、JICAとしまして途上国の法整備の支援をこれまで約20年間行ってまいりました。その際、常に大切にしてきましたことは、非常に重要なことなのですが、相手国と日本との間には政治、社会、文化、歴史の違いがあるということ正面から認め、その違いを尊重した上で、公正なルールの設定、適用、司法アクセスの充実といった日本と相手国が合意できる分野をまず入り口として、少しずつ法の支配に近づくという現実的なアプローチをとることだと思います。先ほど森永部長からもあったお話かというふうに思います。

相手国にとって新しい法律がいかにより良いものであっても、急激に導入しようとする方法では結局は多くの場合うまくいかないと思います。法令や制度がいくらできて、人々の中に納得が生まれて、受け入れ、根づいていかなければ、紙の上の文字だ、法律だということだと思います。法制度整備支援といいますと、中には日本の法律をそのまま相手国に移植するようなイメージを持つ方がいるかもしれませんが、ここにおられる方は専門家ですのでそういうことはないと思いますが、一般の方はそうだと思います。しかし、それではうまくいかないということJICAとしてこれまで20年の経験を通じて学んでございます。

私どもJICAの開発途上国における法制度整備支援が始まりましたのは、1996年にベトナムで開始しましたプロジェクトからです。しかし、その4年前に、会場におられるかと思いますが、1992年に当時の名古屋大学法学部長でいらっしゃいました森嶋先生がベトナムに現地調査に行かれたとき、当時のグエンディンロック司法大臣から民法起草の支援要請を受けたことが、日本による法制度整備支援の契機となったと多くの方々にご存じのことでございます。ベトナムはかつてフランスの植民地でございました。第二次世界大戦後、ベトナム戦争と1976年の南北統一を経て社会主義国になりました。1986年に市場経済システム導入を決めた後、経済発展の道を歩むようになりました。

れども、次第に活発化する経済取引に法整備が追いつかない、そういう状況でロック大臣から森島先生に民法起草の支援の要請があったということでございます。しかし、社会主義国であるベトナムにとりまして、当時法案は国家機密として扱われ、1993年に初めてベトナムで森島先生が民法について講義をされた際は、司法省は助言を受けたいはずの民法草案を外国人であるという理由で見せてくれなかったと伺っております。ところが、それでもベトナム側の事情をじっくりと聞き取って、その背後にある問題を探り、アドバイスしようという森島先生の真摯な姿勢にベトナム側が信頼を寄せ、先生が4回目の渡航を自費でなされた際には、事前にハノイからの国際郵便で民法草案が数々の質問リストとともに先生のもとに送られるまでになったと私も伺っております。このように、相手方に寄り添って信頼を得て法制度整備支援を行うと、いわば森島スピリット、これをその後民法改正支援から協力したJICAも受け継いでおります。

また、カンボジアを例にとりますと、カンボジアもやはりフランスの植民地でありました。第二次世界大戦後は1970年からの長い内戦、また1975年以降はポル・ポト政権の虐殺といった激動の時間を経て、1992年からUNTAC国連カンボジア暫定機構による統治、それから国づくりが始まりました。私はちょうど1989年から3年間、ワシントン日本大使館で勤務しておりましたが、その際、カンボジア問題和平を担当しておりましたことを今思い出します。今日、酒井邦彦元法務総合研究所長も来られておりますけれども、一緒に机を脇で仕事をしていて、そういう時代を懐かしく思い出します。当時、虐殺、知識人のジェノサイドということで、長年にわたるそういう内戦の傷跡が非常に深く、カンボジアに残っていた法律家は6名にすぎないと言われております。復興の一環として、JICAに民法、民訴法という経済活動の根幹をなす法令について起草することの要請がなされました。1999年、これに基づいてプロジェクトが開始されております。その際、森島先生、また一橋大学名

誉教授でいらっしゃる竹下先生を初めとすご高名な先生方が作業部会を日本で構成し、民法、民事訴訟法に関し草案作成支援が開始されました。本来であれば、相手国の自助努力、これを支える観点から、まず相手国が起草して、これに対して日本側がアドバイスをするというのが通常の考え方かと存じますが、先ほど申し上げたように、当時、長い間の内戦、知識人の殺害、虐殺、ジェノサイド、生き残った知識人の数が非常に少なかったカンボジアに対しては、日本側がリードして起草するという柔軟な対応をとった事例でございます。そして、このときも日本側が草案を作成して終わりではなく、ワークショップを何十回と重ねて、カンボジア側のワーキンググループメンバーとともに一条一条検討を進め、2つの大法典を完成させました。

さて、少し地域を変えまして、JICAの法支援、アジアが多いのですけれども、それ以外の地域でもございます。民事商事法分野中心であります。法制度整備支援という言葉すらなかった1960年代から、国連アジア極東犯罪防止研修所UNAFEIの研修事業を通じた刑事司法分野の協力も行っております。最近のUNAFEIとの協力による取組みとしましては、コートジボワールを初めとするフランス語圏アフリカ8カ国に対する刑事司法研修でございます。これまで4回実施し、来月にもコートジボワールで2週間の予定で開催する予定でございます。西アフリカにおきましては、テロや組織犯罪の不安が大きな問題となっている地域でございます。多くの国がやはりフランスの旧植民地であるためにフランスの影響を受けた法制度が根づいております。その意味ではベトナムあるいはカンボジアと異なりまして、法案、法律の起草や改正を支援するものではなくて、逮捕、起訴から判決、矯正、更生といった一連の刑事手続が公正に行われるように人材を育成すると、こういうことでこの地域の平和と安定に貢献することを目指してございます。

このようにJICAとしては法制度整備支援に様々な国で取り組んでおりますが、確立したスタイルはあくまでも日本の法制を押しつけることではな

く、失敗も含めた日本の長い経験を共有して相手を尊重する共創、英語でコ・クリエーションの法制度整備支援を行うことであると考えております。これは日本自身が、先ほども森永部長からお話ありましたが、アジアに位置する国でありながら、明治時代の近代化の過程で西欧の法制度を苦心して取り入れ、そして戦後はアメリカの法制度も取り入れて、試行錯誤しながら法制度を発展させたと、こういう歴史あるいは経験を有するからできることであると考えております。

法制度整備支援を求める国、社会主義体制からの改革を目指している国の場合もあれば、紛争後の復興国の場合もございます。また、アフリカのように既に旧宗主国の法体系が機能している場合もございます。様々な相手の事情に合わせた柔軟な対応をとること、これが日本スタイルあるいはJICAのやっているスタイルかと思えます。また、法律をつくるだけでは支援は十分でございません。JICAはネパール、バングラデシュ等で法律を適用執行する機関である裁判所の業務の効率化、そしてベトナム、カンボジアでは弁護士会への支援を、コートジボワールでは市民からの法律問題に関する相談に応じる法律センターの設置の支援を行っており、作った法律が現実の司法の場で活用され、一般市民の司法アクセスを向上させるための支援を目指しております。

このように、JICAあるいは日本は起草、法運用機関の能力向上、司法アクセスの向上という3つの柱を立てて、いずれに対しても人材の育成、これを通じて貢献をしてきましたし、これからもしていきたいと考えております。

そして、このような手厚い支援を可能にするのは法務省、最高裁、日弁連、大学を初めとする様々な法律関係、日本の機関の献身的なご尽力があるからだというふうに思っております。このような強固なネットワークを今後も維持し更に発展させていただければというふうに思います。今後は更に、今日おいでの国連の関係機関の皆様とも更に協力を深めて、厚くして、多様なニーズに応えられればと考え

ております。

加えまして、皆様にご紹介したいものは、日本の法制度整備支援がこれまで各国の言語、日本語以外の言語における法律用語の確定に貢献したことでございます。日本も明治の時代、様々な法律あるいは概念を日本にとり入れるときに日本語でどういう言葉を使うか、それに非常に苦勞して工夫をしたという経験がございますが、法制度整備支援は言葉の支援であり法律用語はその意味の確定が大変重要でございます。JICAのプロジェクトでは、相手国の言語を用いた法令起草を支援し、時に相手国が目指す改革の方向に沿って新しい概念も紹介しながら法律用語を確定していくという地道な作業を重ねてまいりました。その作業を通じて、起草、制度の普及に関わる相手国の人材育成にもつながったと考えております。法を根づかせるためには法律整備とともにそれを活用、適用する人材の育成、これを重視することが大切であるとJICAとして考えており、経験を通じてJICAの学んだ点でもございます。そのような作業のためには両国の言葉に通じた、また法律にも通じた通訳の方々の下支えが不可欠でございます。多くの国のプロジェクトで表舞台には立たない通訳の方々の並々ならぬ努力があることも、ここに併せてご紹介させていただければと存じます。

今日ご紹介しましたように、日本の法制度整備支援は20年以上の経験を開発途上国の現場で積み重ねてまいりました。責任ある主要国である日本は法の支配という国際社会の安定の鍵となるテーマに取り組む国として、取組みだけに終わらせるのではなく、日本が試行錯誤しながらも途上国における法の支配の進展に貢献してきた実績を積極的に情報発信し、国際社会とともに果敢に挑む、こういうことにつなげていくことが重要だと思います。どのように発信するか、知ってもらおうかということは、先ほど森永部長からありましたけれども、非常に重要なことだと思いますので、今日は活発なご意見、ご議論をいただければというふうに思います。このような高い目標の実現のためには、単に理念を唱えるだけではなく、相手国とともに、相手国の言語で法律用語を

一つ一つ確定していくような、地に足の着いた現場での取組みを忘れてはならないと思います。日本はその困難さとともに試行錯誤しながら得てきた教訓と成果も示すことができる立場にあると考えております。

少し前になりますが、私がよく存じ上げている元検察官の多谷千香子教授は2001年から2004年まで旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の訴訟裁判官をお務めになり、日本で初めて女性国際裁判官としてご活躍されております。また、昨年末には元法務省法務総合研究所長でいらっしゃいました赤根国際司法協力担当大使が、ハーグにある国際刑事裁判所の判事を選考する選挙でトップ当選を果たされております。これらは日本が法の支配の担い手となることへの国際社会からの期待の表れではないかと思っております。

最後になりますが、上川法務大臣に心からお礼を申し上げたいと思います。大臣は、昨年はベトナム、ミャンマー、インドネシアを訪問されてJICAプロジェクトの専門家を直接激励していただきました。また、大臣は今日本が法律の分野に、より国際的な取組みを推進するべきだとして、「司法外交」ということを打ち出されております。先日、JICA理事長の北岡が上川大臣を表敬させていただく機会を得ました。上川大臣からは法制度整備支援の分野を含め果敢に日本の取組みを国際的に情報発信する必要性について言及がございました。JICAとしましても積極的に取組んでいくということで、北岡との間で意見の一致を見た次第でございます。

また、JICAでも今北岡のもとで、戦後70年、明治維新以来150年ということを踏まえ、開発協力大学院構想として、途上国から大学院レベルの行政官中心に日本に更に千人規模で来ていただいて、大学修士博士課程で勉強していただき、その過程で日本の戦後70年の開発の歴史、明治150年の歴史を学んでいただく、そういうことで日本の理解を進めたいと思っておりますので、そういう意味で法制度整備支援、日本の法制度整備支援の歴史というものも学んでいただく機会が増すのではないかと思います。

ております。

今日は先ほど申し上げましたけれども、日本の法制度整備支援の取組みに加えまして国連、あるいはUNDPの事例も聞きながら、一日法制度整備支援と情報発信についてご議論いただければと思います。現場の姿、成果を踏まえた上でどのような価値をどのような方法で情報発信することがよいのか、議論を深めていただければと存じます。我々もJICAにおきまして、現場でやっている援助に対しては、途上国の方から非常に高い評価を得ており、首脳会談あるいは大臣の外相会談があればまずそれを評価されるわけですが、なかなか国内に知ってもらえないということで、これをいかに知ってもらうか、広報するかということ、大きな課題としてJICA内部でも常々言っております。一般の方から知ってもらう、非常に大切なことと思っておりますので、ぜひ積極的な活発なご議論を頂戴できればというふうに思います。

少し長くなりましたが、これでお話を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】続きまして、アレハンドロ・アルバレス様からご講演いただきます。

ここで、アルバレス様のご経歴をご紹介します。アルバレス様はNGOの司法分野改革プログラムディレクター、欧州委員会等のコンサルタントなどとしてご活躍され、グアテマラの国連平和構築ミッションでは和平合意実施検証担当を務められました。2002年以降、UNDPにおいて、法の支配、司法セキュリティチームリーダー等を務められ、2017年から現職である国際連合事務総長室法の支配ユニット長を務めておられます。

それでは、アルバレス様、どうぞよろしくお願いたします。

アレハンドロ・アルバレス国際連合 (UN) 事務総長室法の支配ユニット長 講演

【アルバレス】おはようございます。

本当にここに来てうれしく、また光栄に思いま

す。法務省に心より御礼申し上げます。また、JICAに、招待して下さったことに対して、アナと私を招いてくださってありがとうございます。国連の代表者として話すことができうれしいです。初めての会議出席ではなくて、16回連絡会においても話しましたので、ちょっと慣れてきました。22回目ぐらいにまた呼んでいただければと思っております。

今日は、現在、国際社会において、法の支配面での支援について何が機能しているか、機能していないか、うまくいっている分野、欠如している分野、正しくできているところとできていないところ、そういったことについて皆様と共有していきたいと思っております。

法の支配に関する支援は、世界中におきまして35年から40年ぐらい行われてきた経験があり、地域のプロジェクトも含めると、20カ国以上の多くの国々において、既にかなり積極的に法の支配分野での支援プロジェクトを実施してきました。そして、関係者間におきまして、お互いに学んできた教訓を共有したり、どんなことをやっているか、あるいは法の支配の強化にどのくらい貢献したかということについて非公式な議論は時々行われておりますので、そういったことについて皆様にお話ししたいと思っております。

JICAのプログラムが規模もどんどん大きくなってきているし、法務省も本当にこの分野で大きな貢献をなされています。日本と国連の様々な分野での様々な形態の協力も強化しています。2020年にSDGsが関係する kongress が京都で開催されます。ですから、法の支配に関する支援について、何が機能していて、もうちょっと改善できるのはどこかということについて話すことは、タイミングとしてふさわしいと思っております。

今までにわかってきたこととしましては、法の支配は平和を構築し、開発を後押し、そして人権を守ってくれます。国連には平和、開発、人権という三本柱があり、この三本柱を突き刺しているのが法の支配であります。ですから、国連の関係者は与えられ

た負託の中で何らかの形で法の支配に貢献しているわけです。なぜならば、法の支配はそれぞれの与えられた任務に貢献するからです。でも、グテーレス事務総長が国連総会に対して発信した最新の報告書の中で、「法の支配というのは達成して終わりということではなく、常に変化し、進化する。社会には新たな課題が常に出てくるから、制度を調整していかなくてはならないし、アプローチの手法も調整していかなくてはならない。だから、一国たりともこの地球上において法の支配はうちは完璧だと言えるところはなく、常に課題に直面している。」旨を述べました。法の支配に関する支援という、これは途上国の受入国だけにとつて課題になっているわけではなく、全ての社会にとって大きな挑戦となっております。SDGs そのものは途上国だけのものではなく、世界のあらゆる国のためでありまして、みんなが約束した開発を進めるということ、そして法の支配を強化するというにみんながコミットしたわけです。30年、35年にわたって支援を提供してきた中で、結果はまちまちであり、努力はしたけれども満足していない結果もあります。しかし、支援を効果的に行わなくてはならないということはわかっておりますので、それを皆様と話していきたいと思っております。

では、まずもう少し、法の支配が何に貢献しているかということの話、次に、国連がどんな活動をやっているか、何を学んできたかということについて話し、その後、将来についてどういう法の支配の支援があり得るかということについてアイデアを共有していきたいと思っております。既に申し上げましたとおり、法の支配は平和構築、そして紛争防止に極めて重要だと思っております。実際、世界は今その2つの目的に向かってあまりよい成績を出しておらず、平和構築という面では、進捗が遂げられていないどころか、むしろ後退していると言えるわけです。ですから、法の支配の努力は続けなくてはならないわけです。

法の支配に関する支援がいかにか平和構築で重要かという事例をいくつか紹介したいと思います。日本

も深く関わっているアフガニスタンという国があります。アフガニスタンという国は破壊され、それを復興させるのはとても難しいですが、我々国際社会は一緒になって警察を復活させようとなりました。警察は警察官を約10万人抱えています、その15～20パーセントの者しか読み書きができないのです。つまり、警察という大きな組織をつくらうとしているのに、警察官に基礎的な能力が担保されていません。教育という根幹的な制度が整備されていないのです。

もう一つは中央アフリカ共和国であります。この国は1960年代に独立を勝ち取りましたが、普通に国家にあるべき制度をつくることができず、通常の意味での国家となったことが一度もありません。国民は、問題があっても、裁判所がないということがあるかもしれないが、問題を裁判所が解決してくれないため、裁判所には行かず問題解決のために他人に頼ります。最低限の制度を構築して国家とならしめることが極めて重要であり、もしこの制度づくりをやらないと、中央アフリカ共和国には未来永劫平和なんて望めません。ですから、そういった制度作りに向けた沢山の努力をえています。

また、ティモールレステでは、独立時に、法律家は0人であり、それを一からつくらなくてはならなかったですし、リベリアは、2世代の間学校に一人も行かなかった国民によって国が構成されており、制度を一からつくらなくてはならなかった。

これらが最も劇的なチャレンジの幾つかの事例です。でも、法の支配なくしてこれらの国で平和を望むことはできません。だからこそ我々がやっていることは非常に重要なのです。これらの国々の未来の世代のために。また、法の支配が存在しませんが開発も進まないということもよくわかっております。

越川副理事長がSDGsに触れられましたけれども、これは非常に重要である法の支配を進めるためにすばらしいツールであり、アジェンダ全部、環境、所有権、男女平等、地球を守る、繁栄を担保することなど、あらゆる分野に深く関わっています。残念ながらこういうすばらしいSDGsという道具が

あって、全ての国が約束して目標達成しようということを確認したのにまだちゃんと使っていませんので、それをもっと使いましょう。ただ、人権を守るということも法の支配の一環であります。昨今、ますます法の支配は、説明責任という意味でも重要性が増してきております。多くの国におきまして過去に人権侵害を伴う大規模な犯罪が犯されたことがありますが、そういったようなトラウマに対応しない限り、結局地域社会を復活させるなんていうことはできないし、民主主義的で寛容のある社会を取り戻すなんていうことはできないわけです。

例えば、人権理事会が発出している勧告を読んでも、大半の勧告はデュープロセスや司法制度や警察に関連しています。だから法の支配は、今まさに国連活動の中核的要素であり、国連の政治の中核的要素であります。つまり、我々が触れる全ての側面に関連していて、つくらうとしている全ての制度に関連しています。だから、やっていることは正しいということは少なくとも確認できました。

では、もうちょっと今までどういうことをこの35年、40年学んできたか、法の支配支援において特に国連がやってきたことを事例に上げて、そしてそれ以外にも少しほかの重要なパートナーがやってきたことについても検討していきたいと思えます。アメリカ、英国、オランダ、北欧諸国あるいは大ドナー国などがやってきたことについても考えてみたいと思えます。

今、国連は100カ国以上で活動し、各国政府からの要請を受けて法の支配関連のプロジェクトをやっています。今、部分、部分に分けると年間10億ドルぐらいをこの分野で費やしていると言っていると思えます。納税者のお金としては多額の資金です。予算が高ければ高くなるほどそれだけ説明責任が重くなりますので、我々としては真剣に学習しようとしております。

では、この35年、40年で何をやってきたか。かなりの時間と資源を投入して制度づくりをしようとしてきました。我々は、司法制度なくして法の支配なんてありえないし、法の支配が欲しいのであれ

ば、責任ある判事、検察官、法律家がいなくてはならないし、法の支配が欲しいのであれば堅牢なる法的な枠組みがなければならぬと思ってきました。もうそれが前提条件であり、必須条件だということに関しては、異論の余地がないと思います。これまでもそういうところに投資をしてきました。また、地理的、言語的、あるいは文化的な障壁でもって司法にアクセスできない人がいるわけであり、そのような人たちもアクセスできるようにするために投資をしてきました。言い換えれば、人々が権利を主張して権利を實踐できるようにすることに力を入れてきました。

でも、皆様にあることを伝えなくてはなりません。1つ例を挙げましょう。ある西アフリカの国の事例でありまして、かなり時間とリソースを費やしてきた国です。良いプロジェクトを立ち上げ、人材研修で制度づくりをやったり、建物もつくったり、法的支援クリニックなども立ち上げるなどいろんなことをやっていました。しかし我々がプロジェクトを実行している最中に2回クーデターが発生しました。クーデターの結果、前より判事的能力は上がったかもしれませんが、人々が行ける裁判所もできましたし、弁護士も増えました。でもそれで良いかというところ、クーデター後に大統領が最高裁判事を選んじまうわけであり、そうすると判事の構成が変わってしまいます。追放されてしまった最高裁判事が何人もいました。その国では、慣行として政治家が影響を行使して、判事の選定に影響を行使するというような慣行が蔓延していたんです。ですから、我々はその国の司法の改善や専門職の人たちをまじめることや、仕事の効率化貢献はしていたのですが、その国の大局的な図式を見逃していたんです。

もう一つ違うことを語ります。私の国（アルゼンチン）も含めて多くの国において、トラブルに直面するなどした人々が何かを成し遂げたいとき、警察署に行き、あるいは警察官と道端で話をしますが、警察官に何かをしてほしいときは賄賂を与える必要があります。そういった行為が起こっていない日本は本当に恵まれているのです。でも、世界のほとん

どの国において、公務員にほんの小さなことであっても何かをしてもらうためには賄賂を渡すということが毎日起きております。私たちが今まだわからないのは、どうやってそういった問題に対応すればよいかということです。

司法制度、あるいは法の支配といった部分のものは、技術的な局面のものであり、もちろんそれらは重要なわけですが、皆さんとここで共有したいのは、私たちが振り返ったときに、この政治的あるいは文化的な局面というのは、法制度整備支援でまだ対応していないことです。私が仕事をしてきた様々な国において、法律違反をするということが悪いことと思われていないことが多いのです。法律違反をするということは賢い、あるいは上手だと思われる国もあります。例えば信号が赤のときにそれを通ったとき、その方が家に早く帰れるから賢いというふうに思われているわけです。そういった考え方で生活されているのです。なので、多くのことがあるわけです。例えば中央アフリカ、あるいは北部においては、人口に相対的に考えて、戦争地帯で殺されている人がイラクより多いということです。全てなすべきことは私たちはやってきましたが、最終的には文化に全て拠るのです。あるいは人々がどうやって人間の関係を構築しているかということに左右されます。ここで言いたいのは、制度をつくり上げる、そして人的資源に対応していくということは重要で、不足してはならないのですが、今ここで私たちは、政治的あるいは文化的局面にどう対応できるかということを考えなければいけません。今まではまだ十分に行われていない部分です。

そのため国連の文書にも書かれていますが、日本という国が関心をもたれているのが、法遵守の文化という概念です。法遵守の文化って何かと思って混乱してしまうときもあるかもしれません。しかし、こういった賄賂を渡すという文化の局面、あるいは政治介入の局面というのは、今までやってきた方法では対応し切れないことであり、違った方法を探し、考えなければいけないわけであり、そのようなときに私たちは法遵守の文化に関心を持つのです。ここ

の部分において、もちろんこの部分だけではないのですけれども、国連と日本が協力そしてパートナーシップを結ぶということが非常に重要になってくると考えております。

また、更に申し上げたいのは、今回の連絡会のトピックというのはコミュニケーションがあります。そして、国連においてはこの言葉の重要性を伝えるのをまだ上手くやれていません。

私たちは非常に特別な時期にあります。テロの脅威という話もしました。グテーレス事務総長が時々核の脅威もあると言っています。この核の脅威というのは、冷戦後はなかったものが今あるわけです。こういった要素全てが、私たちの民主主義が存続することを、繁栄していくことを難しくしています。声を大にしてメディアに対して司法制度がこうやるべきだ、あるいはこうなるべきだ、あるいは発言の自由を非難する、あるいはメディアでされていることを非難しているリーダーがいます。けれども、私はそういったものを見て非常に心配するわけです。というのは、これも法遵守の文化に関わるわけです。リーダーがどうやって行動するかということです。リーダーというのは人々から見られている、そして人々に物事を教えるべき、そしてそれを見た人々が、何が容認できるかできないかということを学ぶわけです。そして、人種差別をするようなリーダーを見ていれば、それがいいのだと思うかもしれません。例えば最高裁の裁判長が例えばメディアに出て何かそういった悪いことをすれば、あれは最高裁の裁判長がそう言っているんだからいいんだというふうに思われてしまう。賄賂も教育も法遵守の文化の一部です。世界中の各国のリーダーが、何が正しくて何が正しくないか、何が法の支配で何がそうではないか、ということを見据えるのが責任であります。私たちはこれにどう対応していくかということを考えなければいけません。皆様、そして日本に対しても、どうやってこの重要なトピックに対応していくかということの話し合いに参加していただきたいと思っております。

では、法の支配の将来、未来に関してお話をした

と思います。私たちは、制度構築、人材能力開発、法の支配に関するインフラの整備に取り組まなければいけないことはわかっているわけです。さらに向上していく必要もありますし、より焦点を人に当てていくべきです。司法制度という観点では、制度の問題は何かということを見がちですが、どういった問題を解決すべきかということにも焦点を当てていく必要があります。

私たちの努力、取組みというのはそれに対応できるようにはなっています。でも、もう一つ対応しなければいけないのが、法の支配の文化的局面にどう対応するかということです。日本は独自の歴史を持っています。つまり法の支配をきちっと運営できるようになったわけです。日本というのはルールに則って生活されている社会であり、世界の多くの国では見られない状況です。なぜそういった状況が生まれたのでしょうか。なぜ日本人々は、法律違反は正しいことではないと思うのでしょうか。私の国では全ての人は必ずしもそのようには思わないわけです。日本において、規則、法則に従う、あるいは法の支配に従うというようになった要素は何だったのでしょうか。もちろん法律に忠実な人々をつくり上げるというのが重要なわけですが、どうすればそれができるかという正しい答えはありません。私たちがこういった振り返りをし、法遵守の文化という見方、あるいはそういったものに焦点を当てていけば、正しい方向を示してくれるということを願っております。制度の取組みあるいは政治的な局面にも取り組んでいくことも重要です。そして、SDGsがツールになるわけです。これは一世一代の機会だと思うので、それを活用できるということを含め、各国の皆がSDGsに関して報告をしようと合意したわけです。

この2019年には政治的なフォーラムが開催され、SDGs 16に関する報告を行います。そして2020年には京都において、刑事司法とSDGsに関する kongress が開催されます。こうした機会は活用を逃してはいけないと思います。

そして、15年間のうち3分の1が過ぎたわけで

すので、我々は準備を整え、このSDGsというものをまさに私たちの計画に取り込んでいくべきわけです。SDGsは、例えば人権を促進する、あるいは男女平等を促進するのに役立つわけです。あるいは、私たちの独自の法制度整備支援、人材、宣言の重要性というのを見る必要があります。

最後に申し上げたいのは、皆様もSDGsを活用した様々な取組みは、私たちの支援を受ける国だけではなく、私たち自体も、国際社会もできるわけです。私たちが取組まなければいけない課題はまだ多くあります。国に法の支配が貫かれていない国がまだ多くあります。私たちが支援を提供している国の中には、法の支配というのは欲しくないという人たちがいる国もあります。例えば賄賂でお金をもうけている人たちは、法の支配が欲しくないと思っているのです。私たちがやっているのは戦いなのです。多くの人たちがその戦いをしているわけですが、法の支配のための戦いというものを誇りに思う必要があるわけです。私自身もこれらのここにいる人々の一員であることを誇りに思っております。つまりは、ここにいる皆様が法の支配を支援する、提供することによって、その相手国がそれを受け入れることによってより良い世界をつくり上げているわけです。ここにいる私たちは次の世代を構築するためにいるわけです。これは私たちのためにもより良い世界、そして次の世代にとってもより良い世代をつくるのが私たちの使命です。それこそがまさに法の支配の取組みです。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

質疑応答

【司会(梅本)】 それでは、ここで会場の皆様からお二方のご講演につきましてコメントやご質問をいただきたいと思っております。まず、大阪会場からお願いいたします。

【司会(東尾)】 大阪会場でコメントやご質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。では、大川先生、お願いします。

【大川】 大阪会場にいます摂南大学の大川と申し

ます。私は東京にもおられる松尾弘先生とも一緒にラオスに関する民法典の作成支援等にも携わらせていただいております。

先ほどのアルバレス先生の話で一つだけ伺いたいことがあります。国連としては法の技術的な支援といいたいでしょうか、知識の伝達や法の作成の話という形ではかなりの活動ができているということ伺いましたが、政治的、文化的な面でまだまだ取組まなければいけない点が多いということであり、例えば赤信号の話が少し出てきました。が例えば文化的な面といえますと、とりわけ私の関心にも近いかもしれませんが、女性の問題というのは法律においても規定がありますけれども、文化的な関係でいうと世界的にですが、なかなか男女間でいうと女性の方が不利益をこうむっている面が多いと。それは宗教や文化に起因するところが多いかと思うのですが、まだまだ世界的に女性の地位というのは問題となっている点が多いかと思いますが、徐々に改善しつつあるのかなと、もしくは意識が広がってきたのかなと思う点はございます。そういった面では、私の感想でもありますが、不利益をこうむる側、すなわちこの話でいうと女性側が意識を高めること、教育とっていいのかわかりませんが、女性の方が意識を高めることによって、ある一定の文化的な面の改善、改善といいたいでしょうか意識を高めていくことはできるのかなと。

もちろん課題は多く、楽観視している点も多いのですが、それに対して、私は政治家ではありませんので、お聞きしたいところは、政治的な面というところですね。とりわけ賄賂の話なんかも出てきたと思います。国連としても、日本としてもそうだと思いますが、法の支配というものを非常に重要視して支援に入ったりしていると思うのですが、相手国側が法整備に関する支援を求めているとしても、手続的であり政治的な面で賄賂であったりとか不公正な面を持っているとすると、ちょっと抽象的な質問にはなりますが、具体的にどのような対応ができるのかなということですね。もしくは現場でこういった支援とかしている者としては、どういっ

たことを意識してやるべきなのかなとか、例えば国連もしくはアルバレスさんの方で何かしら意見を伺えたら幸いかなと思いました。少し長くなりましたが以上です。

【司会（梅本）】 それでは、今の質問に対してアレハンドロ様、いかがでしょうか。そのままお座りのままお答えください。

【アルバレス】 ありがとうございます。質問に感謝します。

極めて重要なテーマですので、もうちょっと男女平等について話すべきでありました。明らかにやらなくてはならないことは沢山まだ残っているところでありまして、法の支配と密接に関連性がありますし、確実にそれは文化的な側面もはらんでいます。女性の地位がそれぞれの文化圏でどうかということについて、私の考えを二、三披露したいと思います。一部の本当に宗教を重んじる社会におきまして、女性の地位を確立することは大きな挑戦であるかもしれません。ただ、宗教の教えが何を意味するかということについて意見が一致しているわけではなくて、リベラル、急進的な解釈をする人もいれば、聖典に関して違う人もいるわけです。そうすると、宗教的な理由ではなく、実は政治的な理由でもって女性の地位の確立を求める声に耳を貸していないのかもしれない。だから、そういう宗教議論の中で異なる解釈がある、つまり聖典の中でも女性の扱いに関して解釈の違いがあるのだということを示すことが重要です。それが1点目です。

2点目に、法の支配という観点から我々に課せられている責任の一つとして、女性の割合を司法制度において上げるということであり、判事も検事も増やさなくてはならないということです。特にそういう女性の地位が問題になっている国で増やさなくてはならないのです。国連が活動している多くの国において具体的にそのためのプログラムを実施しておりまして、最も優秀な女性を司法分野の職員、プロにしようとしており、かなりの成功もおさめています。

法の支配を通して、差別するということはいけな

いのだ、あるいは暴力をふるうということは良くないんだということを示すことが重要です。シエラレオネは2008年にプロジェクトを開始したときに、性的ジェンダーベースのバイアスがひどい国として知られておりまして、そのときに裁判所が強姦やそのほか性的暴力に関して下した有罪判決の数はゼロでした。そして、司法制度がそれによって訴求しているメッセージは何だったのか。つまり、強姦や性犯罪が蔓延しているとわかっているのに、好き勝手にやっていいんだよ、誰も裁かないから心配せずにどうぞというメッセージでしょう。ですから、ジェンダーバイアスを捜査し、訴追するというのが一つの優先事項となりました。そして、今シエラレオネは性的犯罪に対する訴追、有罪判決実績を積んできたことにより状況が改善しました。そのことは我々は国際社会として誇りに思っております。これはやらなくてはならないことの一例です。また、贈収賄に関しては、国際社会として確実にメッセージを伝え続けることが大切だと考えています。つまり、判事、聖職者、大臣は特定のふるまいをしなくてはならない。判事が飲み屋に行つて勝手なふるまいをしたり、高級車でオフィスに乗りつけたりしていいわけではないでしょう。ほかの人が得られない特権を見せびらかすのは正しくないわけです。国連のプロジェクトは、まず大前提として、こういう恩恵を奨励することはやめなくてはならない。2点目に、声高に言うべきことを言うということです。これは倫理について教えるとか、我々の法分野の専門家は特定のふるまいをしなければならぬのだということを教えることです。また、やはり警察の贈収賄では深刻な問題があつて、これは解決しなくてはならない。これはやはり俎上にのせる必要があり、もっと頻繁に取り上げなくてはならないものです。ただ、これは極めて政治的な問題なのでなかなか議題にできないため、ひるんでしまう。日本だけ、国連だけ、あるいはEUだけでできる問題ではなくて、みんなが団結して、そういったような会話をまず始めさせるということが大切だと思います。もっと具体的な回答ができればよかったのですがけれどもごめ

んなさい。

【司会（梅本）】 はい。それでは、東京会場の皆様、ご質問やコメントなどありましたら。

【横田】 法務省特別顧問の横田洋三といいます。

私は1990年代に国連の人権委員会で任命されたミャンマーの人権の特別報告者を務めた経験がございます。ミャンマーという国の民主化、そして経済発展にそれ以来ずっと関心を持ってきております。

今日、お二方、越川副理事長、それからアルバレスさん、お二人とも国際的な基準という点では人権、それから法の支配、あるいは正義、こういったことが非常に重要だと強調されると同時に、それぞれの国や地域の事情というものも考慮して、ある程度具体的にフレキシブルに対応する必要があるというふうなことを話されたと思います。この国際標準の高い水準と、それから現地の実情に基づくそれに合わせた国際標準のある程度修正といいますか、そういったことのジレンマというものに援助機関も国連もぶつかっていると思うのですね。

それで、今その問題に一番正面から直面しているのはアウンサンスーチーさんだと思うのです。彼女はかつて民主化運動をやっているときには自宅軟禁状態に置かれていて、そのときに国際社会、国連が中心になって、国際社会が一貫した強い立場で国際標準をミャンマーに適用して、毎年厳しい決議を下した。それが時間かかりましたけれども、アウンサンスーチーさんのもとで民主化の動きが少しずつ進んでいる。完全に民主化しているとは言えませんが、90年代に比べるとかなりの前進をしている。

その中で起こっている一つの大きな出来事が、イスラム系少数民族であるロヒンギャに対する現在のミャンマー政府の対応ですね。アウンサンスーチーさんもこの点に関しては必ずしも明確な立場を示さないでいるように私は理解していますが、私の質問は、これを前提に考えたときに、例えばアルバレスさんのルール・オブ・ローユニットの中で、当然この問題は議論されているとは思いますが、どういうふうに立場を決めてミャンマーにアプローチしよ

うとしているのか、もしその中での議論で私どもに参考になる点があったら教えていただきたいと思います。

それから、越川副理事長には、こういう難しい中でJICAは政治問題には関わらないと思うんですけども、依然としてロヒンギャの扱いについて全く無関心ではいられないと思いますし、スーチーさんの立場に対する配慮も必要なんだろうと思います。もしJICAが何らかの形でミャンマーへの取組みに、この問題との関係で一定の立場を示しているのであれば、それを教えていただきたいと、こう思います。よろしくお願いします。

【アルバレス】 ご質問ありがとうございます。非常に難しいご質問です。私たちみんながこの国際基準と現場の実情のチャレンジを抱えていると思います。これは、毎日我々の仕事で直面をする問題です。ですので、私の方からこういう方法でやっているという一つの方法を示すことはできません。しかし、私たちは頑張って努力をして、私たちの地元のアクター、つまり政府と市民社会がそれらの国際基準に近づけるように支援をしています。私たちはその基準が達成できるように努力をするということです。ご存じだと思いますけれども、我々の人権報告書の中で私たちが示そうとしているのは、例えば政府がまだ達成できない状況であったとしても、基準を達成できなかったとしても、正しい方向に進み、変化を加えてその基準に向かっているということを担保しようとして努力をしています。ですから、政府がまだ準備ができていないときに、その基準を満たす準備ができていないときでも、私たちはその政府と協力をして、支援をしなければいけないわけです。基準を達成できるように支援をすることが私たちの仕事です。法の支配の問題がなければその仕事をしているわけではないわけなので、必ずそのために支援をしています。技術的な支援というのは厄介な仕事です。といいますのも、政府と協力しなければいけないため、問題を抱えている政府とも協力をしなければいけないんです。政府と協力をする際には、その政府というのは、政府の一部がうまく機能していな

いから支援するわけです。もしかしたらその政府が人権に反する行為をしているかもしれない状況です。ですから、難しいのですけれども、こういうような仕事を対話を通じてしなければいけないのです。

ミャンマーの場合は、ご存じだと思いますけれども、我々が取り扱っている中で最も課題が大きい状況でありますアウンサンスーチーさんに対する期待は大きかったです。私としては、彼女に対して判断は下したくない、そういう立場にはないわけです。ただ、国連としてやりたいと思っていることは、まず人道的なアクセスを求めています、それがないので。何で人道的なアクセスがないのか、人の命を救うということで誰もそれに障壁を立てるべきではありません。それを得ることができないのであれば、もっと上流の改革を起こすことが難しくなってしまう。ですから、正直に申し上げますと、私たちは期待が高かっただけに、ちょっと失望しています。でも、まだミャンマーで協力をしなければいけない、見捨てるわけにはいかないわけです、人々が苦しんでいるからです。

バングラデシュも、ロヒンギャ問題に対し、非常に寛大にも沢山のロヒンギャの人たちを受け入れてくれているなど、多大な協力しているわけですから。これからも私たちは協力を続けます。アウンサンスーチーさんと国連事務総長は何でも話をしています。国連事務次長もミャンマーを訪問し、人道部隊も行っておりますので、国連としてエンゲージは続けておりますし、これからも関与は続けています。事務総長もこの状況については発言をしています。

【司会（梅本）】 続いて越川様、よろしくお願いたします。

【越川】 ワシントンでもミャンマーの担当をして、ベトナムを当時担当していてやっていたんですけれども、ミャンマーについては2012年12月、日本政府が援助方針をそれまで非常に限定的なものだったのを全面的支援に変えた当時、担当局長をしておりました。民主党政権のときでしたけれども。

ミャンマーについては、日本が援助政策を非常に限定的な人道分野から全面的な支援に切りかえたと

きにも、諸外国からは時期尚早だという意見がございました。しかしながら、日本としてはアジアの国としてミャンマーの歴史的な関係を踏まえて、世界の中でもリーディングロールといいますか、指導的な役割を果たす、ミャンマーの民主化に向けて指導的な役割を果たすということで、当時まだ軍政下でしたけれども、テインセインが民主化のロードマップを示したということで、これが後戻りしないように日本として、アジアの主翼として最大限支援するという、そういう方針で援助政策を全面的にかえた経験があります。

その後、選挙が行われて今の民主体制が誕生したわけですが、不幸にしてバングラの国境のラカイン州で、ロヒンギャ問題が非常に大きな人道問題、人権問題に発展したということで、国際社会からは今のアウンサンスーチー政権に対する失望あるいは批判等が今かなり強くなってきて、こんな昨今になってきているという状況の中でどうすべきかと。私、JICAの副理事長ですので、余り政府の立場でどうこうは申し上げられないんですけれども、個人的な意見も含めて申し上げれば、この民主化の流れを後戻りさせてはいかんといいと思います。今のミャンマー政権がどういう権力支配構造になっているかをよく見ながら、民主化が決して後戻りしないように、これを日本としてできる外交的なもの、あるいは援助の面を通じて支援、支えていくというのが大きな柱ではないのかなと。

そういう面でも、人道面でいいますと、この間、河野外務大臣も訪問されて、アウンサンスーチーさんを始め政府の要人、それから軍の関係者にもお会いして、日本としてのメッセージを伝えてございます。日本として民主化の方向に全面的に支援していくということと、ロヒンギャ、ラカイン州におけるやはり国際的な懸念を十分受けとめて、そこへの国連機関を始め機関のアクセスを認める、透明性を高める、そういうことをやはりミャンマー政府に強く働きかけているということだと思います。孤立させる、非難するということは世界、国連安保理事会を含めて起こっているわけですが、それが不幸

な結果にならないようにしっかりと正しい方向に向かうようにするためには、日本、アジアの主翼としての日本の重要な役割があるんだということかと思えます。

JICAについて申し上げます、JICAバン格拉デシュ事務所も非常に強い援助関係がございます。そういうことで、JICAバングラの事務所長あるいは担当の幹部をバングラから国境沿いに送りまして、現地の受入コミュニティの状況、これを受けてどういう援助ができるかを検討して、既に一部始めております。やはり受入コミュニティがしっかり受け入れをしないと、また大きな人道問題になりますので、バングラ側に対する支援を強化しています。

あわせて、ミャンマー側、ラカイン州においては帰還する状況、環境を整えるということで早急な援助が必要ですので、新たなこのプロジェクトという、人道分野は外務省、政府がやっておりますけれども、JICAとしてできるものとして、今大きな幾つかの円借款のプロジェクトを実施していますけれども、余裕がある資金を使ってラカイン州の道路ですとか電力ですとか水ですとか、帰還したときにスムーズに帰還できるようなインフラ整備、そういう整備をしていると。

もう一つはやはり、警察という話がありましたけれども、これもミャンマー政府、アウンサンスーチーさんの要請を総理補佐官がミャンマーを訪問したときに受けて、警察官の研修を緊急に警察庁にもお願いをして、12月に何人か受け入れました。ラカイン州だけではなくありませんけれども、そこを中心にするミャンマーの警察官の日本での研修を組み立てておりますが、今年度中にあと2コースぐらいつくって、ミャンマーの警察官のトレーニングを行います。ただ、ミャンマー側からいうと日本の警察制度と考え方と違うという意見も第1回の研修の後、出ておるようですけれども、警察の役割の重要性ということとは共通ですので、そういう面でも今、JICAとしては対応しています。

大きなフレームワークといいますか、今、長い間

の軍政がようやく終わって民主化になったと、それで今の体制、官僚構造の中でアウンサンスーチー政権ができること、できないことってやっぱりあるんだと思うんです。そういうのを踏まえながら、決して過去の軍事政権体制のようなものに戻らないように、なおかつ一番被害を受けているロヒンギヤの皆様や、地域の安定を図るために、JICAとしての早急、緊急のインフラ支援をやっております。

あとは、日本政府として国際社会、国連、その間に立って何をできるか、イニシアチブをとっていかれるかということかと思えます。やはり長い歴史がありますし、今、ミャンマー政府の中で中堅テクノクラート、あるいは副大臣、大臣クラスでやはり人材の育成、ストックに貢献したのは日本ですね、日本で勉強されて帰った人が多いと、欧米はほとんどいないと思いますので、そういう歴史も踏まえながら、一番被害を受けている方々のそういう苦悩や困難を早く除くべく、日本として、あるいはJICAとしてやっていきたいと思っております。

【森嶋】先ほど越川副理事長からご紹介いただきました、日本の法制度整備支援を始めましたといひましようか、きっかけをつくりました森嶋でございます。先ほどから「法制度整備支援」という言葉が出ておりますので、まず、法制度整備支援というところの「法整備」とは何だ、「支援」とは何だということについて、簡単に、日本がどういう考え方で始めたかコメントしたい。先ほど越川副理事長からご紹介ございましたけれども、その場合の法整備という言葉と、それから先ほどアルバレスさんから法の支配という言葉もありましたけれども、これも抽象的にでなくて、それぞれの国で法の支配のあり方というのは違いますので、考え方も違いますので、これも簡単にコメントという形でさせていただきたいと思えます。

まず、法整備ですけれども、法というのはそれぞれの社会、政治、社会と全く関係のないところに法があるわけではありません。元々それぞれの国でそれぞれの社会、政治の上に、マルクスは上部構造と言ったんですけれども、その上にそれぞれの国の法

律があったわけです。ところが、グローバリゼーションの中で、あるいはベトナムやカンボジアの場合は社会主義国から市場経済に移る過程で資本主義の法を入れてくるという過程の中で、自分たちの法律を新しい社会に合うように整備をすると、つまり、一般的な立派な法律をぽんとつくるのではなくて、その国の社会の法、現状の法を将来に向けてのグローバリゼーションの中に整備をしていくということですから、国ごとに目的、方法等も違います。しかし、目的は一緒ですから、それぞれのところで支援していくJICAや法総研としては、それぞれの個別の方法を立てて、ゴールは同じにしても、全体的に日本という国としてやっていくわけですから、国の方針と整合させながらやっていくことが必要です。前から言っているんですけども、ちゃんと司令塔を立てて、全体の戦略と個々の戦略とを持って、かなりやらなければならないという意味では、我々にとっても非常に難しいことをやっております。日本がやってきたのは、ほかの国に支援とありますけれども、ほかの国の知恵を借りながら主体的にやってきたからなんです。そういうことを、人材育成というのもそういうことができるように、それもその国々によって違うわけですから、そういう方法論を考えながらやっていく必要があります。しかし、現在のJICAでまだまだできていませんので、そこをきちんとやっていただきたいと思います。

それから、法の支配ですけども、実はヨーロッパと、コモン・ローとでは法の支配という考え方は違います。裁判所に行くのがルール・オブ・ローというのはコモン・ローの考え方ですし、それから役人が法によって行政を行うというのがもともとヨーロッパの考え方です。その両方が必要なんですけれども、いずれにしても先ほどお話がありましたように、賄賂で裁判が動くようなところに、裁判所に行けと行ったって、裁判所もちゃんとできていないところ、それでルール・オブ・ローということだけ唱えたのでは法制度整備支援にならないわけですから、我々が法制度整備支援をするというときには、どういう裁判所なのか、どこまでどういうふうに改

革していかなきゃならないかということも頭に入れながらやらなければなりません。それから役人がどう法律を運用していくのか、賄賂取って勝手にやっていくようではいけませんから、その全体のガバナンス構造も考えていかなきゃならないので、単に法律を技術的にだけ動かしていたのでは、その国に対する法制度整備支援にはなりません。

それから、最後に申しますと、先ほどから横田さんのお話にかかわるんですけども、私も学者としてほかの国とやるときには、いろんなことを言いますけれども、やはり政府の代表として相手国とやるときには、できることとできないことがあるんです、やはり政府の代表としてやるときには、ここまではできるけれども、現時点で、例えばベトナムの場合、社会主義ですから所有権を国が全人民的にいろんな所有権をつくったらおかしいじゃないかと思っても、今はそういう状況だったらそれでもいいではないかとか、少しでも進んでいけば今の状況ではいいということで、最初の民法をつくりました。次つくって、次つくってということで、一歩でも二歩でもゴールに向かって近づいていくのならば、国と国の援助、国が国に対する援助としては、私はそれでいいと思うんです。理想的に学者として見たら、そんな程度であつた民法学者として恥じないかと思われるかもしれませんが、私はやっぱりそれぞれの立場でそれぞれのやり方で、どこで一歩でも最後のゴールに向かって進んでいくやり方でベストの方向に向かっていく、それは法律を尺度にするのではなくて、最終的なSDGsでもいいですけども、貧困の解決とか人間の平等とか男女の平等とか、そういうモラルに向けてどういうふうに法制度が少しでも変わっていくかということをやっていくことが、私は法制度整備支援だし最終的な法の支配じゃないかと思うんです。単に形の上でコンセプトを打ち出すということでは、私はないというふうに思ってここ20年間続けて、日本が少しでも信頼を得てきたとすれば、そういう点が被援助国から信頼を得てきたのだと私は信じております。

【司会（梅本）】 大阪会場、東京会場から沢山のコ

メント、ご質問ありがとうございました。

お時間となりましたので、以上で第1部の基調講演を終了します。越川様、アルバレス様にいま一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

(休憩)

【司会(梅本)】お時間になりましたので、ただいまから午後の部を始めさせていただきます。

午後は、まず、国連開発計画(UNDP)政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行、アナ・パトリシア・グラッサ様から「UNDPにおける活動発信の狙いと取組み」と題し、お話しいただきます。そして、引き続き、株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与の船木成記様から「日本の法制度整備支援を発信するに当たっての視座」と題し、お話しいただきます。お二方は第3部のパネルディスカッションにパネリストとしてご参加されます。お二方を含め、パネリストへの質問のお時間は第3部のパネルディスカッションにて設けております。

ここで、グラッサ様のご経歴を紹介いたします。グラッサ様はポルトガルで弁護士として勤務する傍ら、国際NGOの法律顧問として活動され、その後、UNDP事務所では司法制度構築プログラムに携わられ、アジア太平洋地域センターでは、法の支配に関するプログラム策定を担当されました。2017年4月より、UNDP政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行を務めておられます。それでは、グラッサ様、よろしく申し上げます。

【第2部 プレゼンテーション】

アナ・パトリシア・グラッサ 国連開発計画(UNDP)政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行

【グラッサ】まず最初に、心から感謝を申し上げたいと思います。まず、日本の法務省、そしてJ I

CAの方々におかれましては、お招きをいただきましたことに感謝いたします。この重要な会議に参加できてうれしく思います。日本に来るのは今回が初めてでございますけれども、これ以上よい機会はなかったと思っています。ここに参りまして、アイデアの共有を、美しい東京でできればと思っております。ここ、研修場でお話しができることをうれしく思いますので、UNDPをお招きいただきましたことを感謝申し上げます。

また、日本とJICAにおかれましてはいつもサポートをいただいていることに感謝いたします。UNDPが行っているプロジェクトにサポートをいつもしてくださっています。法の支配やその他の分野の我々の活動を日本によって支持を、そして支援をいただいております。これらのプロジェクトというのは、我々のプロジェクトでありながら、同時に日本のプロジェクトでもあると思っておりますので、この機会をとらえまして、少しお話ができればと思っています。いかに日本がこのサポート、つまり法制度整備支援のプロフィールを高めることができることの役に立てればと思っています。

我々UNDPの法の支配の支援及び、どのような方法で、そして、どういうアプローチでこのメッセージを伝えているかということについてお話をするようにと言われておりますけれども、まず最初に、私どもの作業、我々の法の支配の分野でのアプローチというのはかなり変わってまいりました。進化を遂げてきたのです。といいますのも、今の世界の文脈の中で複雑性が増しているからです。課題というのはどんどんより多面的になってきています。ですので、その中で私たちのアプローチは変えていかなければなりません。私たちのストーリーも、我々のメッセージも、それに合わせて変わってまいりました。

ここ10年間、私は様々な国で仕事をしてまいりました。現場で仕事をしてまいりました。また、最近、私の前のボスでありますアレハンドロの立場にかわったわけですから、同じファミリーにいるわけなんですけれども、一つ気がついてまいりましたの

は、この分野におきましては、すぐに、急場しのぎに手を打てるものというのではないということです。つまり、法の支配の作業というのは長期の開発のアプローチが必要だということです。

そして、これは偶然ではないと思います。例えば世界の最も恐ろしい紛争が起きている国々というのはどういった国かと見た場合には、貧困であったり、格差というのが高まっている国々であるわけです。ガバナンスがちゃんと全ての人たちに届かない、全ての社会に届いていない国で紛争が起きているのです。法の支配が弱くて、そして、人権の原則が守られていない、そういった国で紛争が起きてしまっています。そこで、気がついたのは、こういった政府の機能不足、もしくは財政赤字というのを是正していかなければいけない。そのためには投資とコミットメントが必要になるわけです。我々がサポートを提供して貢献をしていかなければいけない。この文脈の中で変化ができるような貢献をしなければいけないということです。

よくする質問、今日もその質問を繰り返しておりますけれども、課題と結果というのがまだまだ私たちが達成できるレベルまで届いておりません。ですので、何で法の支配というのがこんなに大事なのか、何で皆様方がやる、検察官であったり、弁護士であったりする人たちの我々の技術的な、実務家がやる仕事は何でこんなに重要なのかという質問です。我々が支援を提供しようとする国にとって、なぜこれが重要になってくるのか、これこそがUNDPが伝えようと思っているメッセージの中心にあります。

つまり、なぜ大事なのかといいますと、平和のために大事なのです、どのような種類の平和であれ。例えば国々によっては脆弱国もあるでしょう。もしくは紛争影響国もあるでしょう。平和構築のためにも重要ですが、その他の社会においても、平和的な抵抗のために重要なのです。法律を起草して、そして、判事、弁護士、検察官のトレーニングをする、研修をすることは重要ですが、それ単独では意味のある変化にはつながっていきません。UNDPにおきまして、我々が信じているのは、司法

制度が存在するのは人々の生活、個人個人の生活を改善することにつながるからであります。そして、また同時に人々と社会の暮らしが高まるためです。つまり、市民が国と関与する上で重要であります。つまり、社会と国との関係のつながりをつくるのが法の支配であります。信頼とか説明責任をつくる基盤となるわけですし、社会契約がそれによってつくられるわけです。市民と社会との社会契約です。ですから、正当性をもたらすために法の支配が必要です。あらゆる形態のガバナンスのために必要なのです。法の支配が強ければ強いほど、社会は包摂的になる可能性が高まり、平和になる可能性が高まり、人々としてはより自由を持って、選択の自由があって、繁栄をすることが可能になるわけです。これが、まず一つ目のメッセージです。これがUNDPの法の支配のシステムの中で、平和にとって重要だから法の支配が重要だというのが一つ目のメッセージです。

具体的にこれが意味するところというのは、法の支配というのは、それがもたらすチャンスと同じ重要性を持っています。人々が成長するのは平和と安全保障があったときに人々は伸びることができるわけですし、人々が暮らしを営み、子供たちを育てる、そして、次の世代を育てるような環境をつくるために重要なのです。我々が信じているのは、まさにそこであるわけです。我々が仕事をするその文脈の中で、危機があったり、体制移行国もしくは紛争後の国々がありますけれども、法の支配を確立して、より公正な制度づくりをする、より包摂的な制度づくりをするという中で、私たちは実際に貢献ができるわけです。また、暴動が発生すること、暴力が発生して紛争がまた戻ってくることを防ぐことができるわけです。これが一つ目のメッセージです。これが私たちがしているUNDPの仕事の中心にある部分です。

私たちがこの仕事をするやり方ですが、UNDP・法の支配のチームのチームリーダーとして、私たちはグローバルプログラムというものを持っています。このグローバルプログラムの中で技術支援

も見ますけれども、同時にシードファンディング、シード資金を提供しています。法の支配のプロジェクトに対しての資金をつけています。特に危機影響国もしくは紛争国においては投資が必要なのです。もっと国連もしくは国連の開発計画が集中的に投資をしていかなければいけないと考えています。ですから、我々が提供する支援、プロジェクトというのは、7つの主要な分野にフォーカスを当てています。この7つの分野が鍵となると考えているからです。まず、1つ目は、アカウントビリティの側面です。政治の環境づくりです。技術的な仕事ができるような環境づくりです。また、司法、セキュリティへのアクセス、それから、暴力のレガシーの対応です。移行、司法制度もしくは女性の司法へのアクセス、もしくは性とジェンダーに基づく暴力への対応です。といいますのも、これらは指標になるわけです。どれぐらいその社会が健全性があるかという指標になるわけです。社会が女性の権利をどれぐらい守っているか、促進をしているかというのは、その社会の健全性の指標になります。また同時に、人権の分野、人権を守る国の、もしくは国の制度、もしくは市民社会が人権を守るため活躍できるようにしていくという分野にフォーカスを絞っております。

幾つかの例を申し上げました。こういうような分野で我々が平和のための仕事をしています。平和のための法の支配をつくっているのです。皆様方なじみのある国々もあります。例えばミャンマー、先ほど話に出ました。日本が行っている仕事、UNDPがやっている仕事というのは、人々を一つにまとめて、社会をまとめて、そして法のステークホルダー、法の支配のトレーニングセンターで研修を積むというものですが、これは象徴的だと思います。この社会というのはプラットフォームを、場を必要としているからです。コミュニティの人たちが集まって、お互いに意見の交換ができるような場を必要としているわけです。司法や法のステークホルダーと話ができるような法の支配のセンターによって、多くの意識が高まりました。トレーニングも提供されてきたわけです。社会のコミュニティーリー

ダーやそのコミュニティー全体が意識を高めることができてきました。

その他の国々としては、例えばキルギスタンにおきましては、人口の3分の2が非常に遠隔地に住んでいます。農村に住んでいるため、なかなか街に来て自分たちの民事的な紛争を解決することができないし、家族上の紛争を解決することができないということで、司法省がUNDPやその他のパートナーと一緒に始めて始めたことは、農村部に移動オフィスを車に乗せて開設をしました。法律扶助を遠隔地のコミュニティーに小さな車で提供を始めたわけです。ソリダリティーバスと呼ばれているバスによってこれらの農村地を回ることによりまして、様々なアドバイスや情報を農村地に住む人たちが得ることができました。例えば相続とか、家族とか、このような問題というのは一般の人たちのニーズに応える問題であります。

幾つかの事例を申し上げましたけれども、これらからもわかるように、メッセージの中心はどこにあるかといいますと、これらによって、私たちは法の支配というのは、ただ単に裁判所の中でやるだけのものでも、正式な制度の中で行うものだけではないということです。つまり、市民とのやりとりであるということです。人と制度と、それからそれを可能にするような政治の環境づくりです。そうやって進展が図られるものと考えています。

今申し上げてまいりましたのは、ありとあらゆる我々が使えるツールを活用して促進をしていると申し上げました。人権を促進して改革を人々が行うことができるようにしていこうということです。本日午前中の議論もまさにそれであったと思います。森脇さんのほうからご経験の話がございました。ベトナムにおいて民法の起草が行われたと。委員会を集めて、法の専門職の人たちと市民と一緒にして話をして関与をしたという、そして、それによって判断が下され、そういうようなプロセスを経ることによって、成功を達成できる確率が高まるわけです。小さなステップを積んでいくことがより強い社会と国とのつながりづくりにつながって、法の支

配が反映する、そして、徐々に反映をする環境づくりにつながるものと考えます。

我々のアプローチのもう一つの側面ですけれども、この分野で我々が作業する中で、私たちが学んできたのは、これは別にロケット科学というわけではありませんけれども、私たちは学ぶことによって変わってきました。つまり、私たちは単独ではできることは限られているということです。我々の仕事、我々の支援、私たちが受入国、加盟国と一緒にやるその内容というのは、強いパートナーシップに依存しているわけです。国連ファミリーの中でのパートナーシップ、私たちは国連の中でも開発側にあります。でも、国々によっては、例えば中央アフリカ共和国とかコンゴ民主共和国などの国々では、民族の危機や暴力というのが日常的に起きております。ですから、そういった国々で活動するためには、国連の中の平和と安全保障と人権の側と一緒に協力をしなければ、そして、加盟国と一緒に協力をしなければ我々が何か達成できる確率は大きく下がってしまうということがわかっています。政治的な関与が必要、政治のリーダーの賛同が必要なんです。国のレベルだけでなく、国連レベルでも同じことが言えます。

です。私たちが例えば幾つかの例を申し上げます、このパートナーシップの。前の事務総長がアレンジメントをつくってくださいました。その中でUNDPと、それから平和維持活動局が主導する形でサポートの最初の機構先となるわけです。つまり、先ほど申し上げました幾つかの国々、それに加えてソマリアとカリビア、これらの国々におきましては、平和維持活動のミッションがその文脈の中であるわけですが、我々国連としては、一緒に法の支配を合同のプログラムで展開する必要があります。そうやってよりよい結果を上げていかなければいけない。もっと一貫性を持った形で作業しなければいけないし、また加盟国の中にもいろんな優先課題があるわけで、いろんな複雑な問題に対応しているわけですから、できるだけ受け入れやすいような環境をつくってあげなければいけないわけで

す。一つの国連という形でアプローチをしなければいけないわけです。ばらばらにアプローチをしてしまったら、様々なマンデートがあったり、いろんなアプローチをとってしまったら混乱が起きてしまいます。これがパートナーシップの例です。国連の中でもパートナーシップを組んでいくということです。平和と安全保障、そして政治側と、それから開発のサポートを一緒にする。それから、人権のサポートを一緒に提供することによって、何か達成できる確率が高まるということです。我々が支援を提供する加盟国にとってです。

それから、もう一つの例ですけれども、これも国連のシステムの中ですけれども、今の文脈の中で、例えばシリアの危機が発生をしています。そして、その中で何百万人の難民がヨルダン、レバノンへ流入をしています。それから先ほどミャンマーの状況の話もありましたが、ロヒンギヤの危機が起きております。その中で我々としては、担当している機関、例えば難民を担当しているUNHCRと一緒に協力をすることによって、最初の段階からこれらの文脈の中でどういう状況をつくって受け入れすることができるかということを見ていきます。難民の受け入れです。これらの国々の当局と話をして計画をつくっていきます。基本的なサービスへのアクセスづくりです。例えば司法とか警察のサービスの提供です。そして、人々はどういうニーズを持っていて、どういう認識を持っているのか。まず、最初のニーズは当然ながら保健でしょう。そして、暮らしでしょう。水でありましょう。それから、衛生でありましょう。しかし、安全な環境があるということが認識できなければ、例えば女性とか少女とか、男の子においても、日常の暮らしを安全にできるという認識がなければいけません。ですから、長期的な、法的な解決策も提供していくわけです。

今の話がありましたように、私たちが、合同ミッションがUNDPの法的な専門家と一緒にあって、UNHCRの保護の専門家と一緒に合同のミッションがバングラデシュで展開されています。バングラデシュの当局と一緒に、どうやって難民の暮らしを

改善することができるか。そして、当然ながら、機関の環境づくりもミャンマーで進めています。これも一つの例でありましょう。このパートナーシップは我々にとっても非常に重要です。

ほかにもあります。私たちは加盟国とも市民社会とも民間セクターとも、そしてSDGsのアジェンダの中でも、これらのステークホルダーと協力をしています。16番目の目標では、加盟国に対しても新しい手法を模索しているところがありましょう。新しい測定方法、モニタリングの方法、報告の方法、SDGsの16番に対して模索をしているところがありましょう。ですから、私たちは民間部門とのパートナーシップというのも重要視をしています。これも私たちの新しいアプローチの一つであります。

申し上げようとしてまいりましたのは、まず一番最初に、私たちのサポートは時間を経て変わってきたと申し上げました。何年も私は東ティモールにおりました。あの選挙があった後、国民投票があった後、チーフジャスティスや検察官や司法省、裁判長などが基盤づくりをしていました。裁判所や法律づくりをしていました。これは制度づくりにかかわるものであります。これは本当にすばらしい経験でありましたし、確かに成果をもたらしました。それによって機能する司法制度が生まれて、司法が生まれて、最低限の要求が満たされることになりました、東ティモールで。しかしながら、2014年、東ティモールに戻ったときに、裁判長とお昼を食べながら話をしていたんですけれども、あのときのことを振り返ったときに、多分彼はもっと違ったやり方をとっただろうなと言っていました。今であったらということです。といいますのも、制度づくりに関してはかなり頑張ったけれども、十分やらなかった分野があると。それは人、コミュニティー、地域社会、文化的な、社会的な側面は十分手をつけなかったなと。これは本当であれば、制度づくりと一緒にやるべきであったという学習がありました。いつもこのような試行錯誤を続けています。それをやりながら学習をしていくわけです。

我々が学んだのは、コミュニティーと法的な意識

の向上に努めなければいけないのだと。実際の私たちの通常のシステムでの仕事をする相手以外のところにリーチアウトをしていかなければ、人々の姿勢とか行動を変えていくことはできないのだという学習を積んでまいりました。過去、学習をしてきました。これが根本的な部分だと思います。法の支配のより良い成果を上げたいというのであれば、制度づくりだけではなくて、人々にリーチアウトしなければいけないということです。

最後にまとめますけれども、我々の伝達のメッセージの中心にあるのは持続可能な開発をするのであれば平和が必要だと。平和というのは持続可能な開発がなければ得られないと。しかし、どちらとも、この2つとも必要としているのは法の支配であると。人々に基づいた法の支配、人権に基づいた法の支配、基本的な選択の自由、こういうようなメッセージを今まで伝達してきました、我々が支援をする中で。コミュニケーションという意味では、コミュニケーションとエンゲージメント、国のレベルでも必要ですし、受入国の市民のレベルでも必要です。私たちが奉仕をする人たちに対してコミュニケーションをするというのは根本的に必要です。よく私たちは包摂性という話をします。プロジェクトや法律などを最初から一緒にやるのが重要だと言っていますけれども、まだまだ本当に意味のある形でコミュニケーションはできておらず、意味のあるエンゲージメントはまだ十分ではないと思っています。このような相互のやりとりができるためには、もっと意味のあるコミュニケーションが必要だと考えています。

それから、国際的なレベルのコミュニケーションで申し上げますと、私たちはパートナーに依存しています、我々のメッセージを増幅する上では。私たちが声を合わせるということが必要です。加盟国とドナーと民間と市民社会と声を合わせていったほうが、インパクトが大きくなります。私たちだけで話をする、私たちだけでメッセージを伝達するよりも声が大きくなります。それから、専門性や学習してきた教訓をいろんなパートナーと共有をするという

ことも非常に重要です。こうやってメッセージを伝えながら学習をすることが可能になります。

また、何よりもコミットメントを維持していかなければいけません。私たちがやる仕事に対してのコミットメントです。投資をして、そこの人たちと一緒に仕事をして、時間をかけながらやっていく。もちろん何世代もかかりますけれども、しかし、貢献ができるわけです。何か意味のあるものに対して貢献ができると確信をしています。これが私たちの根幹にあります。

法遵守の文化というのは、日本が本当にすばらしく体現をしていると思います。このような法の支配を醸成するためには、これは紙の上であるだけではだめでありまして、人々の社会の営み方に存在していなければいけないのです。このアイデア、このような考え方、経験の共有、UNDPが法の支配に関して、どのようなアプローチをしてきたかということが皆様方の議論のお役に立てればと思っています。

私の持ち時間はもう終わったと思いますけれども、最後にお見せしたいものがあります。ビデオです。このビデオは2013年につくられたビデオなんですけれども、この中でメッセージが明確に伝えられていると思います。私が申し上げようと、ここ15分間かけて伝えようとしてきたメッセージが簡潔にまとまっておりますので見ていただければと思います。皆様方と共有したいコミュニケーションの一つの例ですので、ごらんいただければと思います。

－UNDP広報動画上映－

法の支配が破綻しますと、社会が壊れてしまいます。2008年、UNDPはその努力を倍増して40以上の危機影響国に支援をし、法の支配の強化を進めました。2013年、その努力によってパートナー国は、例えばグアテマラにおきましては不処罰と闘うことができました。エルサルバドルでは武装暴力を減らしました。コンゴ、ブルンジにおきましては性及びジェンダーに基づく暴力を減らし、そしてチュニジアでは国民の和解を進め、パキスタンでは司法へのアクセス改善が図られました。平和維

持活動局と協力をすることによって、UNDPはメンバー国に対して重要な支援を提供してきました。法の支配のためのグローバルフォーカルポイントを通してです。そして、治安、正義、平和、そして安定を強化してきました。多くのことが達成されてきました。しかし、まだまだやらなければいけないことがあります。グローバルプログラム及びグローバルフォーカルポイントを通して、UNDPはこれからも各国の取組みをサポートし、法の支配を通して平和と持続可能な開発を挑戦していきます。

ご清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】 グラッサ様、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き船木成記様からお話しいたきたいと思います。

船木様、前方へお願いいたします。

ここで、船木様のご経歴を紹介いたします。船木様は1989年、株式会社博報堂に入社され、ディレクターとしてビジネス開発業務に従事されながら、2007年から2009年まで内閣府男女共同参画局政策企画調査官、2012年から兵庫県尼崎市顧問、高知大学客員教授、2017年から長野県参与(信州総合ブランディング担当)と様々な公的機関において要職を歴任されています。

それでは、船木様、よろしく願います。

船木成記 株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与

【船木】 ありがとうございます。ご紹介いただきありがとうございます。

めちゃめちゃアウエー感が漂っておりまして、どうしたもんかなと思っています。3カ月前わざわざ長野県庁まで皆さんで来ていただいてお話をし、一回、僕、お断りしたんですよ。余りにちょっとテーマが違い過ぎるんで、ちょっと僕に向いていないなというふうに思っていたんですけども、一回断ったにもかかわらず、もう一回来られてしまって、お話をするというので、わかりましたと。二度目来られたんだったらもう断れない。わざわざ税金使っ

て、長野まで新幹線で3人ぐらい来られちゃったんで、いや、そんなことはないんですけども。

今回、このような場で鈍感力を発揮してお話をしようと思います。本当に僕は文学部出身でありまして、法のことは全く触れないまま、人生、今五十三、四ぐらいになりましたけれども、過ごしてきました。ただ内閣府で2年間、それから尼崎市で5年間、今、長野県で1年目なんですけれども、実は行政の中にいるもんですから、実は法律とか条例も含めて、ある種ルールに基づいて暮らしが営まれているということは肌ですごく実感をしています。ただ、その僕にしても、ルール・オブ・ロー、法の支配という言葉が山のように、今日、飛び交っているんですけども、ぴんどこないですよ、やっぱり。「支配」という言葉が持っている語感というのを皆さん、認識されていますかということなんです。

それと、あともう一つ、僕、グローバルのことは余りわからないので、日本社会のことを前提としてお話をします。

どうしても「支配」と言われると、何かどちらかという、縛られるもんだという感覚になります。実は今回、僕、今日、こうやってお話をする機会の前に、実は自民党の司法制度調査会で1回お話をする機会があって、多分そこで話したおかげで、今日、ここに連れてこられちゃったんだろうと思っているんですけども。僕の友人を含め、全部で35人ぐらいにメールをして、法学部以外の人間にです、法の支配と言われたらどう感じるかということを知いたら、自分の暮らしがほぼ縛られるもんだと答えるんですね。6人ぐらい、僕の知り合いで法学部出身のやつがいて、法の意味は何とメールで知ったら、法は人々の暮らしを支えて自由を保障するものだ。でも、世の中はそういうふうにどうも捉えていないんだよねというふうに、法学部出身の人間が返してくれたというのは、僕の一つの発見でありました。こんなにこの集団の中でルール・オブ・ロー、法の意味みたいなことがこんなに共有されて語られているにもかかわらず、このコミュニティの外にその

メッセージが、そもそも日本社会の中で伝わっていないという前提があるということが、僕が指摘したいことの1点であります。というか、それしかも言いようがないんですけども。

その上で、法とは何かということの問いが立った上で、初めて法制度整備支援が成り立つんですね。法がそもそもどういうものか、パーセプション（認識）が社会の中でどうあるかが前提にあった上で、それに述語がついたりする法制度整備支援。何のために法制度整備支援をするのかというのが今日の一つのポイントだろうというふうに思うんですが、そのことにおける意味が曖昧なまま、法制度整備支援という述語ないしは一つのユニットの言葉が議論されていくと、ここの中ではいいと思いますよ。発信というのは今日のテーマになっているとすると、伝えるべき相手に対してどう伝わりますかという話が、問いの2つ目というか、問いになります。

僕らコミュニケーションの仕事をしている人間としては、相手のコンテキスト——今日、文化とかいろんな話が出ている。ああ、そうか、そういう言葉が使われるんだと思って、ちょっと安心をして聞いていました。法というある種無味乾燥で仕組みのようなもの、システムのようなもの。僕、内閣府にいたとき、言われたんですよ、船木さん——男女共同参画局にいたんで、すごい、今日の接点とも近いと思うんですけども、「霞が関文学は身につけなくてくださいね。」と僕、言われたんですよ。「船木さんは自分の思いでやっていただいて結構です。」と。僕、課長職だったんですけども、議会答弁とかやらなくていいですと当時の局長さんが言ってくれて、よかったと思いましたけれども。法律用語も多分そうだと思うんですけども、誰が読んでもわかるように書いている言葉は、誰にも伝わらないということにちゃんと気づいてくださいねということなんです。法はでも、そもいかないかもかもしれません。やっぱり市民、社会に伝わるような言葉であるということがコミュニケーションの基本原則になります。

そうなったときに——すみません、ちょっと余談

を言ってしまいました。言いたかったことはそうではなくて、伝えるべき相手ないしは伝えたい相手の持っている文脈、コンテキスト、文化を把握した上で、こちらの伝えたいメッセージを考えなければいけない。それこそがまさにコミュニケーションだということです。行政のやること、ないしはパブリックがやる場所のコミュニケーションは、実はインフォメーションでしかないということを本当に肝に銘じていただきたいというふうに思うんですね。言いたいことを言う、言うべきことを言う、伝えるべきことを誤解なく伝えると言っていけば言うほど、やればやるほど伝わらない言葉になるというパラドックスになっていくというのが、コミュニケーションというか、そういうことの構造かなというふうに思います。ですので、今日、実はもう一つ言いたいことは、しっかりメッセージ、発信という言葉がここで使われていますけれども、これ英語になると、僕、どうなるんだろうと思って見たら、プロモーション、プロモティブという言葉なんですけれども、多分発信という言葉でここで使っている言葉とプロモティブであるということは若干、多分ニュアンスが違うと思うんですね。僕はあえてコミュニケーションとインフォメーション、明確に違うというふうにお伝えをしようと思っています。

今日、僕が皆さんのお手元に渡したメモで、1つ目には、芥川賞がつい昨日か一昨日出ましたけれども、その前の芥川賞作家の方の言葉があります。作家さんの書くものは音楽でいえば楽譜だと、音符だと。読んでくれる読者が演奏してくれて初めてアート、作品になるんだと言っているんですね。本来、芸術作品なんていうのは作り手のものであって、受け手はそれを鑑賞してくれればいいというものかもしれないけれども、実はそうではないんだという、インタラクティブな関係のものだというふうに言っているわけでありませう。

それともう1点、ハーバーマスという社会学者がいます。彼の長い文章、読んでいただければわかるように、コミュニケーションとインフォメーションの違いを明確に言っています。伝えるべきことはど

ういう状況でしょうかというのが、言いたかったことの一つであります。

それから、今日、いろいろお話が出ていて、僕も自分のメモに準じてしゃべるのは時間の関係上いかなないのでお話をすると、アカウントビリティーという言葉が出ていました。これも実はコミュニケーションを設計する上で非常に重要なポイントであります。説明責任となっていますけれども、なぜやるのか、何をやるのか、どんなふうにやるのかということで、どうしてもこれをやっているというメッセージになりがちなんですけれども、なぜそれをやっているのかと。なぜの部分をしっかり共有できないと、多分次のステップに行かないんですよ。実はアナさんが言っていましたけれども、エンゲージメントという概念があります。これ今日、ここで聞いている人たちは、エンゲージメントという言葉がコミュニケーションの領域で使われている言葉だというふう聞いたことある人たちはいらっしやいますか。エンゲージメントって何だ、それみたいな。婚約かみたいな、片仮名でいうと、ここで言う必要はないですよ。皆さんは英語が得意なので、そんなことはないですけども、つながりをつくって関係性ができるということでもあります。自分が何につながっているのか、何とコミットメントしているのかということでもありますね。ああ、そうかと僕ちょっと、今日、うれしくなりました。法の話で余りに関係のない話でどうするんだろうと思っていたんですけども、非常にコミュニケーションの分野で言っている話とすごく近い話なんです。これはどうということかという、法があることによって何をなそうとしているのかという、もう一つ先の世界ですよ。

平和というキーワードが出てきました。平和を実現する。ガバナンスにのっとって、ある種何かを信じて、そのもとにそれぞれの暮らしが営まれていくという状態をつくり出すために、ないしはそういうような信じる世界をつくり出すために、実は法というものが機能するんだという話であって、当初僕はこの話を聞いて、法の支配という言葉は本当つらい

言葉だなど。これを社会化していくにはしんどいな
と書いていたんですけども、そうか、法の支配と
いう言葉を使いながら、今日ここで語られているこ
との実は本質的な意味は法の意味なんだと。法の役
割なんだと。法があることによって、どういう社会
を実現したいのかというメッセージなんだなという
ふうに解釈すべきなんだろうなというのをちょっと
思って、僕はそのメモを書いたときは、もう少し
辛口で言葉の意味をというふうなことを思って設計
をして、皆さんのお手元には書いていますけれども、
今日、ちょっとお話全体をお聞きして、若干僕のお
話も修正をしたというようなことになります。

もう一つ、オタワ憲章って皆さん、ご存じですか。

1986年にWHOが出したオタワ憲章ってあるん
ですけども、これは僕、JICAのホームページ
で読んだりしているんですけどもね。健康の基盤
にあるものは何かと、冒頭に平和とやっぱり出てく
るんですよ。多分ほとんど同じこと言っていたな、
今日のお話はほとんど同じなんじゃないかというふ
うに思うわけでありませぬ。

これは公衆衛生分野の話は、実は僕の専門のソー
シャルマーケティングという領域と非常に近いんで
すね。行動変容、態度変容をいかになすかというこ
とになるので、健康活動なんていうのはほぼそうな
んですけども、フィジカルな健康の前提として、
安全保障、社会的な基盤があってこそ初めて個人の
健康が成り立つというようなことが当時語られてい
る話なんですけれども、ヘルスプロモーションとい
う概念ですけども、非常に基盤になるところを見
ている、やっぱりグローバルな世界で語られている
ことというのは非常に同じようなことなんだなとい
うふうに改めて感じながらお聞きをしていました。

最後、言葉は丁寧にぜひ扱っていただきたいとい
うふうに思っています。これは日本語の上での話で
す。支配という言葉がどういう言葉かわかりますか
ということなんです。支配というのは支配する側が
いますよね。それから、もう一つ、支援という言葉。
支援も支援する側がいますよね。若干上から目線
じゃないですか、全体がというのがあります。寄り

添うのが日本の法制度整備支援だというふうに沢山
聞きました。大事なんだなと思います。でも、使っ
ている言葉が若干上から目線ですよという話は、
素人が思ったら感じますということだけ、一応申し
上げたいなというふうに思います。英語で見ると、
そうか、assistant でしたねということで、もうちょっ
と若干上から目線感はない言葉なのか、僕、語学は
全然得意じゃないんであれですけども、そういう
言葉のニュアンスとか、語感というのが実はメッ
セージをつくっていくとき、すごく重要になってく
るので、たずまいをどう整えるかという話は丁寧
にぜひ考えていくということの領域の一つかなと
思っています。

最後に、日本の法制度整備支援ということが日本
社会のオリジナリティーというか、独特のものとい
うことがあるんだという話との接続を是非してほし
いなというふうに思います。一般の方に伝えていく
ためには、やっぱりそこがすごく重要ななと思いま
す。法制度整備支援とか法のことはよくわかんない
けれども、でも、そういうつもりで、日本らしさが
出ながら、ほかの世界に対して貢献ができてい
るんだという、そういうシンプルなストーリーでなるほ
どというふうに思ってもらえるようなところがある
といいなと。自慢話じゃないですよ、そうではなく
てという形であります。

人間は物語を生きる動物であります。どんな物語
をあなたは生きているんですか。そうなんだよ、僕、
そういうふうに日本に生まれて、日本社会でこうい
うふうで、だからなんだと。だから、暮らしぶり、
生き方そのものが世界に貢献できるんだ、そういう
ような物語が共有できるようなことがあるとうれし
いなというふうに思うわけでありませぬ。多分、恐ら
くこの中にはそういう物語と、涙だらけの話だった
り、実際にはすごくうれしい話、ハッピーな話が沢
山あると思います。それは当然、僕も信じています。
ただそれが伝わってこない、メッセージにならない、
ないしは気づかれていない。自分たちもそれを言語
化できていない、多分そういうことがあるんじゃない
かなというふうに思います。そんなようなことを

ちょっと短い時間で、法の支配とか日本人の法意識とは何かとか、何か新書ばかり5冊ぐらい読みましたけれども、本当に申しわけないですけれども、素人が何かたわ言でしゃべっているなというふうに思ってお聞きいただいて、この後の議論に一助になれば使っていただきたいです。そうでなければ無視していただいて結構なので、私の話を終えたいというふうに思います。すみません、どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】 船木様、どうもありがとうございました。

この後の第3部において、会場の皆様とパネリストとの質疑応答の時間を設けております。グラッサ様、船木様へのご質問はそれの際にお願いいたします。

【第3部 パネルディスカッション】

【司会(梅本)】 続きまして、第3部に入ります。

第3部では前半と後半に分けて、パネルディスカッションを行います。

まず、これより90分間、「日本の法制度整備支援は、いかなるメッセージを持つのか」をテーマに前半のパネルディスカッションを行います。

前半のパネリストとモデレーターを紹介いたします。

パネリストは、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、グローバル法研究所長の松尾弘様、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の小畑郁様、JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム課長の久保晶光様、東京地方検察庁検事、前国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)犯罪防止・刑事司法担当官の柴田紀子様です。モデレーターは、法務省法務総合研究所国際協力部長の森永太郎が務めます。

パネリストとモデレーターのご経歴については、席上配付の資料をご参照ください。

それでは、森永部長、お願いいたします。

前半「日本の法制度整備支援は、いかなるメッセージを持つのか」

【森永】 よろしく申し上げます。

グラッサさん、船木様、ありがとうございました。非常に示唆に富むお話を両者の方からいただきましたので、それにつながるような形でディスカッションを進めていきたいというふうに思っております。

とはいいましても、ご存じない方には申しわけないんですけども、どう見回しても知っている人ばかりで、いつものメンバーでやっていますという感じが満載なんですけれども、松尾先生、小畑先生、それから大久保課長、それから柴田さん、よろしく申し上げます。

実はパネルディスカッション第3部が、要するにどんなメッセージを持つのかという話になっているんですけども、プログラムを見ていただいても、一体前半と後半どう違うのみたいな話にどうしてもなってしまう。ただ、前半は主に、メッセージの内容が何かということを中心にしまして、そして、後半は、それを誰にどういう形で伝えるべきなのかということに軸足を置いた議論にすれば、実体法と手続法ではないですけども、そういう少しの色分けはできるんじゃないかと思って、始めたいと思います。

本当に対話みたいな形で始めたいと思うんですけども、一応ここに、すみません、松尾先生、いつもトップバッターなんです。名前の順で行かせてもらいたいと思いますので、まずは日本の法制度整備支援あるいは法制度整備支援ですね、これが一体どういうメッセージを持ってきたのか、あるいは持ち得るのかというようなことについて、松尾先生のご見解を伺いたいと、そこから始めたいと思います。

【松尾】 森永さん、どうもありがとうございます。

本日は法制度整備支援にかかわる国内外の皆様のお集まりの中で、いつかは論じなきゃいけないテーマを今日論じることになったという気がいたします。

私からトップバッターということで、どういう話をしようかと非常に難しいんですけども、今後の議論のたたき台として、3つほどメッセージの、何を語るかということを一つつたたき台として提示したいと思います。

発信ということを考えたときには、本来は目的とか相手方、それから、何をどのようにどこで発信すべきなんだということを本来ならばきちっとやっていく必要があると思うんですが、今、森永さんから特に何をというお題がありましたので、単刀直入にその問題に入りたいと思います。

1つは、法制度整備支援の目的として、今日、共通テーマになっている法の支配について、我々はどういう発信ができるかという点であります。法の支配は、ご承知のように、ミレニアム宣言あるいはミレニアム開発目標以来、法制度整備支援の目標に掲げられ、15年の期間が過ぎてしまった後も、2015年のSDGsで再び国際的な開発目標の中に承継されたということなんです。正直言って、法の支配が法制度整備支援の目標だと言われて、これが具体的内容ですというふうにわかる人っているんだろうかと。余りに抽象的で本当に一体何をすればいいのかということがよくわからないというのが本当のところだと思うんですね。

それは恐らく理由があるんだと思うんですね。既にこれは午前中、森嶋先生、ご指摘されましたけれども、法の支配というのは特定の文脈の中で出てきた言葉で、まさに今、船木さんが法の支配って何か縛られるというニュアンスがするというお話をされて、本当に鋭いなと思ったんですけども、まさにそうなんですよ。法の支配というのは縛るという意味をあえて強調した言葉なんですよ。まさにそれは法の支配、ザ・ルール・オブ・ローが出てきたイギリスの王権が確立し、その確立した王権を議会がどうやって縛ろうかという文脈の中で、それは王様だって法によって支配されるんだぞという王様に対する強烈なメッセージだったわけですね。だから、縛るという意味がまさにストレートに出ているんです。

ところが、それをアジアの文脈で法の支配と言われても、多分ぴんとこないですね。つまり、どうしてかという、アジアの国、特にこれから国づくりをしようという国にとっては、まさに縛られる対象になる権力をつくっている最中ですから、権力を

どうやってこれから集権化して行って、そして、それを法に従ったものにしていくかという長いプロセスの最初のほうにある段階で、いきなり法の支配というふうに言われて、ぴんとこないのは当然のことだと思うんですね。今日、話を聞いていて、なるほどというふうに思いました。

それで、その点について、じゃ、日本が、どういふことを語れるかということなんですけれども、日本では法の支配は果たして確立したのでしょうか。あるいはしたとすれば、いつ、どういふふうにしたのでしょうか。あるいはまだそのプロセスにあるのでしょうか。まさにそのプロセスそのものを語ることができるのではないのでしょうか。

現在の政権がいつ集権化したかということについては、どこまでさかのぼればいいのかわかりませんが、日本ができたのは7世紀と言われていますが、なかなかそこまでたどって話をするのは時間がないので、明治維新から出発するとしますと、明治維新のときにできた政権というのはまずは非常に脆弱な政権で、とても集権化なんていふふうなことは言えないわけですよ。そのときに、じゃ、どうやって中央集権化したか。2つ方法があったかと思います。1つは、まず憲法をつくって、権力を集権化する、確立する基盤となる憲法をつくって、そして、法律をつくって集権化していこうというルート。あるいはもう一つは、権力の集権化を徐々に徐々に進めて行って、そして、中央集権化がほぼ達成されたところで、それをさらに確保するために、強化するために憲法をつくるというルート。日本はどちらをとったかという、恐らく後者の立場をとったと思うんですね。明治維新があって、憲法をつくったのは明治22年ですから、22年間かけて憲法を、秩序をつくっていったわけですね、少なくとも憲法までに至るまでに。その間、じゃ、何にもルールがなかったかという、そうではないですよ。太政官という立法府に当たる場所をつくり、大審院をつくり、そして、内閣をつくり、徐々に徐々に権力の集権化を進めていったわけですね。その間には戊辰戦争もあり、西南戦争もあり、いわゆる内戦

があり、そういう血で血を洗うような闘争を経て集権化をしていった、非常に困難な時期があったわけですね。これを忘れてはならないのではないかと。このプロセスがあって法整備が行われてきましたという、これはやっぱり率直に語るべき、しかも隠すことのできないメッセージではないかというふうに思っています。

その間にはやはりいろいろな混乱も生じました。例えば裁判所をつくってみただけでも、重大事件についてどう裁けばいいかわからない。死刑にしていかどうかわからないというときには、明治初年には裁判所は司法省にお伺いを立てていますね。今の感覚からすると、三権分立に反することになっているわけですが、しかしながら、そういうふうにしなないと適正な裁判ができないという、そういう現場の要請があったと思うんですね。司法省の回答が1日遅れたために死刑が下されてしまったという、そういう事件もあったわけですね。

あるいは、私、不動産登記法の制定過程を調べていきますと、明治23年に初めて帝国議会ができて、そして民法等の法律の審議が始まっていますけれども、帝国議会で作った法案を天皇が公布する前に内閣が書きかえていたりするわけです。プロセスを追っていくと、どこで誰がどういうふうに変えたかわからない条文というのもあるんですね。つまり、そういうふうにしなないと三権分立なんていうのを最初からつくるということはまず不可能で、憲法をつくった後も不可能で、それは徐々に徐々につくっていくしかないんだという、こういうメッセージをやっぱり出すことはできるんじゃないか。常にそれが正しいとは限りませんが、しかしながら、例えば先ほど申しました2つのルートの前者のほうですね、政権をつくって、すぐ憲法をつくって、国民投票にかけて、そして議会選挙するというルートをとった国がなかなか政治的に安定しないというケースは沢山あります。2011年にムバラク政権が崩壊したエジプトでは、2年間の間に3回憲法をつくりました。憲法をつくって、素案をつくって、国民投票にかけてはクーデターで停止され、また素

案をつくって国民投票にかけては停止されと3回繰り返すということが起こりました。あるいは近い国ですけれども、タイでは1932年に最初の憲法ができて、そして、昨年4月に新憲法が公布されましたけれども、これは20回目の憲法ということでもあります。それはタイにはタイなりの憲法地図の作り方があって、どちらが正しいというわけではありませんけれども、しかし、一つのパターンとして、これを示すということは大いに意味があるのではないかとこのように思っています。

そのときに、やはり法の支配をいきなり突きつけるのではなく、時間がかかるんですよ。法律を整備するには、その前提として、やっぱり権力の集権化ということがある程度なされていないと、なかなか法律をつくってもうまく機能しないんですよ。だから、そこはじっくりやりましょうねというメッセージをまずは出す必要があるし、そこはそうやって長い時間をかけて粘り強くつき合うという態度が必要なんじゃないかと。これが第1のメッセージです。

それとの関係で、第2に申し上げたいメッセージは、やっぱり法秩序の作り方とか、法の整備の仕方には唯一じゃないけれども一つの手順というか、順序があって、やっぱり基礎的なものから時間をかけて徐々に徐々につくっていくことは必要で。ところが、最近の法制度整備支援の状況を見ると、やっぱり要請主義ということとの兼ね合いもあるんでしょうけれども、非常にアドバンスな、あるいは小さくある程度まとまった法分野について整備協力をする一方で、ベースになっているところがしっかりしていないにもかかわらず、アドバンスな分野を支援すると。支援の意味自体は私は非常にあると思うんですけども、やっぱり順序は大事ですよということも常にそれは伝える必要があるし、共有する必要がありますし、どういう分野についてどういう支援をするかということを決める前に、もっとじっくり時間をかけて、相手国も一緒になって順序を考える時間が欲しいというのが第2のメッセージです。

実は第3のメッセージとして、日本の法整備で一つ、今度は、何ていうんでしょうか、教訓になった問題として、土地制度の問題というのがあって、地券制度の問題について語りたんですが、ちょっと私だけ時間をとってしまっても申しわけないので、後に時間があれば、それについてお話ししたいと思います。ありがとうございました。

【森永】 松尾先生、ありがとうございます。

第1点、第2点というのは、これは私も前から非常に松尾先生と割と似た考えをしたのかなと自分自身では思っているんですけども、第1点は国づくりのパターンといいますか、とにかくまずは憲法つくればいいやとやっていると、ごちゃごちゃしているうちに憲法自体が倒れてしまうというようなパターンを私もあちこちで見ている部分がありますし、松尾先生の見方では、日本というのはそうではなくて、基礎固めをして、そして最終的に集大成みたいな形で憲法をつくっているという形になるのかなというふうに思っていて、それは非常に興味深く聞かせていただきました。

それから、順序、ありますよね。これは私もそう思います。何か細かいところから手をつけちゃってどうにもならなくなるというのはよくあるパターンなんじゃないかなとは思っていますけれども、ありがとうございます。

そうしましたら、小畑先生、何か、何を伝えられるのか、あるいは何を既に伝えているのかというようなことでご意見を伺いたいと思います。

【小畑】 今、松尾先生の話に、中身的には非常に私も賛同するところが大きいんですけども、ちょっと切り口として、かなり違う角度から切り込んでいきたいというふうに思っています。

今日、午前中からのスピーカーの方々の言っておられること、森嶋先生のご発言も含めて、私自身も大変共感するところが多かったんですけども、実は先ほどお話しされた船木さんのお話には、私として、これから話すことと共通部分が多いんじゃないかというふうに思いました。ちょっと長い話を短目に話すためにあらかじめ宣伝しておきますと、実

は「法律時報」という雑誌に近々小特集というのを組みまして、名古屋大学が展開してきた日本法教育研究センターの取組みを中心としたアジアを対象とする法教育は、法学に何をもちたらし得るかという趣旨の小特集を組みますので、そちらをぜひごらんいただければというふうに思います。

今日、お話ししたいのは、実は私は松尾先生、非常に民法学、開発法学のご専門家からということでお話をされましたけれども、私は同じ大学の教員ではありますけれども、この場にはむしろ法政国際教育協力研究センターのセンター長として、名古屋大学のアジアを対象とする法教育に実際取りまための役割として関わってきたという立場でお話をしたいと思います。

そういうことから申しますと、実はちょっと先ほど、かなり破壊的になるので、これを言うべきかどうかというのを迷っていたんですけども、先ほどの話の船木さんの話で勇気づけられて話をしたいんですけども、私にとっては、少なくとも私にとっては、あるいは名古屋大学の多くの留学生教育に当たってきた教員にとっては、法制度整備支援という言葉、とりわけ支援という言葉にこだわる必要性は私はずっと感じてこなかったのです。むしろ、アジアの学生に教えるというのは大学の法学教育の本務ではないかというふうに考えてやってきた。それが結果的には法制度整備支援の重要な柱である人材育成に貢献しているということになってきたという、そういう関係ではないかというふうに思います。

実はこういう形でアジアの学生に教えるということをやってきたわけですけども、とりわけアジアで日本語による日本法教育というものを展開してきておりまして、日本の法学の側にも非常に重要な気づきがあるということがわかりました。例えばちょっとカンボジアで日本語教育を担当してきた方から聞いたエピソードを紹介したいのですが、カンボジアの日本語による日本法教育をやっているセンターの学生が、卒業してからも法学の講義やセミナー等の通訳を任されることが多いわけです。そのときに日本の法学の先生が話された後で、通訳を務

めているセンターの学生から、これはXとYとどちらの意味で先生は言いたいんですかと。先生はXだというふうに言いたいんだと思うんですけども、そのまま伝えるとカンボジアの人たちにはYと伝わってしまいますよ。Xという意味でカンボジアの人たちに伝えたいならば、まず、Zについての説明をしないと、Xについての理解ができないというふうに思いますよというふうに言ってくれたと、私も間接的に聞きました。つまり、こういう学生たちをつくるということが非常に大事なんじゃないか。つまり、日本法といわゆる法制度整備支援対象国の法の双方をその文脈とともに理解できなければ、実は日本法を参考にした法整備というのはできないのではないかというふうに考えるわけです。

こういうことは法学の側の気づきではありますけれども、つまり法学研究、日本法の法学を勉強してきた者の気づきではあるわけですけども、いわゆる法制度整備支援にかかわる法実務家の方々にとっても、実は同じではないかというふうに私は思っております。つまり、アジアの法の改革に取り組むということが、日本の法実務をどのようによりよいものにしていくか、ということにとっての気づきを含んでいると思います。もし、そういうふうに言えるのであれば、これはちょっと激しく言いますと、法実務家の方々にとっては法制度整備支援は、ごく一部の方を除いて、一生の中でごく一定期間だけかかわるようなそういうお仕事だというふうに思います。それはそれでいいのですけれども、法制度整備支援論とかアジア法とかというのは、むしろ法実務教育にとって必須科目のようなものとして考えたほうがよいのではないかと。つまり、我々はこの法制度整備支援という言葉ではなくて、例えばですけども、グローバル化とアジアにおける地域協力が進展する世界における日本発の法務サービス提供というのを日本の法実務家の本来的な役割の一部だというふうに考えれば、これは法制度整備支援という言葉にこだわることなく、我々として本務として、この問題に取り組むということができないのではないかと思います。

最後に、メッセージという言葉でいいますと、私は常に強調しているのは、なぜ日本の法律家がアジアにおいて、こういう活動をやるのかということなんです。これはミャンマーでも言ったんですけども、ミャンマーの人たちが本当に平和で本当の意味で豊かであるということが、日本の社会が平和で豊かであるという前提条件にもなっている。両者は分かちがたく結びついているというふうに私は認識しているからだというふうに申し上げたことがあります。そういうふうに私は考えてこの問題に取り組んできたということで、個々の人間の話ですけども、これは多くの人たちが共通して考えている、これは実は余り、皆さん、かなりハンプルな方が多いので大声ではおっしゃらないですけども、そういういわば志を持ってやってこられたのではないかというふうに私は理解しております。

【森永】 小畑先生、ありがとうございました。

小畑先生はどちらかという、法教育の面からの切り口でお話をいただきましたけれども、そうですね、私も法制度整備支援をやっていた実務家の一人でありますけれども、若干そういう、今おっしゃったような感覚といいますか、を持つことがあるのと、それから、今ちょっと小畑先生が爆弾的とおっしゃりながら、少し抑え目におっしゃったんじゃないかと思うんですけども、実は法制度整備支援というのは、これはどこに向けたメッセージになるのかで言い方が相当違うんでしょうけれども、日本のためでもある。要するに回り回って、これを余りにも極端過ぎると思われれば、むしろとめていただきたいんですけども、情けは人のためならず的なそういう感じのものとして捉えるべきんじゃないかというメッセージが。つまり、だから、自分のことなんだぞと日本国内に向けて、よそのことじゃないんだと、自分のことなんだぞというようなメッセージもあり得るというふうにお聞きいたしました、間違っていなければですけども。これについてはいろいろ考え方があるかと思っておりますけれども、総元締め立場から、JICAの大久保課長、お願いいたします。

【大久保】 J I C Aで法制度整備支援の担当課長をしております大久保と申します。総元締めと言われて、ちょっと今緊張が背中に走っているんですけども、それだけでもなくて、ここまでの話で私も非常にいづらいというか、アウエー感を感じているんですけども、私は法律家でもないですし、学術的に法制度整備支援の持つ価値は何かと考えたこともないですが、援助機関、実施機関の職員の立場として、法制度整備支援が持っているメッセージは何かとか、どうやって伝えるのかということについても少し考えることがあるので述べさせていただきます。

法制度整備支援が持つ価値というのは、仕事の価値というのは、多分朝から晩々述べられていて、日本が有している法の継受の歴史自体が途上国にとって価値があるとか、あるいは今、小畑先生がおっしゃったように、日本側も学ぶことがあるとか、そういうことは色々あると思うんですけども、私は博報堂の船木さんのお話にちょっと戻って、法の支配という言葉を使ったときの戸惑いというか、日本社会において反応として来る「何だ、それ感」みたいなのがあって、そこのところからやっぱりちょっと考え直したほうがいいのかと最近も思っていました。

というのも、今 J I C Aで動画をつくっておまして、インターネットで載せられるように、法制度整備支援とは何かというのを30分ぐらいの動画、さっきアナさんが見せてくれた、ああいうあそこまで洗練されてはいないと思うんですけども、それでも頑張って今動画をつくっている最中なんですけれども、「法の支配って何ですか。」という質問を私がプロダクションのディレクターの方から受けたんですね。私は事前に準備していたんですけども、法の支配というのは要するに社会が暴力ではなくて言葉だけで平和及び安定をつくる、そういう社会のことだというふうに自分は考えていますと申し上げたんですね。正確に言えば、最終的には国家という国家権力を使うわけなので、国家という暴力装置を使って制御を実現するという意味においては、暴力

という概念は介在するんですけども、それでも要するに自分が借金を返してくれない人がいたら自分で取りに行くとか、あるいは誰かに暴力を振るわれたら自分がみずからやり返すとかそういうことではなくて、決められたルールに基づいて社会が動かされていくという社会、その理念を法の支配だというふうに自分は理解していますというふうに言ったところ、そのディレクターの方が非常に納得されたような顔を見せてくれたんですね。そのとき私思ったのは、やっぱり法の支配という言葉が相当、一般的には余りぴんとこない言葉なんだろうと、そのとき改めて感じた次第でございます。私も大昔、法学部で勉強して、佐藤幸治先生の憲法とかの教科書で勉強して、法の支配というのは実質的意味と形式的意味があるんだと試験のために覚えた記憶がございますけれども、多分そういう経験をしたことがある人は社会の中ではごく少数派なので、一方で、ニュースで法の支配という言葉が出てくる中で、一体法の支配とは何なんだろうというふうに思っている人は結構いるんじゃないかなというふうにそのとき思った次第です。

なので、さっき船木さんは、法の支配というのは要するに法の機能とか法の役割ということだと解釈できるというふうにおっしゃったと思いますけれども、法があって何で役に立つのというところをやっぱりわかりやすく説明する必要があるのかなというふうに基本に立ち返って思っている次第です。

というのも、J I C Aの職員としては何をしなくてはいけないかといいますと、ミャンマーで新しい法制度整備支援のプロジェクトをつくりたいとか、バングラデシュで新しい研修をつくりたいとかそういう話になったときに、まず、J I C Aの中でなぜこの仕事が必要なのかということの説明をしないわけではいけません。J I C Aは援助機関ではありませんが、みんながみんな、この法制度整備支援のことを知っているわけではありません。知らない人のほうが多いです。なので、法制度整備支援って何だよと思っている職員が多分マジョリティーだと思います。なので、そういう方々をまず説得して、いやい

や、この法制度整備支援というのは大事なんだというふうに説得して、仕事の案件を実現させるためには、まず法の持つ意味というのをやっぱりわかりやすく説明しなくてはいけないのかなというふうに思っています。

私、今の仕事、この部署で3年ぐらいいますけれども、振り返ってみたら、結構広報に力を入れたつもりです。そのときにJICAで持っている広報誌がございすけれども、そこで法制度整備支援の特集をやってもらったりとか、さっきちょっとお話しした動画をつくったりとか、あるいはこの20年の法制度整備支援の歴史をまとめて、今本をつくっている最中ございましてもうすぐでき上がります。知らず知らずに、やっぱり国内の中で法制度整備支援というのをわかってほしいなという思いが我々JICAの中で潜在的にあったので、そういう行動をしてきたんだと思うんですけれども、その中でもやっぱり法律がなぜ生活に役に立つのかということを知りやすく表現するということに知らず知らずに注力していたように思います。

JICAの広報誌の中では、見開き2ページを使って、イラストをつくって、法律がどういうふうに日常生活で役に立っているのか、例えばお金を貸したけれども返してくれないときに返してくれと請求するとか、あるいは交通事故に遭ったらば加害者側に対して損害賠償請求をするとか、あるいは離婚することになったらば子供をどちらが親権持つのかという場面が発するとか、そういうところで法律というのは問題の解決のために役に立っていますということをイラストを使って広報誌の中のページに入れました。

そういうことをやっているわけですが、JICAの職員としては、まず、法の役割というものを日本の国内で説明して、その次の段階で日本の中ではこういうふうにルールが通用している社会ですよねと。ところが、世界においては、そんなにうまくいっている国は多くありませんというところに話を展開させる必要があると思っています。

なので、メッセージというところとちょっとずれ

ているかもしれないんですけども、法制度整備支援がなぜ必要かということを説明するためには、法の役割とか法の機能というのをやっぱりわかりやすく説明するという作業が、まず伝える内容として必要なのではないかと思います。JICAとしては、JICAの中でももちろん説明しなくてはいけませんし、場合によっては外務省を初めとする政府の方々、また場合によっては国会議員の方々は何でこの法制度整備支援をやっているの、なぜ必要なのということを説明しなくてはいけませんので、その原点に立った説明をする努力というのは続けていきたいと思っています。

【森永】 大久保課長、ありがとうございます。

そこはまさに私、午前中に申し上げた、現場でやっている人たちは何で知られていないんだろう、何で理解してもらえないんだろうというこのジレンマ、その部分がそのまま恐らくJICAの中でも、大久保課長あたりには存在していて、日々苦勞しておられるだろうというふうに拝察申し上げました。

【大久保】 内緒なんですけれども、昔、ある海外の部署で勤務したときに、私のボスは全然法制度整備支援の必要性を理解してくれなくて悲しい思いをしたことがあります。昔の話ですけども。

【森永】 これ、ビデオでインターネットで流れるかもしれないんですけども。

【大久保】 もう言っちゃいました。

【森永】 ありがとうございます。

今ちょっと話が少し広がってきましたけれども、松尾先生は開発法学のお立場から、それから、小畑先生は法教育の立場から、大久保課長は我々一番身につまされる組織内人間の立場からお話をしていたいただきましたけれども、日本で最も自由奔放な女性検事と言われております柴田検事のご意見を伺いたいと思います。

【柴田】 ありがとうございます。

私は実務家として法制度整備支援にかかわってきたという立場、それから、最近UNODCというところでプロジェクトにかかわって、国連のプロジェクトについてもかかわった経験がありますので、こ

れを踏まえて、私が考えたこと、思ったことについてお話ししたいと思います。

今日のテーマ、メッセージというものは日本国内に対するメッセージ、相手国に対するメッセージ、それから国際社会に対するメッセージ、それぞれありまして、それぞれまた意味が違って来るんだと思いますが、今は支援の相手国に対するメッセージということを前提として考えてみたいと思います。

相手国に対するメッセージということを考えたときに、正直、私自身の個人的な日本での法制度整備支援の経験からすると違和感を覚えました。これまで相手国と一緒に共通の向かうべき目的はありましたけれども、何かこちらから相手国へのメッセージがあるというふうに意識はしてこなかったわけなのです。ところが、一方、UNODCの勤務で思ったことはそこがまた逆で、UNODCなど国連機関等には国際標準、基準あるいはマンデートがまずあって、そこから現地の事情をどこまで考慮して修正していくかと、合わせていくかということを考えるのかなと思っています。

日本の法制度整備支援もそういう国際機関の法制度整備支援も、結論として向かっていく道は一緒なのかなとは思いますが、アプローチが、今私が申し上げたように、国際基準、標準から出発して、あるいはそこに比重を置いて、現地の事情を酌むというところなのか、あるいは日本の法制度整備支援のように、現地というのが先にあって、そこからインターナショナルスタンダードの方向等に向かっていくという何かベクトルが違うのかな、比重が違うのかなというふうに一つ思いました。

また、方法論としても違いを感じました。UNODCでワークショップ等をやるときには、基本的に英語を使うことのほうが多かったです。ただ、英語を使うと、国によっては英語ができる人しかそのワークショップに参加できなくて、いつも同じ英語ができる人が参加しているなんていうこともよくあって、専門分野についての専門性や権限を持っている人が必ずしも参加できないということがあるかと思っています。この点、日本の法制度整備支援は相手

国の言語ということを非常に大事にしているのかなというふうに思います。

また、もう一つ、3点目に大きな違いがあるなど思ったのは体制なのですが、日本の法制度整備支援では、例えばJICAのスキームでは、現地に長期専門家を置いたり、日本国内に作業部会をつくらして、非常に厚い体制を組んでいるなどというふうに思っています。

こうした違いから、日本の法制度整備支援は必ずしも意図していないメッセージ、つまりプロジェクトの目的の範囲内におさまらない意図していないメッセージを持つことがあるのではないかと考えています。これが一つ、冒頭に森永部長が紹介されたベトナムの事例のようなことを念頭に置いて言っています。ベトナムで先方のカウンターパートから森永部長がそのプロジェクトの内容もわかるけれども、それ以外に日本がどのようにして西洋諸国から学んだのか興味があるんだと言われたと、そういうインパクトというか、そういったメッセージを日本の法制度整備支援は持っているのではないかと考えています。

ここで、私がカンボジアで個人的に長期専門家として活動したときの例をご紹介します。私は2006年から2008年の間、カンボジアの王立裁判官・検察官養成校というところの運営の支援に当たっていました。この学校は2003年に設立されて、2005年に開校したのですけれども、教官が十分にいない、それから教材がない、カリキュラムがないという問題がありました。もちろん、プロジェクトの中では教官らに対するトレーニングとか、教材やカリキュラムをつくらしたりということはもちろんやるんですけども、やはりその根本にある問題は、カンボジアの悲しい歴史から出てくる人材不足というところにあるように思われました。

当時、カンボジアでこの学校の教官として活動してくれていた人たちは大変優秀な方々なのですが、大変多忙でした。それぞれが裁判官あるいは司法省の要職を持っていて、あるいはECCC、クメール・ルージュ法廷の裁判官を務めていたり、あるいは当

時まだ作業途中であった民法、民事訴訟法等の起草の作業にかかわっている重要なワーキンググループメンバーであったり、あるいは大学、弁護士会で教えたりと、とてもとても忙しい。とても優秀な方々なのですが、そこだけに頼っている学校は運営できない。講義のキャンセルが相次ぐような状況でした。どう考えても人を増やすしかないということで、この学校を卒業したばかりの1期生を何とか教官の補助等として使っていくべきではないだろうかということ、専門家として、当時、学校の関係者に提案しました。私からすると、当時それはもう当然のことではないだろうかと思っていたのですが、先方からは非常に強い反対、抵抗を受けました。その背景の一つに年功序列文化というものもあるのかもしれませんが、もしくは何かそういう新しいことに対してはしたくないという気持ちもあるのかもわかりません。どうしても受け入れてもらえませんでした。その中で妥協として、教官候補生ワーキンググループとあって、養成校の卒業生1期生の中から10人ぐらいを選抜し、暫定的にパイロット的にワーキンググループをつくって、教官候補生ワーキンググループと勝手に名づけて、彼らに何らかのインプットをするということの許可を学校から得ました。私の中では将来的にこの人たちが教官、学校の助けに、学校の教官として仕事ができるようになればいいなとは思っていたものの、その確証、確約はないまま活動を始めました。

そうこうしているうちに、ワーキンググループのメンバーが各種のワークショップでとてもいい発言をし、あるいはそれぞれが所属する裁判所でとてもすばらしい仕事をする。それがだんだん評価されていきまして、私が何かを言ったからというわけではなく、彼らの実績が学校関係者あるいは実務家、裁判官らに強いインパクトを与えるようになりました。そして、そうこうしているうちに、1年後ぐらいだったかと思いますが、学校から教官候補生ワーキンググループを教官候補として使っていきたい、将来的にはこれをやっていきたいというふうに向こうから申し出てくれることができました。今は彼ら

は一部教官として、もう壇上に立っています。それは学校がそういった教官候補生を採用することを認めてくれたというだけではなく、学校がこうやって若い人を育てていくことは中長期的にとっても大事なんだということに気づいてくれて、それで、こういった活動をこの1年だけではなく、その後も継続していきたいと学校のほうが言うてくるようになりました。

カンボジアの中で当時、こういった集中的なインプットを受けた若い人というのは少なかったので、彼らの存在というのは大変カンボジアの中で目立ったわけなんですけれども、そのことが学校だけじゃなくて、カンボジアのほかの裁判所とか司法省とか、そういったところからも評価を得て、例えば司法大臣などがあるイベントのスピーチで人材育成というのは大事なんだよと言ってくれるようになりました。私は必ずしもそこまで現地に2年間いて、プロジェクトに携わる中で、そこまでのインパクトというかメッセージというものは正直考えていなかったものの、意図していなかったんですけれども、そうやって人を育てていくことの大切さということがカンボジア側に伝わったというか、一緒に見出したというか、そういったことがありました。これが私は日本の法制度整備支援の必ずしも意図はしていないんだけど、与えるメッセージというか、インパクトなのかなというふうに思いました。

【森永】 ありがとうございます、柴田検事。

まさに現場で仕事をされている、柴田検事はカンボジアで、私はベトナムなんですけれども、現場で仕事をしていると、プロジェクトなんかやりますとそのプロジェクトのマネジメントといいますか、プロジェクトの目標があって、これを達成しなければいけないというのがあって、それに向かって活動が計画されて、そして、その指標というものができ上がって、それでそれが達成されたかされないかということを毎日気に病みながらやっているわけなんですけれども、そういう実は私も同じ経験をしたことがあります。実はベトナム側は、もちろんそれはプロジェクト活動をしていますからそれなりの結果が出る

んですけども、どうも何か、本体部分ではなくて、例えばそのときの現地専門家の対応だとか、それから、JICAオフィスがこういう点で面倒見てもらえたとか、それから、本邦研修で日本に来てみたら、何かみんな時間に正確だったとか、それから、日本の大学へ行ってみたら図書が沢山あったとか、そういうところで何かものすごく多くのものを吸収しているといいますか、それが何か相手に大きなインパクトを与えているということが随分あるような気がいたします。

我々のプロジェクトの中でも、おもしろいのは、それが必ずしも直接に伝わるわけではありませんで、プロジェクトで例えば雇用している現地のスタッフが一つの媒介になって、相手に色々なことが伝わるということがあるみたいなんです。そこが正しく伝わっていると、ある意味、非常にそういうポジティブな日本側の情報が先方に伝わることによって、そのプロジェクトの内容がさらに相乗効果を持って強化されるというような効果はあったように思うんです。ですから、そういうところがやはり柴田さんの言っていたような、我々自身も意図していなかったようなメッセージがそこに含まれていたんじゃないかと考えることは十分に可能なのかなというふうに思って、今お聞きしました。

若干まだ時間がございますし、沢山質問の時間、それからフロアからのご意見の時間は沢山とりたいと思うんですけども、でも、せっかくですから、松尾先生、何か3つ目を途中でとめちゃったのはずるいですよという話で、3つ目のお話をお願いしたいと思います。

【松尾】 ありがとうございます、特別時間をいただきました。

3つ目の話といいますのは、法制度整備支援の法とは何かという中身の一つとして、やはり重要な、非常に基礎的なインフラ部分の法制度として土地法というものがあると思うんです。国家の発展の基盤となる土地法をどうやってつくっていくかというのは、それぞれの国家にとっては非常に重要な選択の問題だということで、それについて、日本はどう

いうメッセージを出せるだろうかということなんです。

日本では土地制度を改革したときには、明治初年の土地制度改革、これは皆さん、よくご存じのことだと思いますけれども、地租改正法が明治6年にできて、それに基づいて土地の所有者を決めて、その地価の一定比率に税金を納めさせてということで私的所有権制度を導入し、それが国家の財政基盤の重要な部分を形成したと。当初8割あるいは9割近くが地租収入だったというストーリーはよくご存じだと思うんですね。

ただ、地租制度を導入するときに、地券の制度ですよね、導入するときにどういうふうに導入されたのかと。これは明治4年、5年に実験的に東京でやってみて、うまくいきそうだから全国にということまで広まっていったわけですけども、従来は米で納めていた税を金納にすることによって、政府の財政収入が安定して予算を組めるようになるということが目的だった。そのために土地私的所有権を認めて、そして、つまりその土地に価格をつけて、価格をつけるためには自由に流通させるという必要があって、いわば地券の発行というのは土地を商品化するという意味を持ったわけですよ。そのときにはその土地が基本的にはどういう土地であるかと、様々な土地が、もちろん耕地が中心ですけども、あったと思うわけですけども、とにかく価格をつけて自由に取引して、なるべく取引コストを安くして、そして金融の基盤にしよう。その結果、日本の企業金融の中心は、そういう不動産を担保にして銀行からお金を借りるという間接金融が主流になって、日本の経済発展の最初の起点になったと。これはやっぱり非常に重要なことだったわけですね。

ところが、まさに土地の価格をベースにした経済のシステムというのは、結局土地の商品化ということのある意味では当初考えてもいなかったぐらいに進展させてしまったと。実はその後、第二次大戦後の全国総合開発計画以降も、そういう土地をいわば一番重要な資産と考えて、それを基盤に企業金融を図っていくというシステムがやっぱりどんどん発展

していった末が、バブル経済を引き起こしたと。その崩壊後、我々は今度は誰も商品価値を、初めて地価が下落して商品価値を感じなくなった土地をどうするんだと。土地を放棄できるかどうかということについてはルールがないんですね。民法のどこにも書いてありません。ほかの法律のどこにも書いてありません。無主の不動産は国庫に帰属すると書いてあるんですが、そもそも土地が放棄できるのかどうかと。どういう条件だったら放棄できるのかということとを全く予想もせず、とにかく土地の商品化をしていくということで、地券制度を導入してやってきた。ここにそうなのは非常にうまくいった面と、しかしながら、余りにも性急に様々な土地を一遍に商品化し過ぎはしなかったかと。その土地の取引のときに、場合によっては幾つか条件をつける土地であるとか、特別扱いをする土地であるとか、様々な計画規制だとか、環境に関する規制だとか、これは当初はそんなことはわかりっこない。ないものねだりなわけですけども、しかし、メッセージとして語るときには、それは率直にプラス面はありました。しかし、予期せぬマイナス面も副作用もありましたということは語っていけないのではないかと。

最近、所有者不明土地問題に直面していてどうするんだろうかということ考えたときに、所有者が誰かわからないんですね。崖地になっていて、それで木が植わっていますと。その木が私の家に倒れかかってきているんですけども、所有者がわからないから、どうにも手が打てないんですね。これはおかしくないかということなんですね。やっぱり一つのそこは首尾一貫して土地法ということで、そういう場合には一旦所有者をどういうふうに見つけて、そして責任を負ってもらってと。公的な管理ですよ。放棄はどういう条件のもとで認めますというルールはやっぱりつくる必要があると思うんですが、実はこのストーリーは、今我々が直面している一番非常に重要な所有者不明土地問題という問題は、もとをたどっていくと、地券制度の導入のときにさかのぼるような問題だという認識で、制度づくりの難しさというんでしょうか、それといろいろな

ことを考慮することが大切だということも一つのメッセージとしては語り得る問題ではないかというふうに思っています。ありがとうございました。

【森永】 ありがとうございました。

非常に難しい問題まで踏み込む話ではあるんですけども、確かに例えば日本側がある開発途上国に支援をするときに、私はよくベトナムなんかに行っているときに、「必ずしも日本側が完璧だと思うなよ。」というような話はしょっちゅうしています。それから、日本が言っているようなことを本当にちゃんと入れたときに、どこにも変な副作用が起きないかどうかは、これは日本側ではわからないので、あなた方がきちっと検証してから、非常に慎重にそういうものは導入してくださいねという話はよくすることがあります。ですから、やはりよく言われるのは、「One fits all」というのはないんだというのは一つのメッセージだろうと思うんですね。要するに常にカスタマイズされてなきゃいけない。法制度整備支援というのは要するに同じ法制度整備支援というのではないんだという、僕は一つのメッセージになり得るのかなと思います。

それはなぜかという、もちろん目指すところはみんな同じのはずなんですね。国民の幸せで、地域の幸せで、みんなの世界の幸せのはずなんです。要するに平和だってそうですよね。その平和の上には幸せがあるはずなんです。そこまで行くとみんな人間は同じなんですけれども、そこからブレイクダウンしていくと、いろんな違いが出てきてしまうという、その部分を常に意識しなきゃいけないのかなという話ではないかなと思います。今、表面上は土地法制の問題で、私もよくわからない問題ではありましたが、恐らくそこに含まれるメッセージというのはそういうものなんだろうというふうに思われます。

さて、知り合いのパネリスト同士で好きなことを言っておりますけれども、少しフロアあるいは大阪からのご意見も伺いたいなというふうに思っています。

【司会（東尾）】 では、市橋先生、お願いいたしま

す。

【市橋】 大阪会場にいます名古屋大学,市橋です。

今日は午前中のお話,それから午後のお話と,パネリストの皆さんの議論を聞いていて,私としてもこの間,法整備の仕事に取り組んできた者としてとても興味深く,また改めて考えさせられる論点が幾つかありましたので,少し簡単に意見を述べたいと思います。

1つ目は,森永さんが最初のご挨拶でお話しになっていた日本の明治以降の法の支配の歴史,あるいは松尾先生が第1点として同じ問題を取り上げておられましたので,これについて少し考えていることを述べたいと思います。

この点に関しては,午前中,UNあるいはUNDP等々,いわゆるグローバルなスタンダードとしてのルール・オブ・ローの話がありまして,それとは随分異なる,現在私たちが法整備に取り組んでいるベトナムであれ,ウズベキスタンであれ,モンゴルであれ,そういう国々の私はアルカイックなタイプとかプリミティブなタイプとか言っている,そういう,これもルール・オブ・ローに入れていいかどうかというのはあるんですけども,その2つが実はありまして,そのギャップが大きくて,トップダウン,グローバルをトップとすればトップダウンで考えるのか,ボトムアップで考えるのか,究極的な狙いは一緒なんだけれども,随分手法が違うというのは最後の柴田さんのお話にもあったと思います。

これはちょっと明治以降の日本の公法学の話に切りかえて考えると,大久保さんがいみじくも言われていました,形式的法治主義と実質的法治主義を勉強したんだという話がありましたが,まさにこれでして,明治憲法下の法治主義というのは形式的な意味での法治主義,ルール・オブ・ローだったわけで,ここに込められた意味はもちろん君主,行政部を支配する,拘束する,あるいは大統領を拘束する,あるいは共産党権力を拘束するという,こういう意味での支配という積極的な意味もあったわけなんですけど,同時に授権と拘束という2つがセットになっていました。権限,権力を与えた上で合理的にこれを

行使するように拘束するという意味がありましたから,そこには強大な官僚制を正当化して,この官僚制によって経済発展をする,開発をする。19世紀末の遅れた資本主義国であった日本やドイツ,プロイセンにふさわしいルール・オブ・ローだったというふうに考えています。したがって,松尾先生が言われたように,官僚制,権力あつてのルール・オブ・ローだというのは,歴史的にも私もそうだろうというふうに思っています。

そういうプリミティブ,アルカイックなルール・オブ・ローから,ギャップのあるスタンダード,現在のルール・オブ・ロー,あるいは日本は実質的法治主義といいますが,サブスタンティブなルール・オブ・ローへどういうふうに変化していくか,日本もこれに苦しんで戦後70年やっていると思うんですが,そこがポイントかなと思っていて,この点では法典化が私はルール・オブ・ローの準備をするための出発点というか,ルール・オブ・ロー事始めだと考えています。私たちが取り組んでいたウズベキスタンの行政手続法も行政法の法典化なんですけど,ようやく今年の1月8日に制定されまして,JICAが7年ぐらいやってできないのでやめたんですけども,苦節12年でようやくできましたので,これを前提に理論をつくったり,実務をつくったりしていこうというふうに考えたりしています。

法典化で始めるということと,それから,小畑さんの話にあったように,大学,アカデミアの世界としては,とても大事なやはり理論化というか,その国に即して理論をつくるということがとても大事だと思っていて,明治憲法下,ドイツに学んだ公法学者が日本で当時の形式的法治主義を超える,例えば憲法に法律留保があれば法律留保があるだけの,法律の留保ではない侵害留保だとか,行政裁判所が非常に限定された事件しかやれないところに取消無効の理論を持ってきて,無効であれば通常裁判所も紛争判断できるとか,こういう理論があったと思うんですが,これがその後の未来を準備したというふうに考えると,こういう人たちを,実務家を養成することも大事なんですけど,理論を学者とし

てつくっていくというのはこれは大学の大きい仕事かなと思っています。そういう意味では、ベトナムにしる、ウズベキスタンにしる、美濃部先生や田中二郎先生が成し遂げたことをつくっていくことも課題かなと思っています。

それから、最後にそういう私たちにとっては、表面的に見ると形式的法治主義というのは既に克服した問題、過去のものだというふうに思いがちなんです。実は何か大きな改革があつて議論が白熱すると、実はこれが今でも頭を出してくる。例えば行政事件訴訟法の改正をすると、抗告訴訟中心でやっぱり制度設計するのか、あるいは当事者訴訟と言っていますが、パブリック・ロー・リレー・トゥ・アクションというんですが、こちらで考えた、こちらで考えれば、これは民事訴訟とほぼ同じなんです。そういう議論がやっぱり鋭く対立して、現在もどっちもどっちつかずみたいところがありまして、結局過去が現在を捉えているというのが結構あります。そういう点では丸山眞男じゃないんですが、バツ・オスティナートというか、執拗に古いものは問題が起こると登場すると。そういう点では温故知新で古きに返って、もう一回新しく考え直してみるということも大事で、そういうときに同時代的にベトナムやウズベキスタンやモンゴルが抱えている問題というのは、実は自分たちの視野であるとか関心を広げたり、もう一度考え直したりするときにとっても役に立つのではないかと。そういう点ではアカデミアの世界でも、発信あるいは、さらには交信というか、コミュニケーションが成り立つのではないかと感じたりしています。

【森永】 市橋先生、ありがとうございます。

ウズベキスタンの行政法の支援に苦節12年間携わっておられた市橋先生ですので、今回のウズベキスタンの行政手続法及び行政措置法の成立はまことに本当に喜ばしいことだと思いますし、私のほうからもお祝いの言葉を申し述べたいと思います。少しアカデミックな専門的などところに入ってきましたけれども、確かに今、例えば日本や西洋やアメリカが当たり前のことのようにして使っている法律だと

か、当たり前のことのようにしてやっている実務というのは、実はそこに至るまでの間に物すごい紆余曲折があり、そういったことを皆さんもこれから経験することになるんですよと、そういうメッセージになるのかなと思っています。

それから、逆に今、市橋先生が最後のほうにおっしゃられたウズベキスタンやベトナムでそういった現象が起きているのを、再度、日本側にこれをリフレクトしてくるといいますか、反射光的にそれが返ってくると、さらにそれがまたアカデミアの発展につながるんじゃないか、そういう効果すらあるんじゃないかというような話として伺いました。

【森永】 それでは満を持して、森嶋先生、お願いします。

【森嶋】 今、大阪の市橋さんのお話も伺いましたけれども、市橋さんの行政法でして、ルール・オブ・ローということになると、訴訟、例えば行政訴訟もありますし、民事訴訟もあるんですが、これは日本でも例えば公害訴訟なんかありますが、これは日本で行政訴訟は抗告訴訟であれ、当事者訴訟であれ、なかなか認められなかった、ごく最近までですね。ごく最近でも余り認めてくれませんけれども。そこで、そのかわりに民事訴訟を使ったわけですが、それまで言い出しますと、日本で経験したことをそれぞれの国の国情に合わせて議論をしながら、そこで日本の学者がそういう経験を踏まえて議論をすると、それはいいんですけども、余り持ち込みますと向こうでも嫌がられますから。ウズベキスタンでは市橋さんしかいなかったから我慢してくれたのかもしれないけれども、逆に言うと、だから7年もかかったのかもしれないけれども、それはともかくとしてですね。

それから、もう一つ、先ほどの松尾さんの話ですけども、地券制度なんです。それと現在の土地所有権を放棄できないかの話とは、これは直接には関係ありません、土地所有権とは。これもこの話なので、松尾さんのうんちくが傾けられなかったのかもしれないけれども、余り100年ぐらいの話を、3番目の、森永さんに促されて、余り要約して

しまうと、先ほどのルール・オブ・ローではありませんけれども、皆さん誤解されるので、余り簡単に要約されないほうが私はいいと思うんです。

土地所有権の話というのは、それぞれの国でそれぞれのバックグラウンドを持っていますし、例えばベトナムですと、これは社会主義国ですから、土地所有権、結果的には使用権という形で認めて土地所有権があれですし、イギリスですえもフィーシブルという形で所有権そのものではないけれども、所有権と同じようなことはあれですけれども、いろんな構造が法律的には価値としては取引の需要、土地の所有的な使用、収益、処分は実際は認めているんですけども、それを所有権という形で法律的に認めるかどうかというのはそれぞれの国で違いますので、余りシンプリファイすると誤解を招くので、先ほどの松尾さんは、同じ民法学者として、しかも少し古い民法学者として申し上げるけれども、ほかの方は大変松尾さんが勉強しておられるということは評価しても、さっきの話を全部そのまま本当だと思ったら、少し途中が省略されているところがありますので、先輩としては松尾さんが大変勉強家だということだけは評価して、そのほかは、3番目の話は余り聞かないほうにしたほうがよろしいということを民法学者としては申し上げます。

もう一つ申し上げたいのは、基本的には日本の法制度整備支援というのは、午前中にも申しましたけれども、柴田さんがおっしゃったような方法です。つまり、結果的にそれぞれの国に基づいて、ゴールとしては人権の、あるいは平和の達成であっても、どこからやっていけばそっちに向いていくかということで、現状を踏まえてできるところからやっていって、それが結果的にある程度結びついていくというやり方をしているので、私は、誰に対して発信をするのかというときに、日本の国民に対する発信であれ、その国に対する、政府に対する発信は必要ありませんけれども、もしも被援助国の国民に対して発信するんだったら、私どもは余計なことをしているんじゃないかと、あなたの国のこういう現状があるので、こういう考え方でやっておりますと。決し

て、支援というのは上から目線だと先ほどお話がありましたけれども、余計なことをやっているのではなくて、こういうことを考えてお手伝いをしているんですという発信をしていくと。やっぱり最終的には、日本の国民、被援助国の国民に理解していただくという、コミュニケーションをして理解をしていただくということが私はこういうプロジェクトを続けていくためのサスティナビリティといいたしよるか、必須条件だと思いますので、ぜひ。

それから、ルール・オブ・ローというの、ルール・オブ・ローというので法が支配をするという、誰を支配するのか、人を支配するんじゃないかと、実はさっきから出ているように、君主を支配したり、裁判官を支配したり、行政官を支配したりとそういうことなので、これも法の支配というか、ルール・オブ・ローと。法がというので全体がルールになっている。アービトラリーなものがルールしているんじゃないかと、ローがルールしているんだと、そういうニュアンスのできる言葉に、日本語にするとか、その辺はコミュニケーションの上で考えたほうがいいので、大久保さん、動画をつくるのであれば、ぜひそういうのでおつくりになって、余り法律家の古めかしいわかんない言葉を使わないほうがいいと思いますので。誰に対して、何を言いたいのかということに応じて、言葉も私は変えていいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【森永】 森島先生、ありがとうございました。

まさに日本の法制度整備支援のやり方、森島先生がおっしゃっていた、また、一部柴田検事がおっしゃっていたような、ある意味、現状に応じて細かい——細かいといったらまた語弊がありますね、現状に応じて目の前のことからやっていって、最終的にそれが積み重なっていった大きな、ルール・オブ・ローでもいいですし、カルチャー・オブ・ローフルネスでもいいですし、それから、最終的にはハピネスなんだろうから、そっちの方向に行けばいいというふうなやり方、あるいは国連みたいいきちっとスタンダードが、ここの世界共通の達成目標みたい

なものをびしっと設定してあって、それに向かって少しずつステップ・バイ・ステップでやっていこうじゃないかというやり方、最終的な目標は一緒でしょうけれども、やり方が若干違うというようなところがあつたと思います。

ですから、それは日本の法制度整備支援の持つメッセージとしてはこういうオルタナティブもあるんだよということはかなり大きなメッセージになるんだろうなという感じがします。要するに、法整備の支援のやり方というのは何も固定しているわけではない。いろんなやり方があっていいし、あなたに合ったやり方をよく協議して、それを使ってやりましょうやというのが、少なくとも日本はそういうスタンスをとっていますというようなことが一つの、これもある種のメッセージになるのかなというふうには思います。

【司会（東尾）】 市橋先生からコメントがあるようですので、先生、お願いいたします。

【市橋】 大阪の市橋です。

いつものように森嶋先生の厳しいご批評を受けて勉強させていただきたいと思います。

ただ、1点だけちょっとお話しておかないと誤解かなと思ったのは、最後にお話しした当事者訴訟の活性化でいくのか、抗告訴訟を市民化していくのかみたいな、そういう議論をしたのは、これはアジア諸国が行政訴訟、行政手続をつくる中でどう行政権を授權しつつ拘束するかで苦闘しているわけですし、この苦闘の中から、私たちは克服したとと思っている問題をもう一回考えてみようという趣旨でお話ししましたので、私たちのほうから4条を持ち込むとか、抗告訴訟を市民化しろといったようなことを現地でやっていたわけではありません。現地も当事者訴訟はモンゴルが確認訴訟をこの間の改正で入れたのが初めてでして、ベトナムは入っていませんし、ウズベキスタンも入ってなくて、専ら抗告訴訟中心の行政訴訟法になっていまして、ここに勧告を中心に行政裁判を考えるという発想があつて、これを即否定することはできないので、その勧告の仕組みを使いながら、どう権利救済、レメディーを内容と

して盛り込んでいくかみたいなのところで実はやっています。

さらに、日本のガラス細工のように精緻な原告適格論とか、処分性論とかそういうものを持っていても、日本のそういうパスディペンデンスというか、歴史の中でできているもので、これはあり得ないというふうに私も考えていますので、現地に寄り添いながら、私たちも一応踏まえた上でやっているつもりでおります。

【森永】 市橋先生、ありがとうございます。それじゃ、どうぞお願いします。

【上原】 現在、明治大学におります民事訴訟法専攻の上原と申します。

カンボジアの法制度整備支援、1999年以来、今に至るまでかかわっておりますし、その間、中国の法制度支援にも多少かかわらせていただきました。その経験で今日のパネリストの方のお話で大変共感を覚えるところが2つほどありましたので、ちょっと感想だけですが申し上げたいと思います。

一つは、何人かの方が言ってらっしゃった法制度整備支援事業にかかわるといことが、もちろん対象国の方々のためにアシスタントといひますか、お助けをするという意義はもちろんですけれども、それだけではなくて、日本の研究者なり実務家の立場からも大いに意味があるんだと、逆に日本に対しても貢献することなんだとそういうお話があつたかと思ひます。まさにそのとおりで、一つはやはり、こういうことをやることによって、我々が日本の法律家、研究者にしる、実務家にしる、当然のことと思ひているような制度であるとか、その運用、あるいはそれを支えている方々というもの、その前提が国によって全然違うんだということがわかるわけで、そういうことで日本の制度とか運営というものを相対化してみるという立場が、視点が得られるということは非常に重要なことではないかと思ひております。

もう一つは、特に中国との関係で感じたことなんですが、先ほどどなたかがXかYかということをは伝えるのにZということも説明しないと誤って伝わ

てしまうというお話があったんですが、まさに中国との関係でそういうことも何度か感じました。一つは、中国と日本とは同じ漢字文化圏で場合によって同じ漢字が使われていると。しかし、概念としては本来それぞれ違ふと。ところが、それが同じ漢字であるために誤解されやすいというようなことがしばしばありました。もう一つは、やはり中国との関係で感じたのは、我々は法制度の法律の条文等のことを中心に事業を行っているわけですが、やはりそれを支える実務家の体制であるとか、あるいはメンタリティーとかそういうものが現在の中国と日本ではかなり違ふというようなことを感じたわけで、そういうこともあって、同じことを日本でいえば、XかYかといえはすぐ伝わるものが、その前提になるような、あるいは背景になるような事柄を伝えないと正しくこちらの意見が伝わらないということも感じたものですから、今日のお話は大変参考になりました。

【森永】 先生、ありがとうございました。

パネリストからほかに何かありますか。大久保課長、何か、どうぞ。

【大久保】 一つだけ申し上げたいんですけれども、メッセージを伝えるときに、伝えるに値する価値があるということが前提だと思うんです。今日は私も、ほとんど日本人が集まって、日本の法制度整備支援が持っている価値というのを議論したんだと思うんですけれども、柴田検事、それから森永部長、上原先生のコメントに共通すると思うんですが、自分たちが思ってもいないようなことを相手方が価値を見出している場合があると思うんですね。価値を見出す主体は誰かという点もちょっと注意したほうがいいのかなというふうに考えていて、場合によっては、カウンターパート側あるいは相手国の国民が日本人が気づいていない価値に気づくのであれば、相手側に宣伝というか、情報発信してもらおうということも考えられるのかなというふうに思っています。JICAの中では、法制度整備支援と全然関係ないんですけれども、マダガスカルというアフリカに国がありまして、その事務所ではマダガスカル

人にマダガスカルの言葉でJICAのプロジェクトを宣伝してもらったら非常に広まったという事例があるそうなので、そういうJICAの中でのほかの事例というのも参考に、法制度整備支援プロジェクトの情報発信についても今後検討していきたいというふうに考えます。

【森永】 ありがとうございます。

【松尾】 2点ほど補足させていただきます。

1つは、先ほど森永先生からいただきましたコメントで、短い言葉の中で余りはしょって説明するということが誤解を招くんじゃないかと、本当にそこは反省しております。

ただ一つ申し上げたかった点は、日本で土地を授権、導入するとき、一旦王政復古で版籍奉還して、天皇に戻った土地について、私人に所有権を設定するとき、どこまで国家が私人に所有権、責任を与え、国家がどこまで責任を負うのかということについては非常に曖昧なまま地券の発行をして、当時は所有権が天皇にあるのか、それとも私人にあるのかということについて、非常に曖昧なまま地券の発行が進められたという事情があったという点です。結局、先ほど紹介しました所有者不明地、所有権を放棄したいという問題も、結局は土地所有について国家はどこまで責任を持ち、個人はどこまで責任を持つのかという問題はやはりそこは詰められなければならない問題ではないかということがお伝えしたかったことです。

それから、もう一点、今日の午前中の講演の中で再三指摘された、カルチャー・オブ・ローフルネスというのが法の支配の実現のためにどれだけ重要かという点については、やはり今後議論を詰めるべき点なのかなというふうに思っています。特に、カルチャー・オブ・ローフルネスについて、日本の特色をどういうふうに我々は解釈し、消化し、発信するのかという点は非常に重要な論点であるというふうに思いました。

そのときに、今日、アレハンドロさんのご指摘にもありましたけれども、それは一体何の問題なのか、文化の問題なのか、民族的気質の問題なのか、教育

の問題なのか、あるいは政府の、ガバナンスの問題なのかということについては、さらに様々な切り口から議論する余地があって、それは一つではないかもしれませんがけれども、今後詰めていくに値する問題だと。この後のディスカッションにつなげるべき問題ではないかというふうに思いました。

【森永】 松尾先生、ありがとうございました。

こういったちょっと難しい方向に一部行ってしまったところと、それから、私なんかのほうはどちらかという雑駁な話になってしまった部分もあって玉石混交だったかもしれませんが、日本の法制度整備支援というのはある程度のメッセージ性は持つだろうなという期待はしたいんですけども、最後に、どうでしょう、せっかく来ていただいていますので、アルバレスさん、日本の法制度整備支援活動というのは多少メッセージ性を持っていますかね、少なくともUNにとっては。多少ポジティブなメッセージは伝えられていますか、United Nations に対しては。

【アルバレス】 突然、私にスポットライトを当てていただいてありがとうございます。ポジティブなメッセージがあると思います。当初期待していなかった結果が言葉にあるということは非常に興味深いと思います。それぞれがAを達成しようと思ったけれども、Bになったというストーリーを抱えていると思います。多くの場合、ほとんどの場合良いことになったと。でも、時には悲劇的になる場合もありますが、日本の場合ポジティブなメッセージがあると思います。

多くのもととなった要素というのは、こういった議論からです。この法制度整備支援というのは技術的な課題ではなく、どのように私たちが私たちの生活を生きていく価値があるものにしていくかということです。遺産、離婚、土地、雇用、仕事、様々な課題があるわけなんです、それに対応するというのはポジティブなメッセージだと思います。多くの人たちがこういったことを話しています。法の支配というのは、結局は希望の要素を持ったメッセージだと思っています。ありがとうございました。

【森永】 それではそろそろ時間も参ったと思いますので、前半の、パートワンのパネルディスカッションはこれでおしまいにさせていただきたいというふうに思います。皆さん、どうもご清聴ありがとうございました。

休憩を挟みまして後半になるようですけれども、休憩はただいまから15時30分まで休憩ということだそうですので、適宜、私はたばこを吸いに行きますが、おつき合いくださる方はどうぞ一緒に来てください。それではどうもありがとうございました。(拍手)

(休憩)

【司会(梅本)】 これより90分間はパネルディスカッションの後半として、「日本の法制度整備支援を、誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきか」をテーマに行います。

パネリストをご紹介します。外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官の岡垣さとみ様、JICA法制度整備支援アドバイザーの佐藤直史様、第2部から引き続き、株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター、長野県参与の船木成記様、こちら第2部に引き続き、UNDP政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行のアナ・パトリシア・グラッサ様、法務総合研究所国際協力部副部長の伊藤浩之です。後半のモデレーターは、国連アジア極東犯罪防止研修所の渡部亜由子教官が務めます。

パネリスト、モデレーターのご経歴の詳細については、席上配付の資料をご参照ください。

それでは、渡部教官、よろしくお願いいたします。

後半「日本の法制度整備支援を、誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきか」

【渡部】 ありがとうございます。

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNA FE I)の教官をしております渡部亜由子と申します。長い一日の最後の90分となりましたが、しばらくおつき合いいただければと思っています。

まず初めに、今、名前と所属については司会のほうからご紹介ありましたけれども、簡単にこのパネルからご参加いただいた皆様について、一言ずつ顔と名前が一致するように自己紹介を簡単にお願ひできればと思います。伊藤副部長、お願ひいたします。

【伊藤】 ありがとうございます。

皆様、改めまして、本日はお越しいただきましてありがとうございます。国際協力部の伊藤でございます。

経歴につきましては、皆様のお手元にお配りさせていただいておりますのでごく簡単に申し上げますけれども、もともとは検事でございます。2011年から2014年までの3年間、ラオス法制度整備支援プロジェクトの長期専門家として、ビエンチャンで業務をしておりました。その後、一旦検察の現場に戻りましたが、2016年の1月から再びICDに戻りまして、こちら法制度整備支援の業務にかかわっております。

今回、私、このパネルに参加をさせていただくということで、冒頭ちょっとご説明を兼ねて少しだけ述べさせていただきますけれども、今回のテーマとの関連です。ラオスの長期専門家として現地で活動をしておりましたときに、現地でもその活動についての宣伝というのは多少はしておりました。ですが、やはり中心となるのはプロジェクトとしての活動に取り組むことですので、今回、このテーマで法整備支援連絡会を行うことで、現地での発信というのは一体何だろうというところから改めて考える機会になったと思っております。こういった点、皆さんとも意見交換をできればと思っております。

また、2016年にICDに戻りましたけれども、以前、最初にいたときは2010年なんですけど、ICDにいたときに比べて、法制度整備支援に関する日本国内での認知度も上がってきているというふうには感じております。しかし、先ほどから出ておりますように、まだまだご存じない方、なじみのない方が多く、今ICDにおりまして、法制度整備支援というものについて対外的にご説明をさせていただく機会というのが非常に多くございます。ですので、

私どもICDとしてもこの発信というものを意識してきております。

ただ、こういったことをテーマとして、発信をテーマとして正面から取り上げるに当たって、既にWhatという、何を日本はメッセージとして発信できるかということは先ほどのパネルでも話がありましたので、このパネルでは特になぜ発信するのかと、Whyというところ、これが非常に重要ではないかというふうに思っております。これを考える上で、誰に対して向けられたものかということも当然かかわってくると思います。そして、それによって、どうやって発信するかも議論しやすくなるのではないかと思っております。

今はこの程度にしておきまして、この後、現状と課題について少し改めてお話をさせていただきます。

【渡部】 ありがとうございます。

アナさんについては、午前中のパネルでご紹介ありましたとおり、現在、UNDP政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行として活躍されていらっしゃる方でございます。

さらに船木様については、また午前中、プレゼンを非常に……

【船木】 1点だけいいですか。

【渡部】 ぜひお願いします。

【船木】 さっき時間が気になって、自分のことを僕ほとんどしゃべっていなかったんで、改めてこのような場にお招きいただいて、機会をいただいてありがとうございますということと、あと、JICAの皆さんには長野県参与としての立場として、実はJICAの研修所が長野県内にございまして、駒ヶ根のほうに、いろいろお世話にもなっておりますので、そこも含めて御礼を申し上げたいというふうに思っています。

本業のほうはコミュニケーションといいますか、ソーシャルマーケティングというジャンルでありまして、社会課題をいかに社会化するかということが私の仕事といいますか、翻訳をする係という領域かなど。専門家と専門家、ないしは専門家と社会をど

うつながかというコンテキストのギャップなりをどう埋めていくのかと。かつ、その先にあるビジョン、未来に対してどういうふうな状態をつくり出していくのかということ全体のデザインというか、マネジメントが必要で、キャンペーンをつくる時もあれば、それよりもっと手前の運動体をつくるであつたりとか、もしくはもっと政治的な観点も含めてアドボカシー的な領域をやるというようなこともあります。あるどんな状態をつくり出すのか、そのビジョンなり、ゴールイメージをどういうふうに描けるかということが勝負になるかなというふうなことで、問いを立てるのが僕の仕事といいますか、どういう思いで何をしたいのかと。それは個人の思い込みないしは組織のエゴなのか、パブリックの願いになっているのかと、そういうことが私自身の仕事かなというバックグラウンドがありながら、今日、ちょっと少し乱暴な話を先ほど申し上げたんですけれどもというのが、行って帰ってきてのお話でございます。

【渡部】 ありがとうございます。

続いて、佐藤様、お願いいたします。

【佐藤】 ご紹介、ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。JICAで法整備支援アドバイザーを務めております佐藤直史です。

経歴につきましては、お手元の資料に詳しく記載いただいておりますので詳細は省きますが、実務家として法制度整備支援に携わりまして、今年で15年目になります。その間、担当させていただいた国は二十数カ国に及びます。現在はJICAの仕事をしつつ、バンコクにおきまして、当地の法制度整備支援にかかわる関係機関あるいは研究者の方々などの意見交換をしながら、情報収集や発信に努めております。発信という意味では、来週も実はこの会議の結果をバンコクのUNDPの地域事務所の方々と一緒にシェアをしつつ、今後の様々な連携などについても話すという予定になっております。過去の経験を踏まえまして、いろいろ今日も皆様とディスカッションをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【渡部】 ありがとうございます。

続いて、岡垣様、お願いいたします。

【岡垣】 ただいまご紹介にあずかりました外務省の岡垣と申します。

私、外務省で国際協力局というところの地球規模課題総括課というところにおります。本日、参加されている皆様、法律の専門家であつたり、法制度整備支援を現場で経験なさつたり、やってらっしゃつたり、そういう方がいらっしゃる中で若干異質というか、異色な肩書だと思われた方もいらっしゃると思います。

私が今所属しております地球規模課題総括課というところは、英語でいいますと International Global Issues Cooperation Division といひまして、およそグローバルな課題というのは全て扱うと。例えば教育ですとか、水・衛生問題、ジェンダー、保健、その中にはこの法制度整備支援というの含まれます。こういった課題の特に政策の立案、そういった部分を主に担当している課でございます。

本日、こちらに私が参加させていただいた理由というのは、法制度整備支援と共通するところがあると思うんですが、今私たち外務省ではSDGs、2015年に国連のサミットで採択されました持続可能な開発目標というのがございます。こちらを政府の中で取りまとめをしている、そういった課でございます。こちらの課でSDGsという、まずこれは何なのか、国連という遠いところで首脳同士あるいは外交官が交渉して決めて採択されたもの、これが実際に自分たちにどうかかわってくるのか、そういったことを皆様にわかりやすく説明するためにこういった広報戦略を立てたらいいか、そういった考えのもとでいろいろと取組みをしております。今日はそういったことを少しご紹介させていただいて、皆様が今日、法制度整備支援の発信について考えていく中で少しでも参考になることをお伝えできればと思っております。

【渡部】 ありがとうございます。

ただいまお話しいただきましたように、朝からSDGsと何度聞いたことでしょう。SDGsと我々

わかったように話しておりますけれども、今、岡垣様に紹介いただきましたように、日本政府としても取組みをしているところでございます。それについて岡垣様から簡単にご紹介をいただき、ここで皆の共通認識をつくりたいと思います。

【岡垣】 ありがとうございます。

お手元に資料もお配りしておりますが、今日、もう何度も耳にされたと思いますが、SDGsという——Sustainable Development Goals、これは2015年に国連のサミットで、国連に参加する国々の首脳の間で採択された国際的な開発分野の目標になります。こちら実は2001年にこの前身となるミレニアム開発目標というのがございました。この期限は既に終わってしまいましたが、まだ幾つか課題が残っていると、幾つかというか、また新たな課題も発生していると、そういったことで17の新しい目標ができています。真ん中にありますロゴマーク、これは国連が作成したSDGsのロゴマークになります。外務省ではこの17のゴールから成るSDGs、これが私たち一人一人の生活に身近な課題であると、こういったことを理解していただくことが非常に重要だと考えておまして、そういった考えのもとでSDGsの普及、啓発に取り組んでおります。

こちらはSDGsに関する政府の取組みをイメージで表した図になります。3つの層に分けてみたのですが、まず、一番下の政府、ガバメントのところですが、こちら政府の役割は基盤を整備すること、つまり縁の下での力持ち。私たちがやっていることというのは、例えば政府全体の方針を打ち出して、あるいは関連の予算を確保する、そしてSDGsとは何ぞやというこのSDGsをあらゆる局面で主流化して、そして啓発していく、こういったことを行うのが政府の役割だと考えております。

そして、上のほうに上がっていきます。まず、政府が啓発活動をすることによって、2番目の行動を促していくと。そして、この行動というのは例えば民間企業であったり、あるいは自治体や市民社会であったり、こういったあらゆるステークホルダー、こういう方たちの行動を促していく。こういったこ

とをSDGsに関する啓発の目的としてやっております。

例えば民間企業の、経済界の動きとしましては、SDGsを従来の社会貢献活動、いわゆるCSRとして捉えるのではなくて、最近ではこれを新たなビジネス展開の契機と認識して、まさにSDGsを推進することによって本業を通じた貢献を追求する、こういった動きが経済界の中で出てきています。例えば昨年、7年ぶりに経団連が改定した企業行動憲章というものがございます。こちらはSDGsへの対応というのを経団連として基本理念という位置づけで掲げています。

そして、自治体でもいろいろな取組みというのが行われています。自治体ではSDGsというのを原動力にして、例えば地方創生、そして地域の活性化、こういったことにつなげていこうと。持続可能な環境、そして暮らしやすい生活、そういったものを実現するための取組みを自治体が自主的に、積極的に進めています。

そして、市民社会でも、例えば65以上の団体が構成するSDGs市民社会ネットワークというのがあります。こちらは非常に活発な活動をしていまして、政策の提言をしたり、広報や普及啓発活動、こういったことをやっています。

右側を見ていただくと、Awareness Raising、まず啓発をして、その上にLocal、これは地に足をつけたいろいろなアクターによる行動があります。そして、こういった地に足をつけたいろいろな行動、こういった一人一人が取り組む、あるいは一つ一つの団体、業界が取り組む、こういったことが積み重なってグローバルな取組みにつながっていく、こういうふうに考えております。ローカルな取組みをSDGsとひもづける、こういったことによってグローバルな取組みを押し上げていく、こういったことを政府として目標としています。

そして、次になりますが、簡単に外務省のSDGsの広報の取組みをご紹介します。昨年の7月にニューヨークにおいて、ニューヨークの国連本部で国連ハイレベル政治フォーラムというの

が開催されました。これはSDG s が採択された後に各国がSDG s の取組みについて紹介をするハイレベルの会合となっています。

こちらの会合とは別ですが、日本政府がこちらの機会を利用して、主催のレセプションを開催しています。こちらが左下の写真と右下の写真でございますが、こちらに映っている黄色の服を着た方、この方がP P A Pのキーワードを掲げて活動しているピコ太郎氏です。このピコ太郎氏に対して、外務省はSDG s の親善大使という名称を付与しまして、今SDG s を民間レベルで啓発していくために様々な活動にご協力いただいております。そして、ピコ太郎氏のP P A Pなんですけど、これはPen, Pineapple, Apple and Pen なんです、それでP P A P。ただし国連の場合では、こちらのスライドの上にありますけど、Public のP、あと、Private のP、そしてPartnership、プラスAction ということで官民連携の行動、このP P A Pというキーワードを宣言してもらっています。

こちらの国連で開催したレセプションには非常に多くの国の外交官であったり、あるいは各国政府の閣僚レベル、そういったいろいろな方が参加をさせていただきました、非常に効果的な発信ができたと思っております。日本のマスコミにも多数広報していただいております。

続きまして、簡単にまたご紹介したいのですが、外務省のまた別の取組みとしまして、お笑いの世界とも連携しています。例えば左上の写真ですが、これは吉本興業と連携した取組みの写真です。そして、右側にイラストがございます。こちらは吉本興業に所属する芸人、この方たちに17の目標、ゴールの一つ一つに芸人を割り当てて、そしてわかりやすくゴールを説明しています。例えばゴールの17というのはパートナーシップになります。パートナーシップ、ここのキャラクターは芸人さんでとにかく明るい安村さんなんです。この方がいつもネタで言われている「安心してください」という言葉があります。ここに書かれているのは、「安心してください、みんな仲よくできますから」、これがパート

ナーシップ、ゴール17のキャッチフレーズになっています。

それでは、司法分野のゴールである16、これは何かというと、これはケンドーコバヤンさん。この芸人さんがキャラクターとなっていて、「平和を願わないなんて正気ですか!」、彼の通常のネタをこういう形で用いて、17の目標全てをこういう形でわかりやすく説明しています。賛否両論ございますが、少なくとも小学生、中学生に説明をしますとかなりウケます。

それ以外に、例えば日本で最大の国際協力のイベントというのを最近では年に1回、秋にお台場で開催しています。これはグローバルフェスタ JAPAN というものになります。昨年はSDG s、これをメインテーマにしまして、吉本の芸人のオリエンタルラジオとのトークショーを開催したり、あるいはピコ太郎さん、ピコ太郎さんは吉本ではなくてエイベックスさんなんですけれども、エイベックスのピコ太郎さんに来ていただいてトークをしていただく。こういったこともマスコミ業界、エンタメ業界とも連携して推進しているところであります。

そして、こちら第1回ジャパンSDG s アワードというものを昨年の12月26日、総理官邸で開催いたしました。そのときの写真なんですけど、こちらでは安倍総理からの挨拶、あるいは国連のグテーレス事務総長からもメッセージをいただいております。これは何をしたかといいますと、SDG s 達成に向けてオールジャパンの取組みをますます推進していきましょう、こういった目的を持ちまして、SDG s の達成に資するすぐれた取組みを行っている企業や団体を表彰する、こういったことを初めて行いました。昨年9月から11月の2か月間にわたって公募をかけまして、それに対して282の企業及び団体から応募がありました。これを公正、厳正な審査を経て、12の企業と団体を表彰したところです。

次に、既にごらんいただいている方もいらっしゃると思いますが、官民パートナーに立脚して、ピコ太郎さんを活用して、私どもがつくっている映像資

料というのをここでご紹介したいと思います。お願いします。

－SDGs 広報動画の上映－

こちら賛否両論ございまして、非常に厳しいコメントも頂戴したりはしておりますが、少なくとも印象に残ると。これもものすごく多い再生回数をいただいております。

そして、次、今見ていただいているスライドですが、外務省ではソーシャルメディアも活用しまして、例えばピコ太郎ですとか、今申し上げたオリエンタルラジオ、あともう一つ、外務省のやわらかツイートというのを使いまして、いろいろと身近な話題というのを発信しています。こちらに閲覧数等も記載させていただいていますけれども、例えばピコ太郎の動画というのは閲覧数4万2,000件という外務省では異常に高い数値を、通常的外交案件に比べるとものすごく高い関心度がうかがえる数字が出ています。こういった外務省としてはいろいろなソーシャルメディアも活用しまして、若い世代、こういった方たちにもいろいろと働きかけていく、啓発をしていく、こういったことを取組みとしてやっているところでございます。

そして、これから、2019年には国連でSDGsに関する首脳級のレビュー会合もございまして、また2020年の東京オリンピックあるいはパラリンピック、そして2025年の万博の開催、こういったものも見据えながら、いろいろと連動して広報活動にますます力を入れていきたいと思っております。

以上、簡単でございまして、外務省のSDGsに関する広報の取組みについてご紹介させていただきました。

【渡部】 岡垣様、ありがとうございました。

すみません、最後に、私、自分のことを少し申し上げますと、私はUNAFEIの教官をしております。UNAFEIは皆さん、ご存じのものとして進めてよろしいでしょうか。机上にパンフレットも置かせていただきましたが、国連と日本政府との協定に基づいて運営されている機関でありまして、刑事司法実務家——刑事司法実務家という言葉自体、業

界人しか使わない言葉なのかもしれませんが、警察官や検察官、裁判官、刑務所職員、保護観察官などに対する研修を行っております。まさに今、隣の部屋でも168回高官セミナーというものを行ってございまして、そのテーマがルール・オブ・ローをどうやって促進していくかというテーマで、非常に大きなテーマで現在セミナーを行っているところでございます。

そして、なぜUNAFEIの教官の私がここに座っているかと申しますと、一つにはUNAFEIとICDとがこの新しい建物で仕事を始め、これから日本の司法外交と大臣がおっしゃいます法制度整備支援についても、何か協働してやっていけるのではないかという考えに基づくことが一つ。

あともう一つは、私、UNAFEIで研修を行う中で、時間を守らせることに非常に厳しいということで有名でございます。なので、最後のセッションを後のレセプションに影響のないようにきっちり終了させることが私の仕事だと思っております。

もう少し真面目なふうに申し上げますと、先ほどのパネルディスカッションの中で、柴田検事が2つのアプローチについて説明をされました。日本のアプローチは、まず現地に寄り添って、そこから支援をしていく中で国際的な標準に近づくようなアプローチだと。他方、UNのアプローチはまず、マンドートがあり、そこを少し現地にどうやって合わせていくかという形でのアプローチだというふうに説明をされておりました。UNAFEIはUNの関連機関でございますので、もちろん、UNのStandard Norms、基準規則についても研修生に対して説明をいたします。それをみんなに知ってもらおうということも一つの大事な仕事にしておりますが、ただそれをやりなさいというのではなくて、日本の例を挙げながら、こういう方法もあるよという形での研修を行っております。決して日本のやり方を押しつけるということはやっておりません。これがベストだとは我々もなかなか言えないところですから。そうすると、ICDのほうでやっている法制度整備支援と

UNのアプローチとのちょうど中間のようなアプローチなのではないかと思っております、それに携わっているという立場から、この最後の大事なセッションについて、司会を任されたのではないかと思っております。

さて、皆さん、自己紹介いただき、私も十分自分の紹介をいたしました。早速議論に入りたいと思うんですが、このセッションでは先ほどの森永部長によりますセッション、法制度整備支援はどのようなメッセージを持つのかということから引き続きまして、お手元の資料によりますと、日本の法制度整備支援を誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきかというテーマを与えられております。お気づきのとおり、日本語では発信という言葉を使っております、英語では Sharing という言葉を使っております。さらに、午前中のアナさんの発表の中では、コミュニケーションというキーワードも出たように思います。さて、この中のどれにフォーカスして話をしようかと考えるところですが、まずは1つ目のパネルディスカッションでのメッセージというところを受けて、そのようなメッセージをなぜ伝えるのかということから始められればと思います。このなぜということは、誰に、またどのように、何をということにもつながっていくのではないかと思います。

この枠組みの上で、まずは伊藤副部長から、ラオスで長期専門家として、現地専門家として活動されたご経験、それから、現在ICDで多数国に対する法制度整備支援をされているというお立場から、現状と課題について問題提起をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【伊藤】 まず、法制度整備支援の現場の話をさせていただきます。非常に多次元の話なので、話があっち行ったり、こっち行ったりするかもしれないんですけどもご容赦ください。

まず、先ほどありましたように、支援をしている、協力している相手国との関係についてです。法制度整備支援をやっている現場で、私も長期専門家として派遣されていて、現地での発信としてまず思い浮かぶのは、私たちは法令をつくる支援をしたり、あ

るいは執務参考資料をつくったり、それから教材をつくったりという活動も多くあります。そういったものを普及する、配布する、現地で使ってもらおうと。そこにはJICAのロゴが入っていたりしますけれども、そういった形での普及というのがあります。それから、そういった活動をする中でセミナーを行います、大きな会合をやりますというときに、現地のマスメディアに案内をして新聞やテレビの取材に来ていただいて報道されると、こういったこともあるなと思います。また、ウェブサイトでそういったニュースが広報されるということも当然あると思います。

ですが、やはり現地において、一般の人というのは余りそういったことについて関心がないし、知らないと思います。私たちが日々相手として活動している機関、裁判所なり検察なり司法省なり、そういった機関の人でも活動に参加している人以外の人というのは必ずしも私たちの活動について知らないということは決して珍しくないと思っております。

そういう現状ですので、じゃ、もっと日本はこういう支援をしているんですよというふうに宣伝をして、プレゼンスを示すべきなのか。それもいいかもしれませんが、私はそこが本質、一番重要なことでは必ずしもないというふうに思っています。これは、私ども、プロジェクトで支援することが多いですけども、プロジェクトにおけるターゲット、その裨益者は誰なのかということにも関連すると私は思っております。それはその国の法曹の人なのか、あるいは市民の方なのか、どういった方がそのメリットを受け取るのかということにかかわると思いますし、そのプロジェクトのゴールそのものというよりも、そのさらに先にあるオーバーオールゴールであったり、スーパーゴールであったりという、そのさらに先にあるゴール、こういったものというのが実はメッセージになってくるのではないかと思います。また、そのプロジェクトでは必ずしも意識していなかった日本の経験などもメッセージになっているという話が先ほどのパネルでもありました。アナさんの話の中でも、そういった人々のコ

コミュニティーに対してのメッセージの発信が大事だというお話があったと思います。そうすると、今、日本がやっている支援というのはそういうメッセージを発していると言っているのか、発していないと言すべきなのか。直接的には発していないけれども間接的には発していると言すべきなのか。こういったことも色々な考え方があのかなというふうに思っています。

その上で、対象国に関する私のコメントの最後の部分は、これは決して支援をしているということを示す、発信することが大事なのではなくて、その相手国の人たちがその国を発展させるために今こういう取組みをしているんだと。一つの例でいえば、司法改革をしているんだと、そういうその国の人たちの取組んでいる姿勢を示すということが重要な意味があるのではないかと考えています。それがその国における司法への信頼の向上とか司法アクセスというものへの市民の認識の向上とかそういったものにつながってきて、またそれが実際に活動している人たちのところに戻ってきて、その人たちのモチベーションになると。自分たちはこういう取組みをもっと頑張らなきゃいけないんだというモチベーションにもなるのではないかと個人的には思っています。

2番目が、国際社会あるいは国際機関などのいわゆるドナーと言われるところの関係です。国際社会と国際機関も必ずしも一緒ではないと、別々に考えることもできるかとは思っています。現状としまして、ICDとして、法整備の支援の活動の発信をどうしているかという、まずはウェブサイトでももちろん英語でも発信はしています。それから、「ICD ニュース」という私どもの部署の機関紙を発行しております。これも英語でも発信をしています。ただ残念ながら、情けないことにまだ余りよく知られていないと。なかなかこういったものにとどり着ける海外、国外の方は多くないというふうに認識をしております。

また次に、私どももできるだけ国際会議に出席する。あるいは今回、UNDPからお招きしたように、そういった機関から来ていただくということにも取

組んでいます。また、UNDPやワールドバンクの国際会議にも、近年はJICAさんあるいは名古屋大学さんと一緒に出席をさせていただいたりもしています。それから、先日、国際知財司法シンポジウムということで、ASEAN+3の国々を対象にした国際会議というのを日本で開催する機会もありました。ただ、そういった会議に出て、やはりまだ日本を含むアジアのプレゼンスというのは非常に低いというふうに感じております。

それから、法制度整備支援の現場では、現地に来ますと、現地に来ているドナーの人と情報交換というのはその時々で行っています。現地にいる現地のUNDP事務所であったり、あるいはほかの国のドナー機関であるGIZ、USAIDとか、いろんな国の機関との情報交換をしています。なぜそういう情報交換をしているのかというと、まず一つは、重複を避けて効率的に行うということがあると思います。また、それから、もちろん経験や教訓を共有するということもありますし、日本のやっていることのプレゼンスを示すということもあると思います。

ただ、これは、私は時間があればアナさんにお聞きしたいなと思っているんですけども、先ほどから出ていますように、日本の支援というのは幾つの特徴があります。相手の自主性を尊重する寄り添い方というのがありますし、多様なリソースを用いている、人材育成を重視している、それから、日本の法制度整備支援をしてきた経験というのがユニークであるというようなものがあります。こういったものというのは、それを発信することでほかの潜在的なパートナーとなる国へのメッセージになり得るのか、こういったところも考えることができるのかなと思っています。

最後、国内に対する発信ですけれども、これもまた詳しく話すちょっと私ばかり時間をとってしまうので、これはこの後時間が別にとればということで、やはり国内向けも同じように広報誌を出したり、ウェブサイトで広報したり、こういったシンポジウムを開いたり、外部に行って講義をしたりと、こういうことでやってはおりますが、まだ十分では

ないのかなど。こういったところについても、船木さんを始め、皆さんからご意見いただければと思います。

【渡部】 伊藤副部長、ありがとうございました。

ただいまは対象国と、それからドナーに対してどのような発信をしているか、発信と今区切って申し上げますけれども、それとそこでの狙いについてお話をいただきました。長期専門家として過ごされたならでは心の叫びが聞こえたように思います。

では、次に、JICAの視点からこの点について現状と課題、JICAとしてはどのようなことを考えていらっしゃるか、佐藤さんからお願いできますでしょうか。

【佐藤】 現状分析と問題意識につきましては、今、伊藤副部長が詳しくお伝えしていただきましたので、私から2点ほど、日本の法制度整備支援の発信について足りない部分を申し上げます。

1つは言葉の使い方です。相手に合わせたわかりやすい共通言語を使うこと、これがこれまでは十分ではなかった、そのように考えております。2点目は、ネットワーキングです。これまで様々なこうした国際会議の開催、あるいは国際会議への参加など行ってまいりましたけれども、その場限りの発信になってしまっているのではないかと、その問題意識です。

まず、1つ目から申し上げます。この相手に合わせたわかりやすい言葉ということにつきましては、船木さんからご指摘をいただいたところではありますが、カウンターパート、すなわち、私たちが直接、支援活動を行うときのパートナーとなる相手国の機関または人々と一緒に作業をするときの言葉、それから国際社会で、国際場裏で私たちの活動をシェアするときの言葉、それから相手国の国民の皆さんに対して私たちの活動を説明するときの言葉、これらは状況に応じて使い分けなければいけません。この部分がこれまでは十分ではなかったと申し上げます。

私たちはどうしても法制度整備支援を行う人間が法律家であり、カウンターパートが法律家ですので、

つい法律家同士の言葉で、限られたサークルの中で会話をしてきてしまいました。これを私は「法律家の法律家による法律家のための法制度整備支援」と呼びますが、もちろん私たちのカウンターパートの利益を考え活動することは重要ですが、この法律家の法律家による法律家のための法制度整備支援を超えてメッセージを発信しなければならない。それが今回のこの会議のテーマである。そのためにはどのような言葉を使うべきか。船木さんからご指摘ありましたけれども、一般の方々には法律があるとどんなにいいことがあるのか、それを伝えること。それから、例えば国際社会においては、現在、国際社会で使われている言葉、それはルール・オブ・ローでしたり、SDGsでありましたり、アクセス・トゥ・ジャスティスでありましたり、ヒューマンライツあるいはピースビルディング、そうしたキーワードをしっかりと使って相手に説明することが重要であると認識しております。

ただ、このキーワードの使い方也非常に注意しなければならない面がございます。例えば基本的人権という言葉について、これはこの言葉は日本政府の法制度整備支援の基本方針の中でも目標の一つとして掲げられている言葉ですが、実は国際社会において、日本の法制度整備支援がヒューマンライツプロモーションに直接的には取組んでいないのではないかと、そのような捉え方がされていたことがあります。これはとんでもない誤解なのです。例えばJICAの法制度整備支援で、多くの先生方、関係者の皆さんのご協力を得ながら進めてまいりました民法や民事訴訟法、こうした法律はまさに人々の権利を守るためのものでありまして、直接ヒューマンライツプロモーションに取組んでいたのです。ところが、このヒューマンライツという言葉を使わずにJICAの法制度整備支援を説明してしまったがゆえに、国際社会では、日本の法制度整備支援は人権とは関係がないといったような誤解をされたことがございます。こうした教訓を踏まえて、私たちはそのコミュニティーの共通言語をしっかりと理解した上で、我々の活動を伝えていかなければならない、そのように

認識をしております。

加えて、このヒューマンライツという言葉は今、JICAとしても積極的に行っていますビジネス環境整備とも密接な関係がございます。先ほど岡垣さんから経団連の企業行動憲章の話がございましたけれども、ビジネスをするに当たって、ヒューマンライツに配慮していく。これは最近、国連が「Guiding Principles on Business and Human Rights」というものを出しておりますけれども、こうした国際場裏の議論を踏まえて、私たちは法制度整備支援を行っていかねばなりません。ビジネス環境整備を目指す法制度整備支援でも十分に留意しているということをしっかりそのコミュニティーの言葉で伝えていかねばならないのです。

正直、このようなことを申し上げますと、そんなことは当たり前だと先生方からお叱りを受けると思っています。法律づくりのプロセスの中で、ヒューマンライツ、人権に配慮する、そんなことは当たり前だ。もちろん私はつぶさに近くで拝見させていただき、また自分自身も担当させていただき、日本の支援がしっかり配慮したものである、そこは十分に認識をしているのですが、このことをしっかり言葉にして伝えていく。その社会の、そのコミュニティーの言葉として伝えていく。それは非常に重要なことであると認識をしております。また、ヒューマンライツということは、最終的には人々が安全で安心して暮らしていく、そして、人々が幸福になっていくための前提でございます。これを目指しているということとを文脈、それから相手に合わせて相手の言語で、相手にわかる言語で伝えていく、これが必要なことになってまいります。

2点目です。ネットワーキングと申しました。ネットワーキング、これはその場限りのものではなく、継続的にということをお願いしたいと考えております。より多くの場で直接、継続的にコミュニケーションをとること、これが情報の共有、発信においては非常に重要であると認識しております。これも船木さんにご説明いただきましたけれども、インフォメーションでは意味がないと。しっかりコミュニ

ケーション、これは双方向的にコミュニケーションをとること、これが非常に重要でありまして、実はこういった会議では、結局、この場限りの議論にとどまってしまうのではないかと、そういったことを危惧いたします。これを継続的にネットワークを通じて、いろいろな関係者の方々とコミュニケーションをとっていくこと、これが非常に重要なことになってまいりと思っております。

そして、その場合のネットワーキングの相手でございますが、これは例えばカウンターパートの皆さんとは当然のことといたしまして、それだけでは十分でない場合もございます。これもアナさんから先ほどご説明いただきましたが、様々な関係者あるいは様々な条件、様々な背景、そういったものを考慮しつつ、法制度整備支援を進めていかねばなりません。その場合にやはりできるだけ広くネットワークの輪を広げて、情報をしっかり集約していくこと、これが非常に重要になってまいります。もちろん言うまでもなく、カウンターパートとの合意内容をしっかり果たしていくこと、これは当然のことではございますが、こうした最終的な裨益者に対してどのようなアプローチをとっていくのか。つまり、ネットワークの相手はカウンターパートだけではないと申しました。その先にある相手国の国民の方々とも十分にコミュニケーションをとれるようにしていく。もちろん簡単ではございませんけれども、この部分、これまで十分にできていなかった、そのような反省もあろうかと思っております。

そして、カウンターパートの皆さんにはそうしたネットワーク、そして、広い関係者とコミュニケーションをとることが、カウンターパートが目指す大きな目標に向けた非常に重要な関心事であるということ、カウンターパートと認識をしっかりと共有することも重要になってまいります。カウンターパートの方々をないがしろにして、ほかの人たちとコミュニケーションをとることがいいと申ししているわけでは決してございません。ただ、カウンターパートの方々にとっても、最終的な裨益者へのアウトリーチ、これを重大な関心事としており、そこに役

に立つ、そうした活動になっていくと。そのようにカウンターパートの方々と合意した上で、ネットワークを進めていかなければならない。これは、繰り返しですが、継続的なものであり、直接的なものであり、双方向的なものでなければならぬ、そのように考えております。

以上、2点お伝えいたしました。

【渡部】 佐藤様がJICAで活動されていらっしゃる中でお持ちの問題意識について語っていただき、またコミュニケーションというキーワードも出てきたように思います。

そこで、岡垣様に少しお伺いしたいんですけども、SDGsとは非常に抽象的な概念ですが、これを発信することにどういう意義があるのかについてお伺いをできればと思います。そして、その後、コミュニケーションというキーワードが出ましたので、午前中にコミュニケーションの重要性、それからパートナーシップの重要性についてお話いただきましたアナさんにもコメントをいただき、その後、船木様、コミュニケーション部門、広報、広告代理店でご専門でいらっしゃいます船木様にもコメントをいただければと思います。まず、岡垣様、お願いいたします。

【岡垣】 簡単に申し上げますと、まずSDGsについて、国民に発信していくことがどうして重要なのかというのは、やはりSDGsというのは先進国のみの目標ではなくて、先進国及び途上国の目標、全ての人の目標であると。あと、関わってくる人々というのもNGOであったり、あるいは民間セクターであったり、政府であったり、ありとあらゆるアクター、ステークホルダーがかかわってくると。こういう人たちが自分の問題であるとそういう意識を持って取組んでいくこと、あるいは日々生活していることの中にSDGsに関わることがあると。そういうことによって、自分たちの行動意識が変わってくる、そういうことを促すことが目的です。

そして、そのためにはどういうふうにしてわかしてもらおうか。まず、SDGs、SDGsと言って名前を覚えてもらうだけではだめでして、そこをさら

に一步SDGsという言葉になれてきたら、例えば目標の1というのは貧困削減なんですけど、我々の身近な問題として今、日本では子供の貧困というのが問題になっています。こういった子供の貧困、身近な問題、これもSDGsの一つですよ。あるいは食事をする前に手を洗います。これは水と衛生の問題、SDGsの目標の6にかかわってきます。例えば目標の8についても、ディーセント・ワークというのはまさに官民挙げて働き方改革をやっているところですので、こういった問題というのが自分たちが少しずつ改善することというのが実はSDGsの達成に貢献しているんだと。こういうふうに一人一人の国民の方あるいは企業の方が自分の問題としてこれを捉えて、行動をとる、そういうことを促したいと、そういう思いから、私どもは国民にわかりやすく発信すると、こういうことに取組んできております。

【渡部】 では、アナさん、コメントいただけますか。

【グラッサ】 この機会を捉えまして、大臣に感謝をしたいと思います。法務省及び法務大臣にはお招きいただきましたことを感謝いたします。私及びアレハンドロをお招きいただきましてありがとうございます。

今までの議論の中でメッセージを伝える、コミュニケーションの話をしてきましたけれども、UNDPの経験から申し上げますと、特に国のレベルにおきまして、課題というのは必ずしもメッセージを伝えるということだけではないんです。といいますのも、メッセージを伝えるというのは私たちの主要な目標じゃないんです。私たちが仕事をするときにはパートナーとその国で仕事をするときはそれが目的じゃない。課題は多くの場合、何かといいますと、実際にインセンティブを提供して、正当性を提供して、国のカウンターパートに対して、もしくは国の当局に対して、例えば司法部門にいる人たちに対して説明をすることなのです。つまり、その国は確かに今、長期の改正、改革を行っている。これはしばしば、市民にとってはなかなか具体的に見えてこないわけです。何が起きているか、ちゃんと理解し

てもらえないわけです。私たちの法の実務家以外はなかなかわからないわけです。改革が進んでいる間には、特に、例えば危機の文脈の中で、そのような国々において、移行している国々、今までの体制が独裁主義だったのが民主主義に変わろうとしている中でちゃんと伝えていくと、情報を共有すると。それもその市民と情報を共有する。どういう改革が進んでいるかということ伝えるというのが一番重要なんだと思います。これは一緒に協力ができるのではないかと思います。

多くの場合、私たちはUNDPとしては、私たちは長期の開発機関でありますので、私たちの仕事の内容というのは当然ながら、当国政府やその他のパートナーと協力をして、その中で一緒に公共発信戦略というのをつくって、当然ながら人々というのは司法を求めている、説明責任を求めているわけですから、小さな前進があれば、それを見ることができるところです、その改革が進んでいる中で。これが私たちが考えている重要なエンゲージメントです。コミュニケーションというのは当然ながら、私たちは人間であるわけですから、夢があるわけです。これらの国々においては、人々は進展を見たいわけですから、どのような、指導者がどんなことをしてくれているかということを知りたいわけですから、そういう意味ではその分野で私たちはカウンターパートと一緒に協力をして、そのようなパブリックインフォメーションのキャンペーンを国民のためにしています。

また、国のレベルにおいて、私たちにとっても身近で重要だと思っているのは、例えば私たちがプロジェクトを作成する際に最も重要なのは、実際に一体国民が何を必要としているのか、何を求めているのか、その国の市民の夢は何かということを知ることです。評価もしくは人々の認識の調査をすることによって、司法が例えば女性にとって、例えば農村に住んでいる女性もしくは山岳部に住む女性にとっての意味は何か。もしくは都市に住んでいて、アクセスがある人たちにとっては、認識は違う、イメージも違うでしょう、概念も違うかもしれません。

ですから、その中で測定をしようとしています。評価をしようとしているんです。その上でプロジェクトの目標設定をするわけです。一緒に達成したい目標を設定して、そして、戻ってきてフィードバックを得たいと思います。といいますのも、人々と関与しますと、人々の期待も高まります。ということは常に対話をしてフィードバックをもらわなければいけません。

国際レベルにおきましては、私が共有したいと思っておりますのは、私たちの声というのがよりパワフルになるのは私たちの声が高まったときです。ですから、こういうふうなシンポジウム、例えば法遵守文化のシンポジウムは、JICAと、それから去年、ニューヨークで司法省と法務省と一緒にやったのも一つの例です。これによりまして、やっぱり人々のこのトピックに関する関心が高まります。ニューヨークにおきましても、政治のコミュニティにおきましても、なじみのないトピックであって、当然そうでしょう。これは日本の力であると思います。日本の非常に大きな特徴だと思うのです。この法と社会の関連というのは日本にとっても特徴のあるものでありますから、ぜひ喜んで日本と一緒にやっていきたいと思っている一つの例です。これは国際レベルでもやっていきたいと考えているものです。

同僚もここに来ていますがけれども、例えば年間の法の支配の会議、これはUNDPのミーティングじゃなくて、国連と加盟国と市民社会の会議なんです。一緒に集まって1週間かけて議論をするんです。どんな課題に私たちが直面しているかという議論をする。結果についてじゃないです。自分の自己評価を高めるためとか、自分を高めるために、自分をアピールするためにやるんじゃないで、どのようなチャレンジ、どんな課題に国々が直面して、法の支配を確立するためにどういうことをやっていて、どういう支援が必要なのかという議論をするんです。こうやって議論を国際レベルですることによって、重要な政策問題についての議論をするということが我々にとってもとても重要だと考えています。

コミュニケーションとはいいませんけれども、パートナーシップづくりですね。経験を共有することによって、パートナーシップづくりをするということです。一緒に成長をしていくということです、我々の仕事の中で。

それから、ここに招かれましたのは、幾つかの提案もしてほしいということだったと思います。参考になりそうな勧告をすると。例えば日本が法制度整備支援をする上でどういうメッセージを発信するかということですが、現場において、日本や日本の専門性や技術の専門家がどんな形で地元になじんで、地元の言語を学びながらつながっていくことや、一緒に仕事をしている地元の人たちとつながっていくということを見てきました。ほかの国々よりもよりなじんでやっていくというのは日本の力だと思いますし、私にとりまして、これはやはり法遵守文化に関連していると思います。相互の交換、相互の学習、交流を通じての学習です。そういったことをなさっていらっしゃるかと理解をしています。日本が活動するコミュニティではそのようなことをなさっていらっしゃるかと。

それから、今日も、いかに日本が国際会議に参加をしているかという話も聞いておりますけれども、日本というのは非常に強い招集力を持っていると思います。日本が開催をした大きな国際会議、TICADというのがあります。それから、女性のWAW!という会議があります。これも法制度整備支援に関連しているものでありまして、非常に大きな成功をなさっていらっしゃいます。ですから、日本が持っている招集力、日本の能力、国々を集めてまとめていく力というのも日本の力だと思ひまして、これからさらに強化していただきたいと思ひます。

それから、最後、SDGsの話がありました。首相が強いSDGsのプロモーションを日本で進めていらっしゃるかと伺いました。これも法遵守文化に関連していると思ひます。アレハンドロが今朝仰いましたけれども、日本が持っているユニークな力、日本の持っているアプローチを法遵守文化とつなげてSDGsにつなげていくと。16番の目標が特にそ

うですけれども、どのように平和と公正な、包摂的な社会づくりにつなげていくかというのは一つのチャンスだと思いますし、これはぜひ強化していただきたい日本の力です。

それから、最後に一言申し上げさせてください。ちょっと思っていたんですけども、本日車でホテルからこの連絡会の会場に向かって行く途中で、オリンピックのパンフレットを見ました。そういうようなメッセージをつくると、ユニティーとダイバーシティ、統一性と多様性、非常にパワフルなメッセージだと思います。UNDP、国連におきましても、これは標準的なメッセージ、いつも私たちはそこに参照してスピーチでも使うようにしています。我々の活動でもいつでも使っている標準型のメッセージがありますけれども、2020年オリンピックの統一性と多様性というメッセージというのは非常にパワフルなメッセージだと思いますので。ありがとうございました。

【渡部】 船木様、コメントいただけますでしょうか。

【船木】 今の、アナのすごい、すばらしいトークでした。感激しました。というか、皆さん、かたいですね。今、アナが言って大事だったことは対話とか学習とか学びとかと言っていたじゃないですか。今日一日ダイアログできているのかというのが、ごめんなさい、僕、すごく乱暴な言い方をしますけれど。僕、ファシリテーションとか場づくりとか案外やるんですよ。今日、一日ずっとお聞きして、僕のトークもそうでしたけれども、基本的には自分の思っていることを言いつ放しに近くて、それをどう思ったかとか、そこからどうインスパイアされてこう感じたよというふうなことが実は余りなかったなという気がしています。少し乱暴なことを申し上げます。ただ、僕はこういう国際会議的な、ある種こういうパブリックでオフィシャルな国の会議は久しぶりに僕来ているのであれですけども、もう少しインタラクティブであってもいいんじゃないだろうかと。

実は日本の法制度整備支援のすごく大事なことは寄り添い型だと。今、アナもおっしゃったように、

外国の現地へ行って、一緒になってなじんで相手の方と対話して、コミュニケーションして、その国のイメージ、ゴールを手にするということに対して一緒になってやっていく。しかも、そこに法遵守の精神があるからこそ、日本がそういうことにおいてリードできるんじゃないかというふうにお話をいただいたんだなというふうに思って、そうだよな、俺たち良いよなというふうに皆さん、思っている場合じゃないですよということなんです。それがこの場で実現できていないということはどうなんですかという話も、実は申し上げたいなというふうに思っています。すみません、びっくり水の役なので、わざとこういうことを言っていますけれども、後で批判しないでくださいね。そんなことを、ちょっと問いを立てるのが僕の仕事だということでお許しをいただきたいと思っています。

実はコミュニケーションのお話も、話すと1時間とか2時間しゃべらないといけない領域でありまして、例えばSDGsの件に関して言うと、基本的にアウェアネス、ようやくまず社会の認知を得ましたという段階なので、この後、僕の専門でいくと行動変容、態度変容まで行くまでは、実は中間目標をまだあと幾つも置かなきゃいけないんですね。そういうことの中でどういうふうにやっていくかみたいな話が当然あるわけでありまして。それは一人の力ではできなくて、逆に言うと、社会全体の物語をどうデザインするかという話に今度なってくるわけですね。一人一人の物語をどういうふうにデザインするか。

リーダーシップということを皆さんはどういうふうにお感じになりますかということに裏返すとなります。誰かが何かを決めてくれるリーダーシップではなくて、これから今、協働、パートナーシップの時代、17番、16番もそうかもしれませんけれども、これをなし遂げたのは私たち自身であると、我々だと。一人一人がこれをなし遂げたということに対してコミットメントできるような物語がつかれるかという話であります。これをグローバルの観点で見ると、あるコミュニティーの中で考えるか、それは

縮尺が変わります。オリンピックがあると突然、みんな日本人になったりしますからね。隣町の隣村とえらい喧嘩ばかりしているのに、長野県も隣と仲いいか悪いか余りわかりませんが、でも、オリンピックになればとか。あと、ワールドカップで、この間ラグビーもね。ラグビーなんか別に日本人じゃなくてもとか、日本国籍であるかどうかは別としても、ジャパンにかかわっていただいていると、ある種3年とかでしたっけね、ちょっと僕余り詳しくないんですけども、であれば桜のジャージを着てくれて、一緒になって涙が流せるという物語じゃないですか。実はそういうふうにコミュニティーだったり、コミュニケーションをとろうとする集団としての、グループとしての縮尺は幾らでも変えられるんですね。何か一つのメッセージで一つの色に全体を染めようなんてことではなくて、相手の状況、自分の状況、それをお互いで持ち寄って対話して理解し合った上で、ゴールに向かってそれぞれ今何ができるだろうかと、これこそコミュニケーションであります。

実は僕、今日のこのチラシも含めて、日本語の中の「発信」という言葉はやめたほうがいいよと何度か僕言っているんですけども、結局発信になっちゃっている。発信というのは自分は変わらないまま、ただ出すというイメージがどうしても日本語上強いんですね。

今日、キーワードで僕、実は学習とか学びとか振り返りと出ていたと思うんです。これから、本当に日本社会で今一番、世界で一番大事なのは実は学びとか学習なんだと思うんです。社会教育という領域があって、経験学習という概念をここでお話して理解いただけるかどうかちょっとわからないんですけども、学びというプロセスをぜひ本当の意味で皆さんの手で手にしていただきたい。今日は実は語られたのは学びの話なんです。日本型の寄り添い方の法制度整備支援というのは、一方的な押しつけではなくて、恐らく両者の関係性の中から生み出されていくものだと。実は支援という言葉に僕ちょっとかみついたというか、ひっかかったのは、どうし

でも自分たちは変わらないんですよ、支援している側は。違うんですよ。関係性の中から自分たちの意味をリフレクションして、自分たちもこの経験を通じて何かを学んだ、経験したということこそが、相手国を含めて、伝えるべきことなんじゃないかと僕自身は思うんです。自分たちがこの経験を通じて変わった、変わってきた、ないしはこれからも変わっていくんだと。その結果として、こういう経験を我が国はしているから、皆さんにこの思いをシェアしたいんだと。多分そういうたたずまいが必要なんじゃないだろうかというふうに思います。実はこれ法制度整備支援の話じゃなくて、日常の夫婦間の会話かもしれませんけれども。実はこういうことのたたずまいがコミュニケーションという領域にはちょっと必要だということでもあります。ちょっと僕、法の分野でそんなテクニカルな話の領域において、そうかどうかは僕ちょっとわからないので、ここは大分アウトで逃げますけれども、コミュニケーションというのは実はそういうことでもあります。

僕も、地球環境パートナーシッププラザという、環境省さんと国連の大学さんと一緒にやっているアウトリーチの団体の運営委員をずっとやっているの、実はSDGsもずっとかかわってはきているんですね。幾つかの自治体もSDGsは総合計画に書いて、長野県も来年度から始まる総合計画に基本的に入れていくんですけども、まだなかなかマークとシールしか貼れていなくて、その本当の意味のリアリティーがまだ生み出されていないので、これからかなとは思いますが、やはりグローバルに社会がどうあるべきかという一つの大きな物語に対しての一つのフラグであることは間違いがないと思います。そういうことに対して、ルール・オブ・ローといいますか、法がどのような機能、役割を果たせるのかというのは、実はすごく大きな物語の重要なポイントかなと思っています。

そのときに、法の業界の人たちは、法に関わっている人たちは、ルール・オブ・ローで多分通じるんだらうというふうに思うんですが、それをどういうふうに伝えるべきことなのかというのは僕にはわか

りません。ガバナンス・オブ・ローという概念かなとかとちょっと、英語が得意じゃないんで、それが正しい言葉かどうかわかりませんが、自らが何かによって、ないしは何かを信じていると。それによって自らが律されていくというのかな。何かそういう感覚もありながらも権力を縛るという観点の意味においては、ルール・オブ・ローという概念があるんだという、多分そういうような捉え方なのかなと思っています。

最後に、僕自身の経験で申し上げると、尼崎市役所で5年間、1・17なので、阪神・淡路の大震災があったばかりの日にちの追悼みたいな話もついあったばかりですし、3・11もそうですが、避難所の支援とかやっぱりするわけですよ、自治体でありますとですね。そこでやっぱり起きて、経験したことは何かというと、避難所の運営に関して色々なことが起きます。本当に緊急時で大変なことが起きます。でも、うまく行っている避難所と、大変なことになって要求ばかりしている人たちが集まっている避難所の違いは何かというと、ちゃんと自分たちでその避難所運営のルールを自らが作っていく避難所はすごく穏やかで、全然問題も起きなかったり、ないしはそういう芽があるとちゃんと摘むようなことになったりするという経験をしてきました。自分たちで作ったルールは自らが守るということがやっぱりすごく重要なことのベーシックなものかなと。このコミュニティー、自分の所属しているところのルールは何だろうと、それを一緒になって作られて、それを信じて守っていきこうよって、多分そういうことなんじゃないだろうかなと。まさに今、自治とか学習とか学びとか協働とかパートナーシップとかというのが、本当の意味で重要な時代になってきているというのが、今の社会の、世界のこの状況を見て、すごく感じることであります。

その意味において、安全保障の根本である法という概念をお持ちである皆様こそが、社会に対して、世界に対してメッセージすべきことというのはきっと沢山あるんだらうなというのが今日改めてここに来て感じたことであります。

【渡部】 ダイアログということに関しては、これから、約15分間で皆様の質問を受けながら、できる限りダイアログをしていきたいと思っております。

また、ルール・オブ・ローについて、この部屋は皆、共通認識があるだろうとおっしゃいましたけれども、果たしてそうなのかということについても疑問なしではないように思います。

時間管理が得意だと言いながら、なかなか時間がなくなってまいりましたが、質問を、あるいはコメントをいただきたいと思っております。まずは、大阪会場にお願いいたします。

【司会（東尾）】 大阪会場です。では、こちらからお願いたします。

【身玉山】 大阪会場の身玉山宗三郎と申します。大阪観光大学で准教授をしています。インドネシアの法制度整備支援にかかわったことがあります。外務省で専門調査員、JICAでインドネシアの司法改革支援企画調査員として務めさせていただきました。幾つか、二、三点簡単にコメントなんですけれども申し上げたいと思っております。

まず第1点は、いただいた資料で重大な誤植というか、誤訳があるので指摘します。今の後半の日本の法制度整備支援を誰に、何を、どう発信すべきかという点なんですけれども、これは僕は誤植だと思っていて、今回の趣旨から言うと、日本の法制度整備支援が持っているメッセージを誰に、なぜ、何を、どのように発信すべきかとすべきだったと思っております。その点、英語が正しくなっています。ですので、先ほどの伊藤副部長は、あたかも日本が法制度整備支援をやっていますよという事実が知られているか、いないかということの問題にされていましたが、そういうことではないと思っております。

次に、中身の話で、私のほうからちょっとミクロの指摘をさせていただきたいと思っております。日本の法制度整備支援が持っているメッセージを日本語に言いかえると、日本の法制度整備支援の狙いと言いかえることができるのではないかと思います。その狙いというのは各プロジェクトによって違うわけでは

ので、誰に、なぜ、何をという部分はその狙いによって変数として変わっていくものだから一言では言えないと思っております。私の場合は、インドネシアで、和解調停制度整備支援とか知的財産の制度整備支援をしております。先ほど佐藤先生がメッセージのお話をなさっていて、隔世の感があるなど思ったんですけれども、2007年から2009年の2年間で終わった和解調停制度支援というものがあまして、その後段でインドネシア側もプロジェクトチームをソシアリザシーとって周知することが必要なのだということを強く申し上げたんですけれども、その2年のプロジェクトはうまく行ったから、そんなものはしなくていいのだというふうにおっしゃったのはまさに佐藤先生だったので、隔世の感があるなど思いました。そのときもDVDなどで動画などをつくったんですが、余り普及する機会を持つことはできませんでした。ですので、どのように何を発信すべきかという点については、どう制度がよくなったのか、何が改革されたのかという点、そういうことを制度の、我々がかかわった制度改革された制度のユーザーに対して発信していくというのが必要で、本日、上川大臣が来ておられますので、上川大臣は国会議員でもあられますから申し上げますと、ぜひ予算化してほしいと。プロジェクトにこの発想を必ず組み込み、発信するところまでプロジェクトで持つということを申し上げたいと思っております。

最後、さっき学びという言葉があったんですけれども、それはおっしゃるとおりで、最近私、観光大学ということで、日本の観光政策がインドネシアの観光政策にどう役立つかという観点から論文を書き始めたんですが、最終的にはどういう論文になったかという、日本の観光立国推進基本法には観光についての法的な定義はほぼない一方で、インドネシアの観光法、タングーパーシタタンというものは、観光というものの法的定義が3つの言葉に分解されて詳しく定義されていると。そういったことを日本のほうが学ぶ必要があるのではないかというような結論の論文になったところでもありますので、これは私がインドネシアの法制度整備支援に携わったとい

うこととかかわりますので、お互いの学びという言葉は非常に大事だと思いました。

【渡部】 実際のご経験に基づくコメントをいただき、ありがとうございました。では、東京会場のほうで、原先生、お願いいたします。

【原】 ありがとうございます。私、弁護士の原と申します。2014年12月から西アフリカのコートジボワールに現地専門家として赴任しておりまして、昨年4月に戻りました。これは副理事長からご紹介いただいた案件でございます。

それで、日本の法制度整備支援のメッセージということでいろいろお話も出て、それからSDGsのお話も出たのだと思ったんですけども、私、なぜそもそもアフリカに行ったか。アフリカに対する本格的な法制度整備支援の専門家として送られるのは私が1人目だったんですが、それは先ほどアナさんからもご紹介のあった2013年のTICAD5で、平和と安定した社会を構築するということが柱の一つというふうに新たに決まったと。そのことで、その流れで私がコートジボワールに司法アドバイザーとして行くことになりました。現地で最初にドナー会合に出たときに大変好意的に迎えられました。どのドナー、フランス、米国、それからEU、それから数々の国連機関、UNDPからも大変歓迎していただきました。ただ、私、2年4カ月の間、支援の現場にいながら、毎日、なぜ日本がここでこういう支援をするんだろうということをずっと頭の片隅で考えている、そういうこともありました。要するに非常に遠いんですね。なぜ、ここでこういう支援を自分がやる、このことの意味があるかと。それから、ここに来てこういう支援をしているからには、日本が支援してよかったという形にしたいと思ひ、色々工夫を凝らして、一応形になったとは思っておりますけれども、その中で米国でもない、フランスでもない、それからEUでもない、国連機関でもない、日本だからできる支援とは何だろうということはずっと考え続けるわけでございます。

それで、今日、日本の支援については大分いろいろ深い議論がなされましたが、やはり経験共有、そ

れから、人づくりというところにつながる支援、これは恐らくコアだと思っております。私もそこには気をつけながらやっております。それで、こういう日本の支援をするということは恐らく良いことなんだと思うんですよ。ただ、世界中の全ての国にこの支援をすることもできないし、それから、いわゆる選択と集中というのはどうしても必要になると思います。それで、私は現場でいたときには、いつも自分が今ここにいて、この支援をしているということ自体がいわばメッセージであるような、そういう印象というのを受けておりました。ですので、恐らく今も当然ですけれども、沢山のアジアを中心とする国々でそれぞれのプロジェクトが行われているわけですけれども、プロジェクトが行われているという、プロジェクトを行っているということ自体が我々から送っているメッセージという見方というのが一つできるんだろうと思っております。ちょっとこの点は言及しなかったところです。

それから、持続可能な開発目標、今日はずっと紹介されておりますけれども、この16.3にあらゆる人への平等な司法アクセスの実現というのがあります。私がかかわらせていただきました司法アクセス改善支援のためのコールセンターの設置というのをいたしましたけれども、これはこの16.3の恐らくど真ん中ストレートだろうと自分のほうでも思っております。これはちょうど先週土曜日に、持続可能な開発目標16.3を実現する効率化の国際協力というお題で、ある団体のために私が話をさせていただきました。参加されたのはほとんどが大学生の方でしたけれども、後でいただいたアンケートを見ましたら、SDGsに関心があったから参加したという方もいらっしゃいました。

この16.3ですけれども、気をつけて見てみましたけれども、なかなか例えば新聞などでこの16.3について紹介されている一般的な記事というのは余りというか、ほとんど見たことがないと思いますが、法制度整備支援の関係などでこれとリンクづけなどが今後なされてもよいのではないかなというふうに思っております。

【渡部】 先ほど物語という話が船木さんから出ましたが、恐らく原先生はコートジボワールで活動なされる中で非常に大きな物語をお持ちなのではないかと思っておるところです。ぜひ機会がありましたら、それを皆にシェアしていただければと思います。

【佐藤】 申し訳ありません。その物語のシェアにつきましても、今、原さんのコートジボワールの活動も含め、本当に先生方、関係者の皆様はずっと支援いただいて、沢山のエピソードがございますので、それをまとめた書籍を現在つくっておまして、今年4月に「世界を変える日本式「法づくり」」というタイトルで発刊される予定でございますので、ぜひその物語を皆さんのお手元で確認をしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【渡部】 そうしましたら、終わりの時間も迫ってまいりましたので、今日のパネルに出ていただいた皆様から、皆様1人1分をお願いできますでしょうか。岡垣様からお願いいたします。

【岡垣】 ありがとうございます。

私はSDGsの広報という観点から、今日はお話をさせていただきました。SDGsというのはまさにふわっとした、一般の方にはなかなかわかりにくいもので自分自身に関係ないと。余り自分と結びつけて考えないような国際的な課題であると思っております。法制度整備支援、日本がこれまでやってきた支援、協力というのは非常に現地で評価され、なおかつ非常に素晴らしいことをやっている。これをまさに本日の議論を踏まえて、どんどん発信していく。メッセージをいかに、どういった対象に伝えていくか、こういったことを今後また皆様と一緒に考えていければよいと思っております。

【佐藤】 法制度整備支援の特徴といいますのは、私はその一つは関係者の多さにあると思っております。余りにも沢山の方々に支援頂いて、支援というのはこの活動を支えていただいておりますので、確かにこれまでダイアログあるいはコミュニケーションというものが十分にとれたのかというところは、大きな反省ないし教訓として残しておきたいと思っております。今日、指摘いただいたことを含めて、今後改

善をしていかなければならないところだと思っております。ただ、関係者が多いからこそ、そのパートナーシップによって大きなインパクトが生じるのであろうと、そのように信じております。それがいかに難しいことであれ、我々はそこに向かって努力していく。それがひいては途上国の人たちの幸せ、そして我々の幸せにつながっていくだろうと思っております。ありがとうございます。

【船木】 いろいろ失言や暴言、心からおわびを申し上げます。人生で初めてこんなに法のことを考える3カ月をいただいて、僕としてはすごい良い経験を頂きました。法のあり方とか、改めて自分自身の生活が法によって守られている、支えられているというようなことに普通の人、一市民として感じる機会となりました。失礼な申し上げ方をしたのは本当に問いを立てるとというのが私の仕事であるということにおいて免じていただいて、今後ともよろしくお願ひしたい。また皆様のお仕事、ご活動がより発展することを心より願って、今日はよい機会をいただきました。どうもありがとうございました。

【グラスサ】 1点、最後に私の印象です。非常に豊かな議論をしました。充実した議論でした。最後になって、結局我々法律家であり、法律専門家であり、検事であり、弁護士であり、決してコミュニケーションの専門家でもなく、ベストな形で物語を語る専門家でもありません。ですから、やはりそういった物語を語るという力に頼らなくてはならない。しかも、それがすごいインパクトを及ぼすんだ、人の心、人の考え方に影響を及ぼすんだということを実際に目の当たりにしているわけです。ですので、日本発信のもっと沢山の物語、法制度整備支援の物語をこれからもいろいろ聞きたいと思っております。改めてご招待ありがとうございます。

【伊藤】 本当にここまで、今日の法整備支援連絡会も無事に来れてほっとしております。ちょっと変わったテーマではありましたがけれども、本当に多くの皆様からいろいろなご示唆をいただいたということで、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

本日のキーワードの一つ、コミュニケーションで

あったと思いますけれども、こういったコミュニケーションの場があって、皆さんからいろいろなご示唆をいただくということで、その重要性を改めて感じているところでございます。私どもとしまして、引き続き法制度整備支援について、皆様のご協力を頂きながら、今日、これでこのテーマのシンポジウムは終わりですけれども、今回のこのことをまた次につなげていけるように頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【渡部】一つ申し上げます。アナとアルバレスが早速今日の連絡会の様子を写真入りでツイッターにツイートしてくれました。非常に早い発信だと考えております。ありがとうございます。発信の早さというのも一つのポイントにはなるのかもしれませんが。

長時間にわたり、皆様ありがとうございました。こうやってこの場を持ったことが、日本の法制度整備支援において物語の一部になればいいなと思っております。長時間、パネリストの皆様どうもありがとうございました。会場の皆様もどうもありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】

パネリスト、モデレーターの皆様、ありがとうございました。

それでは、ここでJICA理事の前田秀様より、本連絡会の総括をいただきます。

前田秀 JICA理事 総括

【前田】本日は上川法務大臣のご臨席も得まして、終日、日本の法制度整備支援の発信力をテーマに沢山の方々にご議論いただきました。最後までご出席いただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

午前中は私どもJICAの副理事長の越川、また国連事務総長室法の支配ユニット長のアレハンドロ・アルバレス様の基調講演がございました。また、午後におきましては、UNDPのグラスサ様、それと博報堂の船木様のプレゼンテーションに引き続きまして、2部に分けて、法制度整備支援の持つ価値、またそれをどのように伝えていくのかという論点に

分けまして、パネリストの皆様にご議論をいただいたところです。会場の皆様のご参加も得まして、活発なご議論をいただいたことにつきましても重ねて感謝いたします。

第1部におきましては、アルバレス様より、法の支配に関する30年間の協力を踏まえて、我々の経験と法の支配に関する支援の効果について学ぶことにもっと努力しなければいけないと。SDGsは逃すことのできない機会であるといったことのご講演をいただきました。法制度整備支援が国際的な視点でSDGs 16の達成に貢献する事業であること、また人間の安全保障の具体化と法遵守の文化の浸透の重要性、さらには政治的リーダーシップの必要性も強調されたところであります。

また、よく指摘をされますけれども、日本がアジアにございます非欧米国として、欧米の法制度を取り入れたという経験に基づきまして、各国固有の文化、社会的背景を考慮に入れた上で長期的な変化を促すアプローチをとっていることの価値が改めて確認できたと思っております。

さらに、日本から検察官、裁判官、弁護士出身の法律家の方々が長期専門家として派遣されまして、日常ベースでの関係を構築することによりまして、当初期待していなかったメッセージが伝わった。あるいは予想外の価値を一緒に見出したといったことなどの日本流の協力のよい点も実際の事例をもとにご指摘いただいたとおりであります。

それから、UNDPのグラスサ様からは、各国での支援の実例をご紹介いただくとともに、持続可能開発は平和をサポートし、その逆も成り立つと。そして、司法制度が個人生活と社会の質を向上させるために存在すると信ずること、これが日本が見本でありますけれども、法律を遵守する文化の本質であるというお話がございました。

一方、博報堂の船木様からは、本日のテーマである発信力に関連いたしまして、法によって実現しようとするもの、これは平和な社会ということでございますけれども、これをよく考えて、対話をする相手の文脈を理解して共同作業としてわかり合うとい

うことの大事さをご指摘いただきました。上から目線でない言葉も大事ということも言ってくださいましたけれども、我々といたしましては、法制度整備支援がコンテキストも含めて物語として伝わってほしいということで受けとめていきたいと考えております。

また、それを受けまして、パネリストの方々为抓手と船木様の言葉を受けとめて議論が進んだというのは非常によかったというふうに思います。もちろん、課題は多々ございますが、現場ではコミュニケーションもよくできているように思いましたし、むしろ日本の中あるいは相手国の専門外の方々にこの価値に気づいてもらうということ、継続的なアウトリーチを行って、沢山の関係者をインボルブしていくということが課題なのではないかと思われました。外務省さんも非常に頑張って、ピコ太郎まで担ぎ出して頑張ってください非常にいいんですけども、大事なの中身ののだろうというふうに思います。

また、共通言語を使うということも忘れてはならない重要な視点だろうと感じました。

私ども JICA は一昨年 12 月に、当時 UNDP にいらっしゃいましたアルバレス様と、グラッサ様を初めとする UNDP の法の支配チームの皆様と一緒に、ニューヨークで法遵守の文化をテーマとした共同のシンポジウムを開催したところであります。本日の皆様からのご発表におきまして、この共同シンポジウムでの議論を受けて、国際的に法遵守の文化を育む必要があるというご指摘がありましたけれども、法制度整備支援が持つ価値の一つとして情報発信できるものだと私どもとしては考えております。その点が確認できたということは本日の成果だろうと思えます。

先日、JICA 理事長の北岡が上川大臣を表敬させていただきましたけれども、その際にも日本の法制度整備支援につきまして、国際場裏での情報発信の重要性が確認された次第であります。今日の充実した議論を JICA としても、法務省、それとほかの関係機関の皆様、さらには相手国のパートナーと

ともに、今後の我々の仕事に反映させていただきたいと思っております。

改めまして、本日は大変ありがとうございました。
(拍手)

【司会 (梅本)】 続きまして、上川陽子法務大臣から皆様にご挨拶を申し上げます。

上川陽子法務大臣挨拶

【上川】 皆様、本日は午前、午後と長時間にわたりまして、法整備支援連絡会、このシンポジウムにご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。私は途中からの出席でございましたが、ただいまの最後のパネルにおいて、午前中のご議論も踏まえた形で大変密度の濃いダイアログが行われたものというふうに思っております。最後のこの場面に間に合ってよかったなど、こんな思いで今聞かせていただいたところでございます。

国際連合の事務総長室のアルバレス様の基調講演については、残念ながら伺うことができませんでしたけれども、後ほどまた内容につきまして拝見させていただきたいと思えます。

また、国連の開発計画のアナ・グラッサ様におかれましてはプレゼンテーションをしていただき、ただ今は大変角度の鋭いご指摘をいただきまして、大変ありがとうございました。

この会場は東京の会場であります。大阪の会場にもご参加をいただいております。恐らく時間が許せば、もっともってご質問もご意見もいただけたのではないかと思います。これはスタートだという位置づけで、また更にこうした機会を多く持ちたいと思っております。主催者の一機関といたしまして、法務省としても心から御礼を申し上げたいと存じます。

今回は 19 回目の法整備支援連絡会ということでありまして、先ほどテーマの設定について、船木さんから、発信という言葉については違和感を覚えるという鋭いご指摘もございましたけれども、日本の法制度整備支援のメッセージをいかに共有し、そしてコミュニケーションしていくのかというのが本論の中

で打ち出されたのではないかというふうに思っております。

私どもも、我が国の法制度整備支援の特徴ということについては、様々な皆様のご指摘もございまして、寄り添い型の支援であるというところについては、自信を持ってこうした方針を貫いてまいりました。そして、そのことの意味ということについては、しっかりとしたメッセージとして、いろんな方々にお伝えをしていくということについては、まだまだ努力が足りないなと思っております、その意味で、今日のシンポジウムを含めまして、大変有意義な貴重なご意見を沢山いただくことができました。

私は今、法務大臣を務めておりますが、SDGsの国連での取組みにつきましては、先進国、途上国全ての、政治もそうありますが、企業も一般市民の皆さんも同じプラットフォームで活動していくコミュニティであると思っております、こういった共有感の中で法制度整備支援そのものも、SDGsで言いますとゴール16にかかわるところであります、先ほど来お話がありました人権、ヒューマンライツというところの部分も私どものカバレッジになっておりまして、このヒューマンライツの部分はゴール5の女性の活躍でありますとか、ゴール10にかかわる部分も不平等な状態を改善していくという意味でかかわっておりますので、SDGsのゴールを16にとどまらず、ほかの部分についても私ども法務省の政策の中にしっかりと取り込んでいくということが自分自身の組織そのものの、今行われている業務そのものを改革していくことにもつながるのではないかと思っております、その意味でSDGsの重みというものについては深く追求をしてみたいと、こう思っているところであります。

我が国におきましても、先ほどお話が多分あったかと思いますが、SDGsを達成するために内閣に総理大臣をトップといたしますSDGs推進本部を設置しておりまして、昨年12月26日ではありますが、クリスマスの次の日ということではありますが、推進本部を開催いたしまして、SDGsアクションプラン2018とするアクション、具体的な行動計

画につきまして、関係閣僚の参加のもとで決定をさせていただきました。当然、この中に法務省も含まれるわけでありますので、私どもの今推進している、国内においては再犯防止、二度と再び犯罪を犯さないための地域社会における様々な取組みということについて、法律と計画をつくって取組んでいるということ、このことについてもSDGsの取組みのアクションプランにも含ませていただいたところでございます。

これは2020年に第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議、京都で開催することになりましたが、コンGRESSが開催されることになりまして、まさにSDGsの達成に向けた議論を予定しているところでありますので、これに向けて、こうした1つずつのアクションプランも十分に実現をすることによって、大きな成果を上げてまいりたいというふうに思っております。

今日のテーマにつきましては、SDGsと法の支配を国際的に各国にも浸透させていくために、私どもの日本型の司法制度、このものの持つメッセージあるいはパワーをソフト外交、ソフトパワーとして位置づけて司法外交として展開しようと、こうした大きな旗を立てながら、今進んでいるところでございます。

しかし、いかに旗を立てようと、今日の議論のとおり、様々なステークホルダーの皆様あるいは様々な階層の中で、国民の皆様にも、日本もそうですし、また相手国の国民の皆様にも理解していただかなければいけない。いろんな形で一人でも取り残さない社会をつくるためには、こうしたコミュニケーションのあり方については追求してもし切れない大きな課題を抱えているものというふうに思っております。その意味では今日のご議論、多くの示唆に富んだご議論をいただきましたので、やっていることは何のために、そして誰にこのことが、公益が均てんするののかということについても十分に検討をしながら、的確な正しいメッセージを皆様にお伝えすることができるよう、これからも努力してまいりたいというふうに思っております。

私は昨年8月3日、法務大臣を務めることになりましたが、自民党の司法制度調査会長を務めた折に、この問題につきまして提言をまとめさせていただきまして、提言した5つの方針の中の一つに、日本の司法外交を国内外に発信するための総合的な情報戦略を策定するという一文を入れさせていただきました。今日のご議論でも大変熱心にご指摘をいただきましたけれども、効果的な情報発信というキーワードの中に込められる意味というのは単なる事実を伝達するというだけではとどまらず、コミュニケーションし、そのメッセージをストーリーとしてつなげていくということ、そして、それをしっかりとコミュニケーションしていくということ、そして、相互に学び合っていくということ、このことにつきましては、船木さんの厳しい鋭いご指摘をしっかりと踏まえた上で、今後にも生かしていきたいというふうに思っております。

実は、一昨日までタイとマレーシアを訪問してまいりました。昨年はベトナムとミャンマー、そしてインドネシアを訪問させていただきました。いずれの国々におきましても、UNAF E Iの実施する国際研修を含めまして、我が国の法制度整備支援に対しまして高い評価をいただいているということを確認したところでございますし、また今後の期待も大きなものがあるということも実感した次第でございます。そして、そのご期待の中にあるものは何なのかということ深く考えてみますと、やはり我が国の取組みが互いを尊重し合う、そして協力をしながら法の支配を実現することによって、我が国もそうでありますが、相手国もそうでありますが、我が国におきましても、双方の法の支配を均てんすることによってメリットがある。発展をし、また成長することができる。また、それはひいては平和と、そして安定につながっていくと、こういうある意味では考え方あるいは理念そのものが理解をいただいたからこそ、このことが長い間可能になったものではないか。その意味ではパートナーシップの芽というのは確実にこの取組みの中に均てんしていると感じているところでございます。ただ、船木さんのご

指摘のとおり、評価されているからこれでいいというものでは全くございませんので、お互いに学び合い、また振り返りをしながら、更に進化をしていくということも大切ではないかと思っております。

今後、グローバル社会になりますので、企業活動はもとより、人の移動も含めまして、多くの方がボーダーレスで活動をする時代でございます。そのときに自分の目線のみならず、相手国の立場あるいは相手国の目線に立った形でこの法制度整備支援が役に立つことができるようにしていくということも、今後の大きな目標になろうかと思っておりますので、その際もSDGsの考え方にしっかりとリンクしながら取組んでまいりたいと、私のほうの決意もあわせて、表明をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、今日は一日、大変密度の濃いご議論をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。産学官、国際社会の皆様も含めまして、様々なステークホルダーの方々にお越しをいただいでディスカッションでございました。皆様のそれぞれの役割、そして持ち味をしっかりと Networkingしながら、その総力を結集して、これからも法制度整備支援の活動をさらに進化させてまいりたいというふうに思っております。

私どもも今後、4月からは官房国際課ということで法務省の中にこの分野につきましての司令塔機能をつくるべく、今新設の予定で準備をしているところでございます。様々なステークホルダーとネットワークをしっかりと結びながら司令塔の役割を果たし、またスタートダッシュでしっかりと取組んでまいりたい。スピード感も要請されるということでもありますので、しっかりと取組んでまいりたいというふうに思っております。

最後であります。この機会をおかりいたしまして、今日の会議場になりましたこの場所ですが、実はこれまで法務総合研究所の国際協力部、これは大阪市を拠点として活動をしてまいりました。また、国連のアジア極東犯罪防止研修所、UNAF E Iのほうは東京都の府中市を拠点としてまいりました。昨年10月にこの国際法務総合センターの国際

棟に2つの組織が合流をしまして、そして業務を開始しているところでございます。

今回、国際棟をメイン会場として開催するわけでしたが、法制度整備支援連絡会、これはメイン会場を一番初めに使っていただくということで大変記念すべき会になったと思っております。一層この2つの部署が同じ建物で連携をしながら、ネットワークをありながら、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますし、また官房国際課の新設ということでありますので、こういったところも十分に連携をしながら、法務省外の様々な機関とよりネットワークを深くしながら国際協力を展開してまいりたいと思っております。どうか今後とも、とりわけ若い世代の皆さんに大きく貢献をしていただくことができるような、そうしたユースの取組みということについても力を入れてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひ、今日の機会を通じて様々なチャネルを通しダイアログをしていただきまして、この分野におきまして、更に大きな発展ができるように皆様のご尽力を心からお願いを申し上げる次第でございます。

私はこの後の懇談のセッションに出席ができませんで大変残念ではありますが、ちょっと私のほうから一方的な、今聞かせていただいた思いも、メッセージも込めて思いをお話しさせていただくことができましたこと、とてもありがたく感謝申し上げます。後ほどの大きな話合いというか、様々なダイアログが発展できるように心から期待し、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【司会(梅本)】 それでは、公益財団法人国際民商事法センター理事長の大野恒太郎様、閉会のご挨拶をいただきたいと思っております。

大野恒太郎 公益財団法人国際民商事法センター理事長 挨拶

【大野】 それでは閉会に当たりまして、一言ご挨拶をいたします。

今日は法制度整備支援における発信力をテーマ

に、長時間にわたり、大変刺激的で充実した会議が行われました。また、お忙しい中、現職の大臣としてはこの連絡会に初めてご出席になり、大変ありがたいご挨拶をされました上川法務大臣、はるばる国連、ニューヨークからお越しになりましたアルバレスさん、グラッサさん、そして熱心に会議に参加された東京会場と大阪会場の皆様、本当にありがとうございました。

法制度整備支援は、この会議は今回で19回目を迎えるということですが、その間の状況の変化を受けまして、法制度整備支援も相手国の実情に寄り添いながら着実に実効性のある支援を行うというその基本姿勢を堅持する一方で、基本的な法制や司法制度の構築だけではなく、急激に発展しつつある情報通信の関連等も含めまして、より実務的、今日的なテーマに対しても積極的に取り組むことが求められております。

また、我が国と相手国との関係につきましても、先進的な日本から発展途上国に教えるというあり方から脱却して、不断に発生する様々な法的な問題に対してどう対処すべきかをともに検討し、研究し、学んでいくという、そうした方向に徐々に変わっていくのではないかと考えております。

そして、当財団の会員の多くを占める企業の側から、これらの国との間で日々生じる法的な問題に対して、迅速かつ適切に対応し得る体制を整備することについて強い期待が寄せられております。財団としましては、引き続き法務省、JICAを初めとする関係諸機関、弁護士の方々、学者の方々、諸外国関係機関等と協力いたしまして、これら多数のステークホルダーの間でいわば触媒のような役割を果たしてまいる所存でございます。

それでは、大切なことはこの会議を今回限り、会議をやったということで終わらせるのではなく、その成果をそしゃくして、今後の法制度整備支援の活動に生かしていくことだろうというふうに考えております。我が国の法制度整備支援のますますの発展と皆様のご活躍をお祈り申し上げて、閉会の挨拶いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（梅本）】最後に、来年度の法整備支援連絡会のご案内をいたします。第20回法整備支援連絡会は平成31年2月1日金曜日の開催を予定しております。どうぞ次回もよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第19回法整備支援連絡会を終了いたします。

皆様、本日は長時間にわたり、ご参加ありがとうございました。大阪会場の皆様も本日はありがとうございました。（拍手）